

平成28年第1回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 (3月8日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○出席説明員	5
○欠席説明員	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○会議時間の延長	6
○会議録署名議員の指名	6
○諸般の報告	6
○会期の決定	8
○村長所信	8
○一般質問	17
清水良一君	17
安藤重行君	31
一木重夫君	40
杉田一男君	48
稲垣勇君	58
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	73

○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○散 会	9 2



第 2 号 (3月9日)

○議事日程	9 3
○出席議員	9 4
○欠席議員	9 4
○出席説明員	9 4
○欠席説明員	9 4
○事務局職員出席者	9 4
○開 議	9 5
○会議時間の延長	9 5
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第 1 7 号及び議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第 2 0 号から議案第 2 8 号までの上程、説明	1 1 2
○平成 2 8 年度予算特別委員会設置の動議	1 1 9
○予算特別委員会より報告	1 2 0

○散 会	1 2 0
------	-------



第 3 号 (3月18日)

○議事日程	1 2 1
○出席議員	1 2 2
○欠席議員	1 2 2
○出席説明員	1 2 2
○欠席説明員	1 2 2
○事務局職員出席者	1 2 2
○開 議	1 2 3
○会議時間の延長	1 2 3
○諸般の報告	1 2 3
○議案第20号から議案第28号までの委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○発議第1号の上程、説明、採決	1 3 1
○閉会中の継続調査の申し出	1 3 2
○閉議及び閉会	1 3 2
○署名議員	1 3 3



小笠原村告示第1号

平成28年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年2月22日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成28年3月8日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	清 水 良 一 君	2番	安 藤 重 行 君
3番	一 木 重 夫 君	4番	鯨 江 満 君
5番	杉 田 一 男 君	6番	稲 垣 勇 君
7番	佐々木 幸 美 君	8番	池 田 望 君

不応招議員（なし）

平成28年第1回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成28年3月8日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 議案第 1 号 小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）
- 第 2 議案第 2 号 小笠原村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（案）
- 第 3 議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 4 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 6 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）（旅費関係）
- 第 7 議案第 7 号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 8 号 小笠原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第 9 号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 第10 議案第10号 小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第11 議案第11号 小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第12 議案第12号 母島村民会館の指定管理者の指定について（案）
- 第13 議案第13号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）
- 第14 議案第14号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について（案）
- 第15 議案第15号 平成27年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）
- 第16 議案第16号 平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第17 議案第17号 平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第18 議案第18号 平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第19 議案第19号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成23年度～平成27年度変更）（案）
- 第20 議案第20号 平成28年度小笠原村一般会計予算（案）

- 第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第 2 9 議案第 2 9 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成 2 4 年度～平成 2 8 年度）
- 第 3 0 同意第 1 号 小笠原村農業委員会委員の任命の同意
- 第 3 1 同意第 2 号 小笠原村教育委員会委員の任命の同意

出席議員（7名）

1番	清水良一君	2番	安藤重行君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	稲垣勇君
8番	池田望君		

欠席議員（1名）

7番	佐々木幸美君
----	--------

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	渋谷正昭君
教育長	松本隆君	総務課長 事務取扱	渋谷正昭君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
環境課長	深谷雪雄君	建設水道課長	篠田千鶴男君
母島支所長	湯村義夫君	出納課長	菊池元弘君
教育課長	大津源君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田 望君） ただいまから平成28年第1回小笠原村議会定例会を開会します。

初めに、昨日、まことに残念ながら菊池滋夫氏がお亡くなりになりました。

故菊池滋夫氏は硫黄島旧島民であります。返還後、ふるさと硫黄島の帰島がかなわないため父島に戻られ、長年、当村の水産業振興にご尽力されました。また、東京都漁業協同組合連合会会長の職務につき、東京都全体の水産業振興にも寄与され、その多大な業績は広く知られております。その業績に深く敬意を表します。

ここに、故菊池滋夫氏のご逝去に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、謹んで冥福をお祈りいたし、黙禱をささげたいと思います。

○事務局長（セーボレー孝君） 全員、ご起立ください。

黙禱。

（黙 禱）

○事務局長（セーボレー孝君） 黙禱を終わります。ご着席ください。

○議長（池田 望君） ご協力ありがとうございました。

それでは、これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田 望君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、清水良一君及び2番安藤重行君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

村長より、平成28年2月22日付、小笠原村告示第1号をもって、本定例会の招集通知がありました。

次に、村長並びに教育長より、2月23日付で議会説明員出席者の通知がありました。

次に、村長より2月26日付、議案29件、同意2件の送付がありました。

次に、議長池田 望君の出張等についてご報告します。

12月21日から22日の2日間、村長とともに東京都の副知事、教育長、各局の局長へ挨拶に参りました。

12月24日、25日、村長とともに平成28年度離島振興関係国家予算対策運動に参加しました。

1月1日、議員4名とともに父島で開催の成人式に出席しました。

1月5日、議員2名とともに消防団母島分団の出初め式に、また1月11日、議員4名とともに父島の消防団出初め式に出席しました。

1月19日、村長とともに北関東防衛局小柳局長、江島国土交通大臣政務官、1月20日、若宮防衛副大臣、1月25日、石井国土交通大臣にそれぞれご挨拶に参りました。

1月27日、山口県下関市で開催の新おがさわら丸の命名・進水式に出席しました。

2月12日、議員6名とともに都議会自民党、都議会公明党、日本共産党都議会議員団、都議会民主党を訪問し、航空路早期開設の決議の依頼をして参りました。

同日、議員6名とともに平井たくや衆議院議員、田中和徳衆議院議員、新藤義孝衆議院議員、盛山正仁衆議院議員へ挨拶に参りました。

2月15日から16日にかけて、議員6名とともに友好都市八丈町を親善訪問し、八丈町立病院等を視察して参りました。

2月17日、議員6名とともに山口那津男公明党代表、松原 仁衆議院議員、金子恭之衆議院議員、丸川珠代環境大臣、中川雅治参議院議員、北川イッセイ参議院議員へ挨拶に参りました。

2月18日、都町村議会議長会定期総会に出席しました。

2月19日、島嶼町村議会議長会定期総会、島嶼町村会、島嶼町村議会議長会合同会議、島嶼町村一部事務組合定例会に出席しました。

2月23日、公益社団法人地域医療振興協会の吉新理事長、山田副理事長へ挨拶に参りました。

次に、小笠原村監査委員稲垣直彦君及び鯉江 満君より、1月19日、1月28日、2月26日付で例月出納検査の報告、また、2月5日付で定期監査の結果報告がありました。

報告は以上でございます。

◎会期の決定

○議長（池田 望君） 次に、会期についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日3月8日から3月18日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日3月8日から3月18日までの11日間と決定いたしました。

◎村長所信

○議長（池田 望君） 次に、村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 平成28年第1回小笠原村議会定例会の開会に当たりまして、村政運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。

まず、世界情勢に目を向けますと、テロの脅威、原油安などから世界経済の不透明感が増していることが指摘されています。また国内情勢については、1月に開会した国会の施政方針演説の冒頭で、安倍総理は「経済成長」、「少子高齢化」、「厳しさを増す安全保障」の3つを挙げて、これらの懸案に真正面から「挑戦」と述べています。これらの状況は、超遠隔離島である小笠原村にも少なからず影響しております。

国境離島である小笠原村にとって、テロの脅威とは言わずとも、安全保障の観点から少なからず国境警備の重要性が増していることは、一昨年の中国船問題を思い起こせば明らかであります。

また、原油安は航路における定期船の燃油調整金をマイナスゾーンに下げ、ガソリン価格等にも好影響を与えてくれていますが、昨年は幾つもの台風の接近や通過の影響を受け、定期船の欠航や運航日程の変更を余儀なくされ、村内経済には大きな打撃となりました。

少子高齢化にあっては、今はその心配がないように思われがちですが、将来を見据えたとき、何も施策を打たなければ現状維持でさえ難しくなることが想定されます。

国は地方創生、一億総活躍社会を打ち出し、地方にさまざまな施策の展開を求めています。村としてもそれを好機と捉え、民生の安定、産業の振興に努め、世界情勢や国内情勢

に振り回されることのないよう、村内経済の安定や来たる少子高齢化に備えた施策をしっかり立て、実施していかなければなりません。

このような状況の中で、本年は東京・父島航路、父島・母島航路ともに新船が就航いたします。去る1月27日、下関の造船所において新おがさわら丸の命名・進水式が晴れやかに行われました。また、3月27日には新ははじま丸の進水も予定されており、両船とも7月初めの就航を予定しております。このたびの両船の進水式においては、式典のメインとなる支鋼切断の大役を父島・母島の新成人に担っていただいております。小笠原にとって大事な航路の門出を、夢と希望のあふれる新成人に託したいとの思いから実現をいたしました。

両船とも高速化・大型化・快適化され、民生の安定と産業振興にまさに貢献するものと期待しておりますが、新船の就航でよしとするのではなく、村をはじめ関係機関の創意工夫によって、より有効な活用と将来への安定が図られるよう、議会並びに村民の皆様とも一丸となって、安倍総理の言葉をお借りするなら、本年もさまざまな施策に「挑戦」してまいりたいと考えております。

次に、政策課題ごとに申し述べさせていただきます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、「航空路開設の推進」、「世界自然遺産地として自然環境の保全と活用を図るための施策の推進」、「小笠原の特色を生かした産業の振興」、「良好な生活環境のための生活基盤整備及び災害に備える防災基盤整備の充実」、「村民の安心と次世代の人材育成に向けた保健、福祉、医療、教育の充実」の5点を重点施策として、編成させていただいております。

振興開発事業におきましては、「村道」、「簡易水道」、「し尿処理施設」、「浄化槽施設」、「保育施設」、「診療所運営」を、継続事業として計上させていただいております。中でも「簡易水道事業」は「父島扇浦浄水場移転事業」に引き続いて、「母島沖村浄水場改良事業」が行われていることから最も大きな事業費となっております。国の予算編成におきましては、事業費抑制傾向が続いている状況ではございますが、前年度とほぼ同額を確保いたしております。

振興開発事業以外の事業では、平成27年度同様に村有既存施設において、経年、老朽化に伴い補修・改修が必要な施設の対応等のため、多額の基金の取り崩しを行っての予算編成となっております。

現行の小笠原諸島振興開発特別措置法は、平成30年度末にその期限を迎えます。平成30年

度は復帰50周年を迎える年であり、改正・延長を目指す次の特別措置法は、復帰50年後の最初の法律となります。

過去の50年を総括し、将来を見据えた上で、時代に即した小笠原の振興開発を実現可能とする新たな法体系の仕組みを要望していく必要があることから、今後の振興開発のあり方について引き続き検討し、平成28年度には取りまとめ、平成29年度からの特別措置法の改正・延長の要望活動に生かしてまいります。

平成27年度において検討を進めてまいりました地方創生の計画となる「人口ビジョン」及び「総合戦略」の案について、取りまとめるに至りました。

総合戦略の内容は、国の指針に沿いながら、4つのテーマとプロジェクト事業を設定し、村政課題の一端を解決すべく、個別事業を展開するものとなっております。

平成28年度においては、個別事業の具体的な実施方法の検討を進め、準備が整った事業から予算化し、事業によっては、先行して国の交付金を活用しながら進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、地方創生の関連として、国は各地方公共団体に対し、「公共施設総合管理計画」の策定を求めており、本村では平成28年度に策定したいと考えております。

村政の最重要課題の一つである航空路の開設につきましては、昨年来、特に7月以降、その具体的な進展を促すため、国会や都議会の先生方をはじめ、国土交通省の航空局や国土政策局、また東京都など、関連する皆様方に精力的に陳情し、調整を図ってまいりました。

「2年後に迎える復帰50周年の際には、航空路開設について、東京都の一定の見解を示していただきたい」という私の思いを、関係する皆様方にお伝えするとともに、事業主体である東京都には、昨年10月、舛添知事に直接、訴えかけてまいりました。

関係機関の皆様方には、その思いを真摯に受けとめていただいていると理解しておりますが、東京都には具体的な進展を促進するための体制を検討されるよう、お願いしているところでございます。

今後とも、村民生活の安定と安全の確保のため、航空路の開設に向け、着実に進展するよう、関係機関との協議、調整を進めてまいります。

懸案でありました父島の都道行文線、いわゆる防災道路の整備につきましては、昨年度、整備再開に向けた村内合意形成を進め、東京都へ村からの要望書提出と議会からの意見書提出の結果、都において事業再開に向けた検討に入ることが決定されました。完成までにはまだまだ時間を要しますが、ようやく重い扉が開いたという感慨を持ったところでござ

います。

東京都とは引き続き協力体制を持ち、具体案を検討するに当たっての村内合意形成に努めてまいります。

また、災害備蓄の充実を図りながら、村民の皆様や関係機関と協力し、津波・土砂災害などの自然災害に強い村づくりに努めてまいります。

かねてから懸案でございました都営小笠原住宅の建てかえにつきましては、東京都と協議を重ねてきており、現在も、詳細については協議中でございますが、都において建てかえに向けた検討の再開を公式に表明することとし、先月、村民に対し説明会が開催されたところでございます。

建てかえに伴う新たな住宅制度の具体案については、引き続き都と協議を進め、平成28年度中には取りまとめたいと考えております。

また、都との協議を通して、多くの村民の皆様が居住する小笠原住宅の新たな方向性が見えてきたことから、それを踏まえた村全体の今後の住宅政策のあり方を平成28年度から検討してまいります。

法案成立が先延ばしにされていた「遺骨収集推進法」は、新年度からの事業実施体制にかかわることから近々成立すると思われまます。

これにより、国の関係省庁の責任と役割分担が明確になり、硫黄島をはじめとした各戦地に残る110万柱以上と言われるご遺骨の収集が推進されるものと期待をしております。

硫黄島における遺骨収集帰還事業につきましては、先行して関係省庁が連携し、平成23年度から集中的に調査、収容作業が行われており、引き続き小笠原村在住硫黄島旧島民の会と連携をしながら国の事業に協力し、一柱でも多くのご遺骨が収容されるよう取り組んでまいります。

また、硫黄島訪島事業につきましては、例年どおりの実施を目指し、調整してまいります。

平成30年には復帰50周年を迎え、小笠原村にとっては大きな節目となることから、昨年から小笠原諸島返還50周年記念事業実行委員会を立ち上げ、準備を進めるとともに村民の機運醸成などに努めているところであります。具体的な事業募集や事業実施の中心を担う各専門部会の体制もほぼ整い、今年には具体的な事業計画の策定・準備を進めてまいりたいと考えております。

村内F T T H網の敷設から10年目を迎え、このインフラ設備を利用したインターネット接続サービスも、衛星回線から海底光ケーブルによる高速ブロードバンド環境に移行し、大

きなトラブルもなく、村民の皆様に安定した情報通信環境を提供してまいりました。

しかしながら、村内F T T H網敷設から10年という長い年月により、宅内への引き込み光ケーブルの経年劣化が見られること、また、敷設時に想定した加入者数を超える地域があるため、サービスを提供するための空の光ケーブル芯線が枯渇していることから、村内F T T H網更新工事を今年度、母島から着手しております。

父島の村内F T T H網更新については、平成29年度に実施設計を行い、平成30年度に更新工事を予定しております。この更新工事により、さらなる安定した情報通信環境を提供し、村民の方々の安心と利便性の向上に寄与してまいります。

ケーブルテレビ事業につきましては、自主放送チャンネルにおけるデータ放送のリアルタイムな情報提供に努めるとともに、村内イベントの録画放送を充実してまいります。

また、携帯電話の不感地域解消に向け、今後も携帯事業者に対し、サービス向上のための基地局建設の要望活動を継続してまいります。

本年6月には、世界自然遺産に登録されて5年という最初の節目を迎えます。本土においては6月に、村内においては秋ごろを目安に記念事業を実施したいと考えており、関係機関等と協議を重ねているところであります。

この5年の間にも目に見えるところでは、アカガシラカラスバトが集落内で頻繁に目撃されるようになるなど、各種外来種対策による成果は少しずつですが、着実にあらわれております。一方で、世界自然遺産としての核心的な価値を持つ兄島へのグリーンアノールの侵入やネズミ被害の拡大、母島への外来アリ類の侵入など、遺産価値の維持のための新たな課題にも直面しております。

さらに、有人島におけるネズミの増加やオガサワラオオコウモリによる食害の発生など、村民生活とのかかわりの中で考えるべき課題も、より一層顕在化してまいりました。外来アリ類やプラナリアなどの新しい外来種を侵入させないための対策についての重要性も増していますが、それに当たっても、村民生活とのかかわりを抜きにして議論はできません。

世界自然遺産という人類の宝と認められた自然環境を守っていくことは、同時に村政の基本理念である「自然と共生する村づくり」の実現を目指すことにほかなりません。改めてそのことを認識し、今後も国や東京都などの関係機関と連携し、村民の理解や協力を得ながら、世界自然遺産小笠原諸島の価値を守る取り組みを進めてまいります。

新たな子ども・子育て支援制度が平成27年4月からスタートし、それぞれの地域に合った子ども・子育ての支援の充実が求められております。

小笠原村におきましても、子育て世帯のニーズにできる限り応えられるよう、今後の保育施設の更新も含め、村の実情に即した子育て支援の充実を関係機関と協力して図ってまいります。

平成27年4月から施行された改正介護保険法では、介護予防を重視した内容となっております。要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象に、介護予防と日常生活への支援を切れ目なく提供する仕組みとして、「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。この事業は、平成29年4月までに各自治体で条例を整備し、事業を実施することとされております。

小笠原村でこの総合事業をどのように展開していくか、現在検討・準備を進めているところであり、医療・福祉との連携強化、地域包括支援センターの体制見直しなど、具体的な事業実施に向けた準備を進めてまいります。

村の健康診断事業につきましては、実施日程や受診の利便性の向上のための改善を行ってきたところであり、今後もさらに健診事業の充実に向けて努力してまいります。

また、受診後の保健指導・疾病予防対策にもさらに力を入れる必要がございます。より多くの対象者に保健指導を受けていただき、疾病予防につなげていけるよう、今後も相談しやすい環境づくりや村民健康維持に対する意識づけを高めていきたいと考えております。

そのほか、乳幼児健診や育児学級等の母子保健事業、訪問事業、各種予防接種など、保健事業維持のため、保健師等の専門職の安定的な確保に向けて努めてまいります。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度の要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの実現が求められております。また今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者を地域で支えるためにも、この地域包括ケアシステムの構築は非常に重要となっております。

小笠原村では、介護保険法の改正に沿って、平成27年度から29年度を期間とした第6期介護保険事業計画を策定いたしました。今後もこの計画の着実な推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携により、住みなれた島の中で安心して暮らし続けられる村の実現を目指して、小笠原村のケアシステムを推進してまいります。

父島・母島の診療所及び太陽の郷の運営に当たり、直面している課題として人材確保があります。

必要な職員の安定的な確保が求められる中、本土でのイベント参加などさまざまな場面・方法で求人を行っておりますが、必要な人員を満たすまでには至っておりません。

また、確保された人材をいかに定着させるか、その体制づくりも課題となっております。中長期的な視点も含めて検討を重ねているところであります。

その中で、平成28年度から父島に臨床検査技師を新たに配置し、父島から母島に看護師1名を異動させ、母島の看護師を3名体制といたします。

今後も、村民ニーズや利便性の向上に応えられる方策を模索しながら、適正な施設運営を図ってまいります。

村が目指す農業経営基盤の強化に向けた目標として、小笠原村農業基本構想を策定しております。現在、農業基本構想に即した農業経営を目指す意欲のある農業者として、13名が認定農業者に認定されております。

認定農業者をはじめとする担い手の支援・育成対策としては、農地の再整備支援事業を実施しており、長い間、遊休化していた農地が優良な農地としてよみがえり、生産施設が設置されるなど実績を上げております。村としては引き続き、村の農業の中核として存分に活躍いただける環境づくりに努めてまいります。

農作物被害対策につきましては、平成27年度に新設したネズミ食害対策事業費補助金により、ネズミ食害対策の強化に取り組んでおります。また、野ヤギの全頭駆除を目指す環境省・東京都とも連携しながら、引き続き父島の野ヤギの駆除を実施してまいります。

水産業振興につきましては、水産資源を安定的に維持していくための水産物生産・販売促進事業、離島漁業再生支援事業などの父島・母島両漁業協同組合への補助事業を継続的に実施しております。

また、中国船違法操業により被害を受けた父島・母島両漁業協同組合に対し、漁場の回復と安定を図るため、平成27年度に中国船違法操業被害対策事業費支援金を交付いたしました。違法操業は沈静化しておりますが、サンゴ資源に対する直接的な被害のほか、投棄された魚網等により底物漁の網が破れる被害もあるなど、漁場が荒れたことによる影響が今後も続くことが見込まれるため、平成29年度まで継続する予定でございます。

世界自然遺産登録以降、小笠原諸島が広く認知されることとなり、多くの観光客が来島されております。平成27年度は夏の繁忙期に欠航が重なり、7月・8月の観光客数は平成22年度の数値より下回る実績でしたが、9月以降盛り返したことにより、世界自然遺産登録前の平成22年度と比較して1.13倍となる見込みでございます。

いよいよ本年7月に新船就航を迎えますが、就航前の乗り控えが懸念される中、4月から6月までの間を「ありがとう！おがさわら丸・ははじま丸キャンペーン」期間とし、海運会社・父母両観光協会・小笠原村観光局など関係機関と協力し、さまざまなイベント等を行い、集客に取り組んでまいります。

また、新船就航後は所要時間が1時間半短縮されるだけでなく、竹芝出港時間が1時間遅くなることにより、東京前泊なしで乗船可能な集客圏が拡大するため、日程的・費用的にも集客力の向上が期待できる絶好の機会と捉えております。このメリットを最大限PRするため、小笠原村観光局において、東京前泊なしで乗船可能な地域、特に中京圏、関西圏におけるPR事業や営業活動の充実を図り、引き続き新規顧客の掘り起こしに努めてまいります。さらに、リピーター向けのイベント・情報発信等も充実することで、再来訪の動機づけに結びつけてまいります。

また、リピーターに何回も再訪していただくためには、交通アクセスや現地の宿泊、ツアー、お土産品、飲食店等観光客がかかわるさまざまな要素において満足度を向上させる努力が必要です。その中で、実際にお客様と接する事業者の果たす役割は非常に大きく、村としては来年度も東京都や父母両観光協会・海運会社と連携し、満足度向上のための調査や講習会、村内イベントの実施等を行ってまいります。

また、クルーズ船につきましては、現在、東京都により二見港のリニューアルが行われており、ハード面においてもクルーズ船のお客様の受け入れ態勢が整備されます。村内での宿泊ということにはなりません、ツアー参加やお土産購入などの島内消費がより活発になるよう、関係機関とも連携し、受け入れ態勢の充実を図ってまいります。

一方で、世界自然遺産に登録されたことで、小笠原の自然環境がより注目されております。小笠原の貴重な自然環境を持続的に利用していくため、引き続き小笠原エコツーリズム協議会を中心にガイド育成制度の継続など、エコツーリズムの充実を図ってまいります。

なお、懸案でありましたエコツーリズム推進全体構想につきましては、関係省庁との事前協議が終了し、昨年10月に小笠原エコツーリズム協議会での承認を経て、関係省庁に対し認定申請をした結果、全国で7地域目、世界自然遺産地域では初めての認定をいただきました。去る1月28日には、環境省において丸川環境大臣から認定書が授与され、今後は各省庁においても認定地域としてPRしていただけることとなります。

村道につきましては、全国的に施設の老朽化対策として、定期点検や長寿命化対策が進められているところでありますが、昨年度実施した橋梁の定期点検結果に基づき、振興事業

による補修工事の設計を行ってまいります。

また、東町地域においては、安全の向上と景観に配慮した排水性舗装への改良工事を進めてまいります。

また、引き続き診療所前の大神宮線において、市町村土木補助により舗装改修工事を実施してまいります。

簡易水道事業につきましては、父島扇浦浄水場移転事業が予定どおり完成し、平成27年3月14日から供用を開始しております。旧浄水場につきましては、平成28年度から3カ年にわたり、解体工事とともに第2原水調整池の整備を実施してまいります。

また、母島沖村浄水場の更新につきましては平成26年度から着手をしており、平成32年4月供用開始に向け、更新事業を進めてまいります。

都営水道の一元化につきましては、平成23年度から都予算要望を行っておりますが、他町村と協調しながら、実現に向けて引き続き要望を続けてまいります。

水道料金につきましては、消費税に伴う料金改正を除き平成10年から改定を行っておりませんが、現在の事業全体の収支に鑑み、安定的な運営のため検討を始めてまいります。

持続可能な循環型社会の構築につきましては、産業廃棄物も含めた本土との広域連携を引き続き強化するとともに、さらなる焼却量の削減に向け、生ごみリサイクル等の島内循環を推進いたします。

シロアリ対策につきましては、母島蝙蝠谷での対策を最重要課題とし、イエシロアリの母島における根絶方針、父島におけるすみ分け方針に基づき、学術的関係機関等との連携を図りながら、新たな技法の情報収集・検証を進め、総合的なシロアリ対策を推進いたします。

学校教育につきましては、子供たちの学力向上を重点としながら、個性と創造力の伸長及び豊かな国際感覚の育成、子供の心を豊かにする教育の充実を図ってまいります。小笠原小学校及び母島小学校におきましては、平成28年度から特別支援学級を設置いたします。

学校施設の整備につきましては、小笠原小・中学校が築後40年以上経過していることから、校舎建てかえを視野に入れつつ、老朽化している箇所などの更新を進めてまいります。

社会体育施設につきましては、父島では奥村運動場のフェンス、母島では評議平運動場の照明設備の改修を予定しております。

文化財関係につきましては、歴史資料等の電子データ化を進めるなど、文化財の保護・活

用等の文化財行政の推進に努めてまいります。

以上、所信を述べさせていただきましたが、本年もこれまでの施策・事業の着実な実施に向け、職員一同、不断の努力を重ねてまいり所存でありますので、議員諸氏並びに村民の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

本定例会には、「小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）」をはじめ議案29件、同意2件を上程させていただいております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ご清聴、ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（池田 望君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、順次挙手をしてください。

◇ 清 水 良 一 君

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） おはようございます。

質問に先立ちまして、お亡くなりになられた菊池滋夫氏には生前大変お世話になりました。この場をかりてご家族の皆様、関係者の皆様にお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、質問に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

平成28年度は、かなりこの島にとっても大きく変革の年ではないかと思えます。新船が就航し、世界情勢もいろいろ変化があるということで、村長の所信からもうかがえる内容だと思います。

そして、特にエネルギーについても、この4月から発送分離という形で新しいステップ、内地のエネルギーのスタイルが変わってくるということになってきております。当村におきましても、小笠原エネルギービジョンというのを平成26年につくり、それをどんどん押し進めていく年ではないかと思えます。

まず、そのエネルギーに関係する質問を2点したいと思います。

まずは、扇浦交流センターの屋根にいよいよソーラーパネルの取り付け工事が始まったようですが、小笠原村エネルギービジョンにおいて重要な一歩だと感じます。どのくらいの規模で、今後どのような活用をしていくのか、お伺いしたいと思います。まずそれが第1点です。

第2点につきましては、エネルギーの自立、エネルギービジョンを、再生エネルギーで100%賄うにもエネルギーの自立、節エネルギーが非常に重要なファクターだと思います。前回の一般質問でも、役場の本庁舎の電力使用量について平成20年度からの数値をいただいたんですが、その他の村の施設ではどのような実績になって、どのような取り組みをしているのかを第2点はお伺いしたいと思います。

第3点につきましては、これも島民にとっては非常に大きな変革ではないかと思うんですが、世界自然遺産絡みで外来種の駆除ということで、野ヤギが駆除されてまいりました。最近やはり島民からの声でかなり減ってきたと、いよいよ根絶の域に達してきているのではないかという思いがあります。

そして、ヤギについてはこの島にとって、1830年に人間がこの島に来てから約200年近く、人間とともにこの島で生きてきた動物です。戦前はミルクや肉として、また雑草を食べさせ堆肥をつくったり、いろいろな形で利用してきたもの。そしてまた戦時中には、兵隊の方たちの命を救うように食料として食べられたのではないかと推測されます。そして、この島の命をつくり、文化として育ってきた部分があります。

しかし、戦争によりこの文化が失われ、利用されなくなってきました。それにより野ヤギが増え、農作物や貴重な生態系を壊し始めるようなことが起き、現在、駆除が継続されているようないきさつだと思います。いよいよ根絶ができるところまで来ているような感じがするのは、私だけなのでしょうか。

そこで、これまで実施された野ヤギの駆除の事業費や駆除実績、現在何頭生息し、根絶が可能なのかをお伺いしたいと思います。

あとは自席で質問したいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員のご質問に答弁をさせていただきます。

エネルギー関係のご質問、並びに野ヤギのご質問をいただきましたが、それぞれ個別具体的なお質問でございましたので、副村長並びにそれぞれ担当課長に答弁をさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 清水議員のエネルギー関係の2点のご質問について、答弁させていただきます。

まず、扇浦交流センターの太陽光発電についてのお答えでございます。

再生可能エネルギーの導入につきましては議員もご承知と存じますが、小笠原村エネルギービジョンの目的にありますよう防災対策の強化、世界自然遺産の島にふさわしいエネルギー利用、エネルギーの自立を達成するために取り組んでいる課題でございます。

このうち太陽光発電につきましては、費用対効果の問題がありますので、全ての施設にというわけにはまいりませんが、村有施設の整備などの際、可能な範囲で導入を図っており、現在、父島では地域福祉センター、診療所、情報センター、奥村交流センター、扇浦浄水場、母島では母島小・中学校に導入しております。

今年度、太陽光発電設備の整備を行っている扇浦交流センターは、村民のさまざまな活動にご利用いただいております、現在整備中の太陽光発電設備が完成しますと、日中利用の大半の電気は太陽光発電により賄われる予定となっております、同時に整備する蓄電設備に充電することもでき、再生可能エネルギーの有効活用を図ることとしております。

また、当施設は、台風や津波避難の際の避難所として重要な役割をも兼ね備えております。災害時の停電の際にも、本施設の発電・蓄電設備により、避難所での電力確保が可能となり、防災対策の強化につながるものと考えております。

次に、本庁舎以外の電気使用量についてお答えします。

施設ごとに電気使用量の多い順に、平成26年度の総使用量を申し上げますと、小笠原村診療所が約37万キロワット、クリーンセンターが36万キロワット、父島し尿処理場32万キロワット、扇浦浄水場21万キロワット、地域福祉センター17万キロワット、情報センター14万キロワット、小笠原小・中学校13万キロワット。また、12月にお答えした役場本庁舎と母島小・中学校がそれぞれ12万キロワットとなっております。

年度を追いましでの使用量につきましては、その推移をお手元に資料でお配りしたとおりでございます。

ライフラインに関連する施設については、電力を使用して行う業務が必須のものとしてございますので、年度ごとの推移はさほど変化がございません。

また、小笠原村診療所につきましては、平成22年度に新施設に移行し、その約1年後に老人ホームが開所したというような特別な要因がございます。

しかしながら、各施設においては従来から節電に対する取り組みは行っており、主なものは、当たり前のことながら、使用していない照明を小まめに消す、空調の使用時間の短縮及び適切な温度設定、また村道や河川の照明を、消費電力の少ない高圧ナトリウム灯やLED灯への更新をするなどの対応を適宜進めてきております。

引き続き、節電につきましては全庁的に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 清水議員の野ヤギに関する質問に答弁させていただきます。

父島における銃器による野ヤギ駆除事業は、農業被害対策として昭和51年度から53年度の3カ年と、昭和63年度から平成3年度の4カ年、東京都の事業として実施されました。平成4年度からは村の事業として位置づけられ、平成18年度から実施しておりますわな猟とあわせて、継続して実施しております。

また、東京都では平成22年度から希少植物の保護、在来植生の保全・回復による生態系全体の保全・回復を目的として、父島南部地域を中心に野ヤギ駆除事業を実施しております。

これまで24年間実施してきた駆除に係る村の事業費につきましては、総額でおおよそ4,100万円、駆除頭数は現在のところ、村事業が3,574頭、東京都事業につきましては平成26年度までのデータですが、4,355頭でございます。

現在の野ヤギの生息数につきましては、これまでの駆除実績から数百頭ではないかと判断しております。

最後に、野ヤギの根絶は可能なのかとのご質問ですが、有人島であることと、広大で地形も急峻であることから、根絶は容易ではないと認識しております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） それでは、まずは1番目と2番目のエネルギーについての再質問をしたいと思います。

まず、この扇浦の太陽光発電の予算と、交流センターの電気使用量というのはこちらの資料でいただいたんですが、それも一度確認したいと思います。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 今回の事業整備費ですが、総額で1,442万円ほどでございます。設備関係で1,389万円、また共用足場等で52万円程度の費用で事業を行っているところでございます。

また、交流センターの電気使用量ですが、お手元の資料にもお配りしましたが、平成20年度でいいますと2,657キロワットでございました。平成22年度からエアコンを導入しまして

使用量が大きく上がっており、平成22年度で6,997キロワット、また平成26年では6,065キロワットということで、平成20年を1としますと平成26年で、月によってですが、8月ですと2倍程度、また当然クーラーの使用が少ない時期でも多少使用量が増えて1.5倍程度になっております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

それで、この規模というのが資料をいただきまして大体10キロワット、普通の家庭で3世帯分ぐらいの電気をつくれるような形になっているかと思えます。これ10キロワットのパネルだと1日大体平均20キロワットぐらいが作れて、月大体600キロワット、これは内地の数字ですが、この島ではどうなっているかわからないんですが、600キロワット程度の電気を作れるそうです、内地では。

現在、扇浦の交流センターの月平均というのが大体年間6,000キロワットということになりますと、月平均だと500キロワットぐらいではないかと思われます。これは平均なんで何とも言えないんですが。これ単純に計算すると大体100キロワットぐらい余る計算になるわけです。

今回、前もって資料をいただいた中に、今まで系統につないでいたソーラー発電ではあったんですが、この扇浦につきましてはオフグリッド、系統から離れて自前で充電して、自前で使うという形にするそうですが、この余ってしまう電気については何か考えがございませうでしょうか。再質問したいと思います。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 今回の扇浦交流センター、日常の村民の方の利用というのはありますが、避難所としての活用の際に、停電の際の夜間等の活用にも供するというので、初めて蓄電設備を設けております。

議員ご指摘のように、今現在、島の中の系統連系の取り扱いが満杯というか、いっぱいになっていて受け入れられないということではございますが、今その再検証を東京電力のほうでしていただいております。他の島々を見ますと多少余力が出てくるのではないかとこのところでは、その系統連系が可能になれば売電をして、余剰電力については島内で利用していただこうと思っております。残念ながらそれまでの間は、発電量に対して使用量のほうが下回って、多少無駄になってしまうということはあるかと思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

ただ、今後この小笠原村エネルギービジョンによりますと、再生エネルギー100%、自然エネルギー100%を目指すということになると、やはりいろいろなことを検証しているんですが、太陽光パネルがやはり一番この島に合っているということになりますと、どうしても昼間に大量に電気ができ、そして全部のものが賄えるぐらいのものをつくっても、夜は何もできなくなるということになると、どうしてもソーラーと蓄電池のかかわり合いが非常に重要になってくると思われます。

今回、これが新しく扇浦交流センターでやるということなので、せっかくなので有効にこのシステムを活用していったらいいのではないかと考えるんです。どうも、このソーラーと蓄電池のシステムというのが非常に相性がよく、内地でも結構オフグリッドでやられる方がだんだん増えているということも聞きます。そしてまた、スマートタウンという形で、まち自体をそういう形に変えようという取り組みをしているところもあるんですが、その中で、高性能の蓄電池を積むEV、電気自動車ですね。これを、蓄電池があれば一番いいんですが、一家に1台蓄電池ということの中で、電気自動車にどんどん昼間できた余剰の電力をため、それをまた家庭でも使い、なおかつ移動にも使うというようなことをやられているところも増えていると聞きます。これについて、EVにための仕組み、導入する検討があるか、もう一度質問したいと思います。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 先ほども申し上げましたように、今回のこの扇浦の交流センターの整備の中で、余剰電力をEV等に活用するというのではなく、売電ができるようになりましたら、島内の家庭で使用していただくということを目指してまいりたいと思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） すぐにはなかなかこういった計画難しいかと思いますが、ちなみに情報を取りましたところ、三菱ミーブというのが最近蓄電池が非常によく、なかなか使い勝手がいいという情報を聞きましたところ、蓄電池が大体10.5キロワットアワーから16キロワットアワーの蓄電池を載せた車だそうです。

今回、扇浦で蓄電池が大体、前もっていただいた資料によりますと8.96キロワットアワーという鉛電池を使うということなんですが、この値段が大体、蓄電池の寿命が5年から7年で300万円程度かかるということを聞きました。今回、この三菱ミーブという車をちょっ

と調べてみましましたら、蓄電池は10.5から16キロワットということで8.96よりも大きいんですが、値段が大体180万円から240万円くらいで買えるそうです。経済産業省からもこれ補助が出て、四、五十万円ぐらいの補助が出るということで、大体100キロワット、先ほど余った100キロワットぐらいあれば大体1,000キロぐらい走れる車だそうです。実際問題、やってみないとわからない部分もあるかと思いますが。

そういった実験的なものを、村がやはり率先して今後やっていく計画を立てないと、この小笠原村エネルギービジョンを実現するのは非常に難しいかと思いますが。それはこれからの方針で少しずつやっていただければいいと思いますが。

実際、先ほどの副村長の答弁の中に、防災対策ということでこのシステムがつくられたということなんですが、実際台風や災害時に、このシステムはどのくらいのことができるか、もう一度聞きたいと思います。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 今回の太陽光パネルの発電、それから蓄電池の設備をするに当たっては、電力量の積算等を村の職員のほうで行っておりまして、おおよそですが、日中を含め施設内の施設がやはり10キロワット程度。先ほど議員もおっしゃったように、蓄電池が8.9ございますので、その蓄電が昼間の中で両方できるような設計になっております。

夜間の利用でもし停電になった場合に、その蓄電池で施設の照明であったり、テレビや冷蔵庫等が賄えるような必要電気量ということで整備をしているところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

実際に台風や津波、災害時に8.96キロワットの蓄電池で、今現在交流センターが大体1日、先ほど600キロワットを30で割ると大体16.7キロワットの使用、平均なので何とも言えないんですが。そうすると、大体8.96キロワットだと1日もたない状態になります。1日雨が降れば、蓄電池の容量は空になってしまうことが想定されるんじゃないかと思いますが。また、災害時になれば人数も増えますので、使用する電気量も増えてくるんじゃないかと思っています。

停電時にどのぐらいの電化製品が使えるかというデータは、実際のところ検証をお願いしたいということと、蓄電池も電気を使い切ると寿命が非常に縮まるということを知っています。どの辺まで使えたらいいかというのをやはり小まめに検証していかなきゃいけない部分かと思っています。300万円する鉛バッテリーが六、七年でなくなってしまうんでは、自然

エネルギー、ソーラーパネルでやるというのは非常に難しい状況に置かれるんじゃないかと思うんですが、鉛バッテリーの延命剤というのが市販されているそうです。ITEアクティベーターという薬があるそうなんですが、これを入れると蓄電池が10年、20年ともつということも聞いています。そういった情報も取り入れて、いろいろな検証をしていただきたいと思っております。

そして、エネルギービジョンということで今後進めていく上で、この小笠原村エネルギービジョンの71ページに実施体制の検討ということで、小笠原村の下にエネルギー協議会というのを作ってワーキンググループを持ち、村民とともに勉強し、村民参加型の勉強会を開催していくというようなことが書いてあるんですが、これについて実際今までエネルギー協議会が行われているのか、今後どうされるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） ご質問ではなかったんですが、前段でまず今回検証してくれというお話ありました。我々も蓄電池の導入というのは今回初めてでございます。導入に当たっては、やはり5年から7年で300万円程度の交換が必要となるというようなことがあります。今おっしゃっていた延命剤というのがあれば、そのコストにもよりますが、検討はさせていただきますと思います。

協議会につきましては、ビジョンでは掲げておりますが、まだ具体的な進展を見ていないところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ぜひエネルギー協議会、開催する方向でお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の節エネルギーについての再質問でございますが、主要施設年度別電気使用量ということですのでばらしい資料をいただきまして、まず質問の第1点としまして、この数字を各施設で働いている方が知っているのか、担当者がいるのか。それを聞きたいことと、また細かいところで、役場本庁舎は平成20年度からかなり減らしていると。この減らしている理由、平成26年度比で65%というすごいもう驚異的な数字を打ち出しておられます。

それから、各施設にも変動がございまして、特に平成23年度、これ震災のあった年だと思うんですが、地域福祉センターにおきまして18万キロワット以上使っていたのが15万に減っていたりとか、クリーンセンターでは42万キロワットだったのが38万、30万台に落ち

ていたりとか、母島小学校につきましては11万だったのが8万6,000という。母島小学校につきましては、上下が非常に激しいというのもまたちょっと質問の内容になるんですが、その辺をわかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） まず、この役場本庁舎でございますが、以前、一木議員からやはり節電に関係するご質問をいただいたことがございます。その機会をもって大きく変えたのが、まずクーラー、空調の小まめな入り切りですね。退庁時間には当然切りますが、お昼休み、さらには平成24、25年度などは勤務中も時々空調を切るような小まめな節電を行ったというのが、大きな点が1つ。

それから、年間を通してでございますが、お客様等にはご不便をかける部分もあろうかと思いますが、ホールの電気を節電したり、それから庁舎を見ていただきますと、海側の蛍光灯などはもうスイッチを入れない、電気を使わないように切ったりとか、そういった節電をいたしました。その結果が、平成22年から平成23年以降の消費量の減になっております。

ただ、ちょっとこのところは、そういった小まめな、特に空調の小まめな入り切りをした結果としては、一方でなかなかこの役場の空調がうまく回らない、もともとなかったところにつけたというのがありますので、村民課等にはかなりの不快を与えているということもございまして、平成27年度からは勤務時間中は空調をつけて、昼休みとか退庁時間になるとすぐ切るというような体制で行いましたので、多少平成27年度になると1回伸びるような、平成26年度に比べると少し増える結果になろうかとは思っております。

また、こちらから全体的な話として言えるのが、平成23年度はやはり震災で、全国的に電気の使用量を、節電を投げかけられた結果がこの中にはあらわれております。一方で、先ほどの答弁にありましたように、診療所については新しい施設になって、さらには老人ホームが開設したというところから、前年度に比較して多いところもございます。また、答弁でもありましたように、いろいろな動力を使うものというのはなかなか節電の効果が出ませんが、そういったことでの節電の効果があったということでございます。

今回のご質問を通して、改めてこうやって各主要な施設ではございますが、電気の使用量を見まして、事前の各課長との打ち合わせの際にも、各施設のこういった使用量を見て、どういったことで増えたり減ったりしているのかということをお事前にきちんと把握しておいてくれという話をしておいたところです。

ただ残念ながら、母島の小・中学校のところは、平成23年度はそういった震災の関係もあったのかと思いますが、あと、昨年度、平成27年度もソーラーパネルの故障があったりということで一時とまったりしていることもございまして、そのあたりの要因が全てまだ把握できていないという状況ではございます。この辺、今後各施設で再度こういった表をベースにチェックをし、節電の参考にしたいというふうに思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） もう一点、この数字を各施設で働いている方が知っているかということについてはどうでしょう、担当者がいるかどうか。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 先ほども言いましたが、今回こういったご質問をしていただいたおかげでというか、結果として、こういった表としてあらわし、また担当部署でない施設との比較もできますので、こちらをそれぞれ施設によっては委託をして運営してもらっている事業者もございますので、そういったところにもお示しし、さらなる節電の協力の要請をしていきたいと思っています。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ということで、各施設に担当者が今までいなかったということによろしいわけです。

ぜひ、この節電とかそういったものというのは、やはり使用している方たちが意識するということが非常に重要かと思われま。ぜひ各施設の担当者、環境家計簿じゃないですけども、そういうものを捉えている方がいることが非常にいいのではないかと思います。

ちなみに、私の家では2011年ぐらいから毎年環境家計簿というのを、電気・水道・ガス・ガソリンということで見えています。こういうのをやはり子供たちも見ながらやっていかないと、節電というのはなかなか難しいというふうに思います。ぜひ担当者を決めていただきたいということと。

ちなみに、今回キロワット表示でお答えをいただいたんですが、できれば金額でも捉えていくということが、もし各担当が決まった場合に非常にやる気の出ることではないかと思えます。大体これキロワット25円から30円ぐらいだと思んですが、今この島で販売されているのが。仮に平成26年度の271万1,000キロワットというのを金額で直すと、1億円まではいかないんでしょうけれども、七、八千万円ぐらいになるかと思えます。もしこれが数パーセントでも節電されれば、かなりの金額になるかと思われま。ぜひ担当者を決め

て、金額で毎月の数字を捉えて、実際の節電の活動をお願いしたいと思います。

そして、最後に今回の村長の所信の中で、残念ながら、このエネルギービジョンに触れる部分が非常に感じられなかったのですが、その辺につきまして村長のエネルギーについての思いをちょっと聞きたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、行政の長の立場というのは、行政と言ってもいいと思います。

どなたがやられても、まず村民生活に影響を、支障を来さない。安定・安全に暮らしができるように。

ですから、エネルギーのことで言いますと、何かがあったときに、この電気の供給が支障がないようにするということが、これがまず私どもが基本的に心がけることでございます。ですから、それを今担っていただいているのは東京電力でございます。東京電力は今、清水議員からいろいろのご質問をいただきました。自然エネルギーが普及しても、これがもし何かの事情で使えなくなったときに、きちんと島全体のエネルギー、電気エネルギー、電気を確保するという事業者としての使命もございまして、それだけのことを今実際整理しているわけですね。

今いただきました私どもが作っているエネルギービジョンでございますが、これは今後、村が進んでいく上で理想とする社会のエネルギーの一つのあり方というところでございます。ですから私どもは、自然環境エネルギーをできるだけ多くして、そういう理想を目指していく姿勢に変わりはありませんが、村民生活に影響のある、支障のあるということは避けなければいけないわけです。そうしますと、理想と現実のはざまの中でいろいろなことを施行していくということになりますので、今例えば扇浦の施設に太陽光を入れた、父島・母島の小学校に入れた。何回かご質問に答弁していると思いますが、そういう新しくつくる施設の中で我々は少しずつ導入をしていくと、一気呵成にはなかなかいかないんだと。そういうことではございますので、決して熱がないとか、そういうことではございません。

それから、ご指摘があった使用量についても意識を改革してやっていく、ご指摘があったからそれだけ下がってきたわけで。しかしながら、行き着くところ、行政サービスが低下してはなりませんので、自ずからその辺の限界線というのはあるんだろうと思います。

所信の中に具体的に触れていないというご指摘で申し上げますと、決してそういうことに熱がないわけではなくて、私どもで言えば、理想と現実のはざまの中でいろいろなことを

模索しているというふうにお考えいただければと思います。自然エネルギーを設備するためにはそれなりの投資がかかります。これは経費だけでいいますと、使用量を減らすことと、設備投資をしていくこととということでは、なかなか比較・検討が難しいところがございますが、目指すべき理想の社会であるわけですから、そのためには政策的に経費ということもかかっても、そういうことも進めていかなければならない、そのようにも思っております。

しかしながら、基本的には村民生活に支障のないこと、この基本姿勢は変わらないということでございますので、その点ご理解を願いたいと思います。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

この自然エネルギーについては、やはり遠隔離島ということで、東京電力ともいろいろお話しした中で、東京電力としては今ディーゼル発電ということで石油を使った形で、キロワット単価が一説によると70円ぐらいかかり、それを30円ぐらいで売っているということもあるので、この自然エネルギーということについては、東京電力とともにやはり考えていかないといけないことだと思います。ぜひこのエネルギー協議会に東京電力も含めた形で、よりいい形を作っていければと。そして東京電力に聞いたところ、大体1カ月ぐらいの石油の備蓄があるそうですが、海が時化て1便か2便が来られなくなると非常に不安になるぐらいの量だそうです。

島民の安心・安全というのは、やはりこの自然エネルギーでこの島が成り立っていくということが非常に重要ではないかと感じます。ある意味、理想だと言われているんですが、同じ世界自然遺産になっている屋久島では、自然エネルギーでほぼ100%賄っているということも聞いています。屋久島に比べると非常にスケールが小さいこの当村にとって、決して100%は不可能な数字ではないと思います。一応エネルギーについてはこれで終わりたいと思います。

最後にヤギについてですが、ヤギについては兄島・弟島で野ヤギを根絶し、外来植物が繁茂・拡大し、生態系への影響が出ているというような話も聞いております。ヤギがいなくなり、物資が増え、そこでネズミの餌が増え、ネズミが増え、ネズミが貴重なマイマイを食べているというような報告も聞きます。

父島で同様なことが生じるのではないかと危惧されている方も多いんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 野ヤギを根絶した属島でございますが、植生の回復が見られると同時に、清水議員おっしゃったようにネズミが増えたりとか、あと野ヤギの食圧によって抑えられてきたと考えられておりますギンネムとかモクマオウの繁殖の拡大が確認されてございます。

父島におきましても野ヤギの駆除事業を進める一方で、その反動として野ヤギを根絶した属島と同様な事象が起こるのではないかという村民からの危惧もございます。今後、関係機関で対応のあり方については検討していくところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

この野ヤギについては、人間とともに200年近い歴史、そして島民にとっても野ヤギについては非常に思いがある方も多いんですが。駆除するだけでなく、例えばある一定の管理された場所でヤギと村民の、観光客が触れ合うような場所、柵を作るということができるんじゃないかと思うんですが。そして、この島でのヤギと人間の歴史を知ることができたりするようなヤギ牧場的なものを作り、後世にヤギを残すというようなことが、未来に対してヤギを利活用できるチャンスを残すということができないかというのを最後聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） ヤギの利活用に関するご質問でございますが、村としましては現状では、野ヤギ駆除につきましては、農業被害の低減のために根絶を目標に現在も事業を進めているところでございます。

過去の一般質問でも、ヤギを食用にしてはどうかとか、またヤギを飼養して食肉や肥料としての利活用をしてはどうかというような質問がございました。いずれにしましても、法律上や衛生面の観点からもハードルが高くて、ヤギを産業へ活用する考えはないとの答弁をしております。

現在におきましても、村のスタンスは変わっておりません。仮に民間の方で、清水議員のご指摘がありましたようなヤギと触れ合える牧場を始めたいというような方がおられましたら、村のほうはそれを妨げるものではございませんが、村が事業主体となりまして、ヤギを利活用していくということは現在のところ考えていないというところでございます。

○議長（池田 望君） これ最後でいいですか。

清水良一君。

○1番（清水良一君） すみません、時間を超過しまして。

最後の質問ということで、平成26年までに村が3,574頭、東京都で4,355頭、計7,929頭、これが父島だけの数字なので、利用されず殺されたわけですが。さらに、それで使った費用が村だけで大体4,100万円。東京都に聞いてもなかなかこの実際の費用がわからないんですが、父島植生回復事業というのがヤギを駆除するメインの仕事をしている事業だそうですが、これが平成26年、27年で、1年間に9,700万円を使っているような見積もりが出ていたりしています。恐らく、このヤギの駆除に対して何億円というお金が使われてきたと思います。

現在、このヤギが内地で大体幾らぐらいで取り引きされているかというのを調べてみますと、ヤギ汁用ということでキロ大体5,000円ぐらい、刺身用でキロ1万円ぐらいで取り引きされているそうです。また、昨今ペットとして小笠原と同じようなトカラヤギという、島の中で非常に小型化しているヤギがいるそうですが、これが大体1匹9万円から10万円で販売されているようです。それがどのぐらいなのかはわかりませんが。

実際問題、この島でそれにチャレンジしたいとしても、土地を手に入れるのが非常に困難な小笠原において、今、村やそういったところ、行政が主体とはならなくても、そういった土地を貸していただけたりとか、そういった応援ができるのか。民間人がやるにはその辺が鍵になってくると思います。

ふるさと創生というのが国で盛んに言われていますが、こういったチャンス、こういうものを1つずつ拾い上げていかないことには、新しい村づくりができないんじゃないかと思っています。

最後に村長に、このヤギはこの島の人々にとってただの害獣なのか、金の卵なのかということを書いて終わりにしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） るる清水議員のおっしゃっている思いとか、それがわからないわけではございません。多分それぞれで置かれた事情というのは異なるんだと思います。

私どものところでは、牧場というような形容をしますれば、その土地の確保というのは、住宅政策のときも申し上げましたが、本当に国立公園の枠組みの中で大変使える用地が少ない。そういう意味からも、まず用地の確保というのは公であれ、民であれ、なかなか難しいというふうに思います。

それから、ほかの地域でヤギをずっと、例えば小笠原でウミガメを食べるように、食文化としてそういうものを利用してきたところと小笠原はまた違いますので、そういう地域の特性というのも自ずからあると思います。そういう中では、今のご質問の趣旨にご答弁をさせていただきますと、なかなか難しいということになろうかと思えます。

◇ 安藤重行君

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 2番、安藤重行です。よろしくお願いいたします。

昨日、菊池滋夫元小笠原島漁業協同組合長がお亡くなりになりました。私も昨日お会いできて、安らかな顔であったと思えました。小笠原の一時代を牽引された方です。本当にご苦労さまでしたと昨日お伝えしました。ご家族の皆様には心より哀悼の意を表したいと思います。

さて、質問に移らせていただきます。

社会保障制度に伴う高齢者及び生活保護に関する村としての取り組みなどの方針と対応についてということで、質問させていただきます。2番目の質問は、またこれが終わってからということでやらせていただきたいと思えます。

以前、村の国民健康保険や国民年金の加入率が意外と悪くて悩んだ時期もあったというふうに記憶していますが、その現状はかなり改善されていますか。また、現在はどの程度に改善されているのか。加入者数等がわかれば、教えていただければと思えます。

この後は、再質問ということでやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 安藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

社会保障制度に対するご質問でございました。これも個別具体的な内容のご質問でございまして、担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） ご質問いただきました国民健康保険、国民年金の加入率ということでございますが、ここでは加入者数ということでお答えをさせていただきます。

村の国民健康保険では1,200人、国民年金では860人ということで、ほかの制度加入者もございまして、そちらのほうの把握が難しいこともございまして、率での比較ということとはできませんけれども、加入者数としては伸びてきている状況でございまして。

また、後期高齢者医療の加入者につきましては130人ということで、75歳以上のほぼ100%が加入をしているという状況でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

この数字は、年金加入者が増えているなというふうに私自身も感じます。当時の状況から見れば、ただ分母の違いというのがあると思うんですが、一概には言えないのかもしれませんが、それでもやはり増えているんだなという感じがあります。

また一方で、結構以前からなんですけど、この島には公共事業で働く方の社会保険の加入率というのが低いということがありました。それはなぜなのか。また加入していない、あるいは事業者の未払いなどから、将来の年金を受給することができない状況が実は生まれています。

また、その観点から実際に現場で働いている従業員の方々の厚生年金・健康保険・雇用保険の確保がなされていないことも多々あり、法律で定められた社会保険制度を守っていない事例というのが見られ、村民、いわゆる従事者の生活の安定が担保されていない、つまり不安定だということだと思います。端的に言えば、厚生年金・健康保険・雇用保険は会社ではかけずに、従業員を個人事業主に見立てて、個人事業主との契約という視点において難を逃れて、全て個人負担で国民年金に入るようにしむけているのかというふうに疑いたくなるような問題も抱えています。

このような状況があるならば、村としてはどのように対応できるのか、あるいは各社会保険の加入状況の把握に努め、健全な事業者を育成するという観点から何らかの取り組みをしていかなければならないと思うが、いかがかということで質問させていただきます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 安藤議員ご案内の社会保険未加入の問題につきましては、未加入企業の存在が公的保証の確保、技能労働者の処遇、企業の受注競争に影響が及んでいるという状況がございまして、その対策といたしまして、国土交通省が平成24年に5年後、平成29年になりますけれども、目標年次とした取り組みのガイドラインというものを制定しております。

内容につきましては、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業がそれぞれの役割と責任を明確にし、一体となって取り組んでいくことを指針としたものでございます。

契約担当課といたしましては、このガイドラインにつきましては逐次変更等もされることがございますので、それを確認の上、このガイドラインに沿った対応を、関係機関の事例等を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ガイドライン等については結構変更されることが多く、他の自治体などを含めた機関などの事例を確認しながら、あるいは参考にしながら整備を進めていただきたいと思います。

このことは、若い従事者世代のみならず、今後65歳以上の年金受給者、高齢者世代にも影を落とす一因となっています。実際には高齢者のお世話をしている、40年で三度の対応を余儀なくされた例があります。

一例を言えば、介護を有した高齢者が、年金受給が少ないので聞いてみたら口約束だけで、それも2カ所で従事していた計6年間の支払いが実は一切されていなかった。いわゆる未払いとのことだったんですが、すぐに労働基準監督署に救済ということで願い出たんですが、この件に関しては実は時効が2年ということで短くて、既に失効してしまっていました。社会労務士とか弁護士等にも相談等をしようとしたけれども、事例から無理だということを言われまして断念したことを覚えています。この業者が今どようになっているか、改善しているのか、今後調査するつもりではありますけれども、以前と同じだった場合の対策を講じていくことが必要になるのかもしれない。やはり弱者を食い物にすることというのは、私たちの福祉という部分から見れば許されないことだと思います。

弱者救済の意味合いからも、村としての工事等の発注のあり方を考慮していかなければならないのではと考えます。なぜならば、これが原因で年金額が1万円から2万円前後変わってくるということもあります。これがあるとないとでは、生活保護受給者になってしまう境界線というか、そういうところになるということが多くて、この線を一度でも越えてしまうと、自立する努力をやめてしまう方が比較的多いというのが現状です。

今年、特にこの生活保護の支給についてはご存じのとおりですが、日本全体では過去最高となっています。このことは、国や自治体の財政を圧迫する一因ともなっていることもご承知のとおりです。

内地では、このことが妬みを生み、ひどい話では「税金で酒かっくらって働きもしないでふざけるな」という罵声さえ飛んでくることもあります。それは一生懸命働いて社会保険を頑張ってかけ、やっと年金をもらえる年になり、もらってみたら意外と少なくて啞然と

した。それでは生活ができないと、高齢になっても職を探す方が多くいます。ところが、その努力をしてこなかった人が何らかの事情で生活保護を受けた途端、国民年金受給者より多くもらってしまうことがあります。その結果が、一生懸命働いてきたのに何でと考え込んでしまいます。そういうことから怒りが出てしまうのだと思います。

小笠原村では、こういったあつれきを避けたいなとずっと願ってきました。生活保護受給者を作らない自立した島、社会を目指さなければいけないと選挙公約にも掲げました。そのこともあり、境界線から1人でも自立していただけるように、シルバー人材センターの設置などを推進していただいているのは、心身ともに健全で自立した村民生活を送っていただきたいと願うため、またその一因を排除していくための施策でもあります。

恐らく社会保険料の法定福利費を支払い、適切に負担処理をしている業者ほど、競争上不利になっているのではとの指摘をする方もいます。下請業者のみならず、案外元請業者そのものが、社会保険制度加入が徹底されていない場合もあるのではと考えると、村民としての従事者を擁護していくためには、村としてどう対応していこうと考えているのか伺いたしたいと思います。

また、村がたとえ監督官庁ではないとしても、公共事業発注者としての責務として、請負業者への法令遵守を義務づける手立てを構築しなければならないと思います。それは監督官庁からの通達などにより、村がその法に基づいて請負業者従事者が社会保険制度へ加入していただくことで、格差社会が少しでも解消されるように最大限の努力はするべきであると考えからです。

村は現在、公共事業発注者として法令遵守のための取り組みを実施しているのか。一つは、公共事業受注事業者は、施工体制台帳の写しなどを発注者へ提出するよう義務づけられているとなっていると思います。また、各社会保険の加入状況などは、受注事業者から提出を義務づけられているのかなどの現状。

もう一つは、現場代理人、主任技術者、技術者などの名前は提出させていると思いますけれども、肝心の誰が働くのか明確にする従事者名簿の提出を促しているのか。また、労働基準監督所管とともに共同で実態調査をする方針はあるのか、伺いたしたいと思います。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） お答えいたします。

現在、村の契約におきましては、請負事業者に対しまして現場代理人、主任技術者などの名前の届け出や、建設業の退職金の共済制度加入届及び労働者災害保険加入確認書の提出

を求めているところがございます。しかしながら、全てを確認しているという状況には現在では至っておりません。

法令によりまして義務づけられているものに対しましては、先ほども申し上げました目標年次までには、基本的に確認する方向で今後も対応していきたいと考えているところがございます。

また、発注者といたしましての対応方針及び労働基準監督所管との役割分担を整理しました上で、請負事業者への通知につきましても行っていく予定でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） いろいろな業種においても、生活保護受給の要因というのはたくさん潜在しているんだろうと思います。また今後、生活保護の支給方法等に関しても、これからの課題となっていくことだと実は思っています。

平成24年から現在に至るまで、国からこの社会保障に関する通達が4回、村に通知されていると思います。そういった法整備の流れの中で、社会保険未加入対策推進協議会という団体が平成24年4月に設立されました。この団体は、行政は国土交通省と厚生労働省、あと建設業団体、関係団体による推進協議会が設立されました。社会保険未加入対策を行政・建設業団体・関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するために、全国と地方ブロックに設置されました。行政発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取り組みを着実に進めるべきであると、中央建設業審議会というのがありまして、そこが提言して設置された協議会です。

先ほど財政課長の答弁にもございましたけれども、平成29年までに100%保険加入を目指すとうたわれていると思います。こういったことも踏まえて、村も積極的に協力して推進することになっていきます。

平成29年7月以降に保険未加入業者は、マイナンバー制度が始まることで洗い出されるものではないかと思っておりますが、建設業者だけではなく、いろいろな業種にも波及させていくことが重要になってきます。今後、関係機関との整理を踏まえながら、法整備の徹底をお願いしておきます。

このほかにも、まだまだクリアしなければならない条項があります。一度では終わらない課題であり、各分野における社会保険加入を確立していかなければならない問題と認識し

ています。この問題は奥が深く、難解な点も多くあるということはわかっていますけれども、島の人々が心身ともに健全で自立し、安心して子育てができ、元気で長生きでき、楽しく住める島をつくっていただけると願っています。これらの問題は時間がかかっても、何とか解消しなければならないものです。

最後に、総理大臣が同じ労働条件で働く正規雇用と非正規雇用の賃金の格差是正をしていくようにかじ取りをしていることも踏まえて、社会保険加入の確立も促進されることになるかもしれませんが、今後の動静を見守ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の件について、村長から一言ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） ただいまの安藤議員と財政課長のやりとりを伺っていて、まず安藤議員のおっしゃりたいことというのはよく理解をしたつもりでございます。また、島の中にそういう実例があったということがあれば、それはもう本当に大変残念なことだと思えますし、これからそういうことがないようにしなくてはいけないと思えます。

私としましても、生活保護を受ける人が増えるということは望んでおりません。そのためにも、先ほど財政課長が答弁いただきましたが、村が行政として、また発注者としてできること、それはガイドライン等にのっとりやるべきことということでもありますが、きちんと励行をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。村長からも答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今後、このようなことのないようにやはりしていきたいというふうに思います。ぜひ生活の安定を構築できるようにするためにも、発注者としての責務において、ぜひ法整備や法の順守を守るよう、各事業所への指導をしていただくよう、よろしく願いしたいと思います。

それでは、2番目の節電のほうに入らせていただきたいと思います。

清水議員が自然エネルギーなどの観点から、先ほど村有施設の電力消費量、現状の節電の取り組みなどについて質疑されておりました。それを受けて、もう少し具体的な観点からお伺いしたいと思います。

現在、村の村有施設というのは全部で25カ所ぐらいあるのかな、プラスアルファがあるの

だろうと思います。最近の技術開発には、目覚ましいものがあります。最近驚いたのは、液化ガラスなるものが出ていました。目が点になってしまいました。ただの板がこれを塗布することで、ガソリンをかけて引火してもガソリン分だけしか燃えない、材木は無傷というものでした。防災には期待できそうでした。最新技術の凄さというものには、本当に驚かされることばかりだと思います。

話はちょっと横にそれてしまいましたけれども、省エネや再生エネルギーについてもわかりです。導入の可能性については十分検討していただかなければならないと思いますが、この島をどういった位置づけの島にしていくのか。エコ島とするのか、そんなところの計画によっても変わってくるのではないかというふうに思います。その点については、ぜひ早い時期での対応ができる計画を練っていただきたいとお願いしたいと思います。

以前、私が母島の村民会館に勤務していた折に、図書室の電球が切れました。取り替えたのにつかないということが起き、築30年で照明器具の安定器の上に雨漏りをしていたという実例があって、そのために安定器が古くなったためなのかなと思ひまして電気屋さんに調べてもらいましたら、実はそのレベルではなくて、電球のソケット部分、いわゆる差し込む部分ですね。その部分が老朽化で劣化していたのが原因とわかりました。まさかそんな部分がと思ひましたけれども、緊急措置的に中を磨いてもらって現状維持を図りながら、新しい器具に交換してもらうようお願いしました。その時点で既にLEDの蛍光灯が出ていましたので、それにできないかというお願いをしました。当時で1器2万5,000円くらいだったと思います。その他に工事費ということで、ついでに4器変えようというもくろみをしていましたら、10数万円の見積もりでびっくりして、村の母島支所と相談したら、そんなお金はないよということで、仕方なく普通の蛍光灯の器具を1器だけ取りかえていただいたことがあります。それから11年で大分安価になってきたかなという感じがします。

各事業所などで毎日使用するところから、徐々に照明器具を段階的に取りかえていくという方法で、税金を無駄遣いしないように数年かけて取り替えていくなど、また改築や建て替え、照明器具の更新時期などについては極力積極的に取り入れていただきたいと思ひます。先ほど清水議員のときにも、副村長からそのような答えもちょっと伺ひましたので、それは少しほっとしているところです。

それから、部屋の照明器具による暖房化が防げる効果もあるようです。つい最近では、福祉センターの多目的室がLEDに変えていただいたことから、前のナトリウム灯との違い

というのは、スイッチを入れればすぐにつくということです。それからすぐに消してもまた大丈夫ということですね。今までのナトリウム灯は、1回消すと次つけるには5分とか待たなければいけない。だから次の人がすぐに使う場合は消さないようにしないとイケなかったり、いろいろそういう問題がありましたが、それがなくなりました。そのために、結構続けて使用する場合でも小まめに消すことが可能になり、そういう意味での節電にもなっているだろうと思います。

ただ、安価な工事不要タイプというのが出ているようですが、一概によいということではないようです。また、5年リースというのもあつたりします。この場合は1本単価113円が出ていました。それが小笠原に対応できるものかどうかはわかりませんが、技術職がおられますから、ぜひ調査して精査していただきたいと思います。もし有用なら、今後検討してみてもよいのではというふうに思います。LED器具照明の消費電力削減率というのは約36%から58%ということですので、それぞれの事務所の電気というのは、ほとんど毎日8時間以上電気をつけっ放しということが多いので、ぜひ検討すべきだというふうに思います。

村として、現状から今後についての取り組みについてどう考えているのかを、村民にわかりやすく節電に取り組むということも大切だと思いますので、伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） ご質問としては、村有施設の電力使用量、現状の節電の取り組みについてかと思えます。

先ほどの清水議員のご質問にも多少答えたところがありますが、具体的な取り組み状況ということで言いますと、ライフラインに係る大きな施設の節電については、施設の運営方法そのものに起因するところが大きいので、なかなか短期的な対応というのは難しいのが現状でございます。

一般論として申し上げますと、技術開発によって時代とともに省エネルギー化というのは進んでおります。新たに求められる機能や、また環境負荷への対応等により、現状以上にエネルギーを必要とする機能を求められる場合もございます。このため、これらの施設につきましても、施設の更新時を中心に、求められる機能の検証や省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入の可能性、これらをトータルに念頭に入れながら計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、事務所のことでは具体的な内容のご質問がありました。事務所などの照明器具につきましては、施設の整備や改築の際、可能な限りLED照明に置き替えているところがございます。

今後の既存施設のLEDの照明への切り替えについては、相応の費用がかかってまいりますが、また既設の照明器具に取り付けのできる電球というのもあるということもございますが、これも割高になる場合もございますので、現状の照明器具の更新時期等も考慮しながら、段階的にLED照明の導入を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ぜひ各庁舎、本庁、第2庁舎、支所、情報センター、それから診療所、学校、保育所、浄水場、下水処理場、各交流センター、火葬場、有料老人ホーム、それから各指定管理先、評議平グラウンドとか扇浦のレストハウスもそうでしょうか。それから観光協会、ホエールウォッチング協会などがいろいろあるのかなというふうに思います。全てを変えていくのに相当な費用と思います。そのために一度にとというのはかなり難しい話だと思っているので、やはりそれぞれの担当課で今年はこことか、計画的に変えていくということも大事なのではないかとというふうに思います。

ぜひ、副村長のほうで答弁していただいた点について、省エネルギー・再生エネルギーなども活用して、エコな島を目指して観光立島のサブメインの一つを張れるぐらいのインパクトを持たせて、アナウンスというかPRをしていただければ、より多くのお客様をお呼びできるのではないかと思いますので、包括というか、トータルマネジメントの活用でやっていただければと思います。

もう既に庁舎内の節電でも、先ほどの事例を挙げて、実際実績が上がっているようですので、福祉センターの多目的ホールに入れていただいたことでの有益性も生まれていますので、全体を調整しながら、ぜひ早目のLED照明器具の推進をしていただきたいと思います。

ちょっと期待しながら、これをもちまして質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田 望君） お諮りします。

暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

午後2時から再開いたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(午後12時)

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

(午後2時)

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫です。

冒頭にもございましたけれども、昨日、菊池滋夫氏が亡くなりました。私、1期目からご指導をいただきました。時には厳しく、ただその中でも愛情あふれるご指導をいただきました。心より哀悼の意を表します。

一般質問に入ります。まず最初に、本土との格差についてでございます。2番目に、小笠原諸島振興開発特別措置法の法改正延長についてを質問します。

最初に、本土との格差についてです。

本土の格差いろいろございますけれども、その中でも医療と教育について、少しお話をさせていただきます。

まず、医療ですけれども、医療の中で本土との一番の格差になっているのが、まずは急患搬送だと思います。今現時点で自衛隊機で運ばれる際、平均すると9時間半かかります。内地では、救急車を呼んで救急病院に運ばれるまで10数分の時間で到着をしますが、小笠原の場合は9時間半もかかるという現実でございます。

また、急患搬送でも、自衛隊で運ばれない場合もございます。次のおがさわら丸で上京して、大きな病院で診てくれというふうに言われて、我々自身が内地へおがさわら丸に乗っていく場合もございます。この場合は、おがさわら丸を待つわけですが、最大6日間待ちます。ドック期間中の場合は最大3週間待つことになります。これが内地ですと、町医者に、うちでは面倒見きれないから大きな病院に紹介状を書くから行ってくれと言われれば、翌日にはその大きな病院で診てもらうことができます。このような急患搬送では格差がございます。

また今年、先月、我々村議会で八丈島に視察に行った際に、人工透析の視察をしてまいりました。このときに、八丈島の病院の方々に質問をしました。小笠原でも人工透析の要望

がありますと。でも、いまだにありませんと。八丈島が先駆的に島しょとして人工透析をやられておりますけれども、もし八丈島に航空路がなかったら、この人工透析できたかと。お返事は、航空路がなければ、八丈島で人工透析をすることは難しかったというお答えをいただきました。

今、三宅島・八丈島各所で人工透析ができるようになったと聞いております。本村ではまだできておりません。人工透析が必要になってしまうと、この島には住めなくなるという、そういう現実があります。

続いて、出産です。皆さんご承知のように、当村ではこの村の中で出産することがかなわなくなりまして、約3カ月間、妊娠8カ月から出産後の約1カ月間、内地で滞在をしなければならないという、そのような現状もございます。

続きまして、教育についてです。教育の本土との格差、一例だけご紹介いたします。

先月、私のブログでセンター試験、小笠原高校に通う生徒がセンター試験を受験する場合、東京の内地で受験をしなくてはいけないという記事を書きました。センター試験を受験するにはドック便と重なってしまうため、24泊25日かかってしまうという現実があるということを書いた記事として載せました。そうしたら、その記事がツイッターで日本全国を駆けめぐり、わずか数日間のうちに私のブログのアクセス数が2万件を超えました。ふだん100アクセスぐらいしかないんですけれども、一気に2万を超えました。

その後、二、三週間たった後に、今度は大学受験の専門家のジャーナリストの方が、私の記事をまた引用して記事にしてくれました。そうしたら、ヤフーのトップニュースに載り、物凄く大きな反響となりました。こんな島がまだ日本にあるのかと、そういう声を物凄くたくさんいただきました。インターネット上でスレッドが立ち上がり、約1,000件のコメントがありました。私その一つ一つに目を通しました。そうしたら、もうこのような島が日本にあること自体がまずもって信じられないという声が多数ありました。また、その解決策として、なぜ小笠原に航空路がないのか。航空路を作ってあげたらいいんじゃないのかという声も多数見受けられました。

先ほどご紹介した医療の格差、これらも航空路があれば、ほとんどの問題が解決できると思います。医療だけではない、教育だけではない、ほかの分野でも航空路があれば、本土との格差がもっともっと縮まる、そういう部分があるのではないかというふうに思います。

ただ、私もこの24泊25日のセンター試験の記事を出したとき、ここまで大きな反響が出るのかと、正直驚きました。自分の中でも、この本土との格差がどこか当たり前のような感

じになっているのではないか。この島に暮らして15年がたちましたけれども、この本土との格差に慣れてしまっている部分がどこにあるのではないかというふうに、自分自身反省をした次第でございます。

一方、当然この距離でございますから、全てが本土と同じようにというわけではございません。その辺のところはよく承知しておるんですけども、ただ、親として、人として守らなければいけないものがあるのではないかと。その部分の格差については、これは是正をしていかなければいけないというふうに私は感じております。この格差の是正こそ民生の安定であり、この民生の安定こそ、航空路開設の原動力なのではないかというふうに私は感じております。

航空路を反対する方々がおります。小笠原にもう10回以上来ているリピーターの方も、航空路に反対しておりました。しかし、私がおがさわら丸の中でその方と会ったときに、小笠原の医療の現実、また教育の現実、この24泊25日もかかるという現実をお話をして、ここは何とか理解してもらえないか、村民のための航空路だったら理解してもらえないのかという話をしたところ、2週間ぐらいたってから、その方からメールが来ました。村民のための航空路だったら、私も理解ができる。よしとしようというメールをいただきました。この本土との格差を広く伝えていくこと、わかりやすく伝えていくことがとても重要なのではないかというふうに考えております。

一方、私も私自身が体験しているその格差については説明できるんですけども、自分自身、まだ網羅できていない格差があるのではないかというふうに感じております。先日、内地で、小笠原で医師であった方とお話をする機会に恵まれました。そのときにこの話をしました。そうしたら、その元お医者さんは、航空路ができれば医療は、一木さんが知らない部分でももっともっとよくなる。もっともっとよくなる部分があるんだということを教えてもらいました。

このような本土との格差、もう少し執行部のほうでも情報を整理していただいて、それを我々村民だけではなく、都民、国民、また国会議員の特に小笠原を応援する会の方たちに、広く情報発信をしていく必要があるのではないかというふうに思います。ぜひそのようにしていただきたいと思います。村長の見解を伺います。

2点目、小笠原諸島振興開発特別措置法の法改正・延長についてでございます。

村長の所信を見ました。その中に平成28年度、来年度が要望内容の取りまとめ、平成29年度が実際の要望活動、そして平成30年度が法改正という運びになっております。この特別

措置法、また暫定措置法は、小笠原の未来をつくる根幹となる重要な法案です。そのため、村議会と十分なやりとり、調整をしていただきたいと思います。

まず、現時点での現在の要望内容の骨子は何なのか、伺います。また、今年度と来年度で調査を実施していく、またすると聞いております。この調査委託の今年度の進捗状況、結果等あれば教えてください。

また、この調査ですけれども、通常のまちづくりのよくあるコンサルタントに任せてはいけないというふうに私は思っています。なぜならば、この特別措置法の中身というのは、どこのまちにもない中身です。旧島民の施策、また小笠原の特殊事情の中身を規定した法律となっています。他のまちづくりにはなかなか当てはまらない、そういう類いの調査です。そのため、もっともっと小笠原もしくは硫黄島にもっと詳しい方に入ってもらって調査をして、その方向性をこの小笠原村とともに導き出す、そういう調査・研究にしてほしいと感じております。村長の見解をお伺いいたします。

あとは自席で行いたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、具体的に医療・教育ということを挙げられまして、本土との格差というご質問がございました。

小笠原諸島は、東京から南へ1,000キロに位置する超遠隔離島でございます。その地理的条件から、本土と同じ社会環境を整備できないという観点では、どうしても埋められない本土との格差が生じることはやむを得ないこととございます。その意味でも、離島に住む覚悟が必要な面があることは否定できません。

しかしながら、その格差を是正していくことが我々行政の役割でもございます。村では復帰以来、4次にわたる総合計画に基づき各施策を展開し、多くの格差を是正してまいりました。第4次総合計画にうたう、村民が将来に向かって夢や希望を持ち、「心豊かに暮らし続けられる島」を実現していくことが格差の是正につながっていくことであり、その実現に向けて大きく進む手段の一つが、航空路の開設であると考えているところでございます。

航空路に関する情報発信のあり方については、国・東京都との協議も踏まえながら適切に対応はしてまいりますが、具体的なご質問の中をこの後再質問でやっていただければ、その必要性・重要性というようなものは、そういう質疑応答の中で、多くの村民や傍聴され

ている方々に発信できるものだと考えております。るる、これまでも航空路の説明会等をやってきました。その度に、村としてはその考え方を説明してきたつもりでおります。発信してきたつもりでおりますが、なかなかそれが思うように受けとめていただけないのが現実でございますので、このような議会の中の質疑応答の中で具体的なことが発信されるのではないかと、このように思っているところでございます。

2つ目に、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長についてのご質問をいただきました。

現行の特別措置法は、平成30年度末にその期限を迎えることから、次期特別措置法は復帰50年後の最初の法律となります。その意味では、次の改正・延長は重要な意味を持つものであり、また過去の50年を総括し、将来を見据えた上で時代に即した振興開発が可能となるよう、新たな特別措置法の仕組みを求める絶好の機会であるとも捉えているところでございます。

改正内容の骨子についてでございますけれども、具体的な内容はまだ検討中ではあります。が、現在のところ、根幹に係る内容について2つのことを検討しております。

1つは、特別措置法の成立要件でございます。議員ご承知のとおり、沖縄、奄美の特別措置法では、既に法律の成立要件を「復帰に伴い」という理由から、「特殊事情に鑑み」という理由に切り替えております。本村では、強制疎開という沖縄・奄美とは違う特異な地域事情があり、そのことも踏まえつつ、復帰50年を契機に法の成立要件の検討は必要かと考えております。

2つ目は、交付金制度でございます。ソフト事業に対する交付金制度の導入が、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法や離島振興法には導入されており、それぞれ導入の効果も出始めていると報告もされております。当村においても有効な用途を検討・整理し、その導入を考えていきたいというふうに思っております。

お話にありました具体的な改正内容については、今年度実施しております基礎調査の結果を踏まえ、平成28年度に小笠原諸島振興開発ビジョンとして取りまとめる予定でございますが、先ほどご指摘がありました調査に関してのことでございますが、担当が今現在依頼しているところが、思うような答えが出るとか出ないとか、いろいろな受けとめ方はあると思いますが、調査を依頼し、そして成果を得て、その後いろいろ検証してまいりたいと思います。どのような方またはどのような組織、そういうものを加えて、調査の依頼をすとかしないとかということは、今後の検証結果によって考えてまいりたい、このように

思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 2点目の改正内容の骨子に関する今年度の調査結果あるいは進捗状況についてでございますが、振興開発ビジョンとして取りまとめる次期特別措置法の改正内容については、今年度、それから平成28年度の2カ年で調査をまとめる予定としているところでございます。

先ほど村長から答弁されました改正内容の骨子は2つ、今現在検討しているところでございますが、今年度調査の中では、例えばその一つである交付金制度について、他の地域の交付金の仕組み等あるいはその交付金の実際の使い方、そういった実態を今年度調査では基礎的な情報として整理を行っているところでございます。そういった情報を踏まえつつ、平成28年度には当村の求める改正内容を整理していく予定で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 再質問に移りたいと思います。

まず、本土との格差の部分についてでございます。

村長の先ほどの答弁で、この村議会での発信が情報提供の一つになるという、発信の一つになるという部分がありました。それについて思う部分がありました。前回の村議会の空港開設推進特別委員会の中で、JNNの報道に対するいろいろな問題があったということが議論されました。あのときに、インターネット上で物凄いバッシングというか、村の航空路の施策はこの報道のとおりなのかという、もう完全に誤解をされた方たちの声が物凄く広がりました。その対応に私は当たりました。

そのときに、では村は小笠原村としてどういう航空路のスタンスでいるんだろうというのを探したんですね。もちろん議会の議事録を引っ張ってくれば、その説明をすることができるんですけども。でも、一般村民が見て、あるいは都民・国民にわかりやすく、いや、小笠原村の航空路の施策というのはこういうような必要性があつて、こういうふうを考えているんだよという説明ができるものがなかったんですよ。それがすごく大変だったんですね。中には、航空路を作るのは土建屋がもうけるためにやっているんだろうという声もありました。もしくは、大部分の方が誤解していたのは、観光客を呼びたいんだろう、それが目的なんだろうと。いや違います、民生の安定なんです。じゃ民生の安定って何なん

だよ。個別具体的に説明して行って、ようやく納得してもらおう。

でも、ここでホームページか何かで、いや、小笠原村としてこういう必要性があって、こういうふうを考えている。方向性としてはこういうふうを考えているというものがあれば、あんな誤解は生まれなかったと思うんですよ。そういった、ちょっとあのとき相当苦労したものですから、ぜひ村民・国民・都民にわかりやすい形の情報発信の、せめてホームページがあってもいいのではないかなと思っています。

伊平屋村のホームページを見ました。航空路開設の推進のホームページがあります。その中にまず第1番目として書いてあるのが、やはりその必要性なんですよ。そこから先はいろいろな東京都とのやりとり、国とのやりとりがある中で、なかなか全部出せない部分があるのはわかりますけれども、でもその必要性の部分ぐらいは、これは小笠原村から発信していくべきではないかというふうに思いました。その点、村長いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） ただいまご質問の中で例に挙げられた今回の報道に対することですが、私どもは村として小笠原の航空路の必要性、平成19年から説明会を村民の皆様にし、そして村民の皆様の動向調査をさせていただきました。そのときに、この間報道された洲崎案のような案は、村が調査をしていて、こういうふうなことということで、その会合の中でお示しをしているものなんです。この会合は父島・母島、それから各団体合わせて20数回行いまして、アンケート調査をしました。しかし、村民の中からの意見は、こんなのは初めてだとか、そういうことでした。

まず、航空路の具体的な案というのは、まだ固まっておりませんので、あれは村が調査し、洲崎でしたらこういうというものでございまして、具体的に示す案というのはまだございません、現段階では。ですから、今ご質問のあった必要性については勘案していきたいと、考えていきたいと思っております。

しかし、私が言いたいことは、いろいろなことを我々が情報発信として考えていても、なかなか皆さんには思うようには通じていけないんだなということからしますと、先ほど申し上げましたように、こういう機会にこういう形で具体的に質問をいただき、それに私が答弁することによって、それは情報発信と同じようになっていくものだと、そのように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 村長のおっしゃるとおり、その必要性の部分、7年前の説明会できち

んと村は説明をしております。私、村民にも話しました。それは住民説明会でやったでしょうと。でも、そんなものは覚えているわけないだろうと、7年前だぞと。またもう一個言われました、7年前のアンケートを持ち出すなど。もう住民がどれだけ入れ替わっているんだというご意見もありました。7年前というと、もうはるか昔なんですよ。

私自身も、7年前村がどういう説明をしたのか、樋口企画政策室長に電話で問い合わせをしました。私自身も覚えていませんでした。さすがにその事細かい部分までは忘れていたので、私は樋口企画政策室長に電話をして聞きました。やはりその必要性の部分については、せめてホームページなりで情報発信のほうをしていただければというふうに感じておりますので、その辺のご検討はよろしく願いをいたします。

続きまして、特別措置法の再質問に移ります。

特別措置法の懸案となっている税制の特例、また小作人制度の特別賃借権の課題、また農地法の課題ですね。こちらのほうの調査は今年度進んでおるのでしょうか。また、もし来年度進む予定であれば教えてください。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 平成27年度、平成28年度の2カ年で取りまとめるという中では、初年度である今年度の調査の中では基礎的な整理をするという内容が主になっております。

今、一木議員がご指摘の特別賃借権の問題、農地法の施行の問題、そういった過去からの課題については、過去返還以降、こういった議論がどことどういった形でされてきたのか。役場で保管をしている書類等をたどりながら、まず過去の経緯を整理するというのが今年度の目的となっております。それらの経緯を踏まえた上で、来年度の調査の中で解決の方向としてどんな方法が考えられるのか、そのあたりのことを来年度の調査の中で検討していきたいと考えているのが、今の状況でございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 了解しました。来年度やるということなので、調査のほうお願いします。

また、平成28年度の、来年度の早い時期に議会との調整のスケジュール案を、できれば議会のほうにお示ししていただければなと思っております。特別措置法は非常に重要な法案です。小笠原村の意思決定機関は村議会でございます。これでよしという案にさせていただいて、その村議会との調整のほうを、またそのスケジュールを来年度の早い時期にお示し

していただければと思っておりますけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） この一木議員からのご質問の中で特別賃借権、それから農地のことが出ましたが、この問題の根幹は硫黄島の帰島がかなわないことなんですね。こういうことももちろんのこと、議会とのこういう質疑応答の中で多くの方に知っていただけると私は思うんですよ。

ですから、もちろんそれぞれ行政と議会のそういう関係からも議会にご相談をいたしますが、まず人のことはともかく私のことと言いますと、父親のふるさと母島の北村に、私は帰っても住めないんです。片や今の小笠原は世界自然遺産にもなり、世界の宝だと、こう言われて何でしょう、足元をきちんと固めつつ、別のところにも足を置かなければいけない。行政の長としては、こういうところの悩みの中でいろいろなことを考えています。

この私の悩みというよりは、小笠原が置かれているこの現実ですよ。農地法が何で適用されないんだとか、このことの根幹、これは私のような父のふるさとにも帰れないような人間がいるうちに、何とかそういうことを掘り起こして解決できればいいですけども、その道筋、これをつけないければ、50周年を迎えてその先、次世代の人に苦勞をかけるだけだと思っているんですよ。

だから、今度の50周年の法改正には、いろいろ我々は取り組んでいきたいということを申し上げます。調査をすればするほど難しいということはわかっていますけれども、ここはもう議会の皆様と両輪で英知を出していかなければいけないと思っていますので、調査のことと、それぞれの私どもの方向性を決めるに当たっては、議会とよくご相談をしながら進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 5番、杉田一男でございます。

冒頭に、長らく東京都漁業協同組合連合会の会長を務められ、漁業振興にご尽力されました菊池滋夫氏のご逝去に当たりまして、生前の功績に敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

一般質問でございますが、村長の所信ということで大変茫漠として聞き方ですけれども、まず登壇でお聞きしたいのは1点だけございまして、政策課題につきましては自席で質問

いたしたいと思います。

まず、今回の所信に当たりまして、村長には多分複雑な思いとうれしい思いがあると思います。小笠原の民生の安定化という中で、海路と空路の整備は必要不可欠という位置づけで今までやってまいりました。航空路に関しては、私も村長に何度か質問しましたがけれども、村長も難しいかじ取りの中で海路もしなければいけない、空路もやらなければいけない。そういった中で、とりあえず海路をまず一本化して海路をなし遂げようと、そしてその後、空路一本に進んでいこうと自分なりに多分方向性を決めたとと思います。

そういった中で、今般、おがさわら丸とははじま丸同時に新船就航という村にとって、いい意味でいえば小笠原の観光元年にも匹敵するような大きな出来事だと思います。村長の所信にも書かれておりますように、この新船をどういった形で関係機関の協力を仰ぎながら有効活用していくか。そして、村民の皆様の将来の安定性に向けてどう取り組んでいくか、これは大変大きな問題だと思います。

そこで、同時就航をなし遂げた村長として、出港が1時間延伸になりました。東京出港が11時ということで、私は小笠原村も観光客にとって全国区になったのではないかと、こういう認識を持っています。そういった大きな可能性を秘めた今度の新船の就航に関しまして、先ほど言った有効利用も含めて、村長の取り組み方をぜひお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田副議長のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の中にございましたように、小笠原の民生の安定、産業の振興、海路と空路の充実・改善こそが、その大きな一つの鍵になるというふうにはずっと話してまいりました。その中で空路の難しさというのは、残念ではありますが、先輩たちの後につきながら、長年にわたってその努力の跡を見、そしてその後ろにくっついてきた中では、大変課題解決がたくさんあるなということを感じてきたものでございます。

海路につきましては、各関係機関のいろいろなご支援もあり、44時間から始まり38時間、28時間半、そして25時間半というふうに徐々に船も大きくなり改善をしてまいりました。

平成23年に世界自然遺産になりまして、現行のおがさわら丸はまだまだ耐用年数は来ていないんですが、小笠原に訪れるお客様の客層の推移とともに、いわゆるもっと居住性のいい船をとということを求められてきた結果、まだ耐用年数には来ていないおがさわら丸について、耐用年数の来たははじま丸と同じ時期に新船就航をしていただけないかということ

を要望してまいりまして、今般の実現に至ったわけでございます。この新しい船が、これからの小笠原の希望になっていくというふうに思っております。その一端が、父島・母島の新成人に支鋼切断をお願いしたというところに、私のその希望の意図を酌み取っていただければと思うところでございます。

まず、観光という観点でいきますと、東京出港時間が1時間延びます。そのことによって、今まで東京前泊で小笠原に来なければいけなかった方々の範囲が広がります。中京圏から関西圏ぐらいまでは前泊をしなくても来られると。そして、北海道も朝一番の飛行機に乗れば、ぎりぎり間に合うのではないかとというぐらいのところまで来ております。そういう中での観光客、小笠原に来られるお客様の可能性が広がったということ、そのことを大いに生かしていきたいと1つは思っております。

また、ははじま丸も2時間ジャストの運行ということになりますので、今までより30分、母島のほうにも早く着くということになりますし、おがさわら丸は今度、父島発が3時半になりますので、父島・母島にも、帰る日も今まで以上に余裕を持って帰っていただくと、現地にいていただくということが可能になりますので、こういう時間利用については大いに小笠原海運、東京都、そして小笠原村が委託をしております観光局もろもろの、これまでの協力関係にある皆様、お願いをして広く広報をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

幸いにして、今月から6月まで「さようならありがとうおがさわら丸」というキャンペーンを張らせていただいておりますが、その成果かどうかはともかく、この3月に至っては、今日着いた便も先便も600名を超えております。これが1つ、我々がやってきた成果と思えるように、またそれぞれの関係機関と頑張っていきたいと、このように思っているところでございます。

大変雑駁な答弁になりましたが、あとは自席からの再答弁ということでございましたので、私も席に戻らせていただきます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長の大体のお考えはわかりました。これからは、ちょっと政策課題に沿って質問させていただきます。

まず、航空路ですけれども、今回、航空路に対して、村長が企画政策室と一緒に、東京都に対して今まで以上にアピールしていけるのではないかとという一つの流れとしまして、先日の3月7日に都議会の予算特別委員会の総括質疑において、自民党の田中たけし議員

が小笠原の航空路に関して質問しました。そして、これはやはりありがたいことに国会議員の皆さんでつくっていただいた小笠原を応援する会の意向も踏まえて、やはりもう海路が充実したので、あとは航空路だけだというしっかりした言い方で質問されておりました。

そして、その中で平成30年に返還50周年を迎えると。その時点では、やはり東京都としてしっかりと方向性を示すべきだという強い形で質問いたしておりました。それについて舛添知事も、空路の重要性はよく認識していますと。そして要望も聞いておりますと、届いておりますと。そういう中で質問に沿ったような形で、ぜひ鋭意的に検討していい方向に持っていきたいということをお述べられました。

まずこれを聞いて、改めて村長と企画政策室長のこれからの取り組みの考え方を、ちょっとお聞きします。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 昨年来、村長が東京都に対しまして、2年後の復帰50年の際には都の一定の考え方を示していただきたいということに基づきまして、実務方である私のほうでもそれに沿いまして、いろいろ東京都の実務担当者あるいは国土交通省航空局の実務担当者の方たちに、その姿勢に基づきながらいろいろ協議をし、調整をしてきたところです。

昨日の予算委員会につきましては、私もインターネットの映像で確認をいたしましたが、しっかりと東京都においてはそういった村長の考え方が受けとめられ、それを踏まえながら前向きな発言をされているということは、非常にうれしく感じたところでございます。

今後も、その方針にのっとりながら、実務協議については積極的に進められるよう努力をしてみたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） その中の今年度の東京都の予算の中で、予算規模は1.6倍、1億1,000万円ぐらいついたらと。そしてその中で大きな調査内容が、私にするとやはり営業経費のその運行経費に関する調査、そういう部分は入っておりました。これは今までと違って一歩進んだ形ではないかと思えます。

やはり村長の中でも悲願という位置づけの中で、海路が決まった中で、航空路に本当に真摯に向き合うのは今しかないと思えます。そういった中で、東京都も前向きな形で進めていただいているようですので、今年度はぜひ議会と一緒に、議会がお手伝いできる

ことはぜひお手伝いしながら、いい方向に向けていきたいと思えます。いかがですか、村長。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） まさに私もみずからの選挙、改選を迎えた後に、議長ともども舛添知事に会って、何とか返還50周年のときには一定の方向性をという要望をしてみましたこと、そのようにまた都議会の中でも答弁が出ておりますので、受けとめていただいている。

そして、実際の一番、きちんと本気になっているんだなというのは予算をどうつけていただけるかでございますので、予算も増額をしていただいたところに、私どもの思いを受けとめていただいているなということは感じているところでございます。その上で、やはりここは議会と一緒に行動をしていくと。

私は今、東京都にいち早く方向性を出してもらおう前の、今の3案を1案にというようなことを申し上げておりますので、これを積み上げていくお願いをし、これには多少は時間が必要かと思うんですね。だから一喜一憂せずに、じっくりと腰を据えて、議会の皆さんとともに取り組んでまいりたいと、こう思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ぜひうちの議長を巻き込んで、少しでも、一歩でも前進するようによくお願いしたいと思います。

続いて、防災についてお聞きします。

議会、執行部の努力によりまして、防災道路が進んでまいりました。大変ありがたいことですし、村民にとっても多分これは大きな出来事だと思います。

ただ、東日本大震災の教訓の中にやはり復興が進んでいるところ、進んでいないところ、その大きな違いはやはり重機類の確保があるかないかで出てきます。そういった中で、小笠原のように平坦地が少ないところでは、その確保を事前にはしておかないと、特に津波が来た場合、大村・奥村地区分断される可能性があります。行政道路ができたとしても、やはり結構大きな問題だと思います。

そういった中で、やはり1カ所ではなく、何カ所かこういう災害時用の車両の置き場の確保、これが大事だと思いますけれども、これは小笠原建設業協力会の協力なしではなし得ない部分もあります。これは私も前から質問してまいりましたけれども、今現在どうなっているか、ちょっとお聞きします。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 重機置き場のお話でございますが、津波による被災後の復興に当たりましては、重機類の確保というのは欠かせません。従来から津波警報等が発令されたら、重機等は高台に移動していただくよう、小笠原建設業協力会には働きかけてきたところがあります。

また、さらに日常的に高台に置くための用地を確保し、協定を結び、高台の重機置き場の提供を進めているところでもあります。具体的には、父島の奥村交流センターに2台分の用地を確保して協議をしたところではありますが、今、議員のおっしゃったように、ほかの場所にも多く置き場を確保した上で、事業者間で調整したい旨のお返事を受けております。

用地の確保について、さらに検討をしているところでもあります。今のところ、洲崎発生土置き場と、都道敷きを候補地としまして、関係課並びに小笠原支庁に検討いただいているところでもあります。早期に確保の上、事業等で使っていない重機やダンプなどの置き場に活用しながら、いざというときには復興作業に従事していただきたいと思っているところでもあります。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 小笠原建設業協力会というのは民間企業ですから、その辺の調整というのは相当時間がかかると思います。各会社によってそれは当然企業差もありますし、そういった中で置き場とこの小笠原建設業協力会との調整、それをぜひ進めていっていただきたいと思います。

次に、水産振興についてちょっとお聞きします。

去年の中国船の影響により、漁業被害が多く出ました。特に漁業者の皆さんの被害が、お金に換算できない部分を含めると相当なものがあると思います。そういった中で、執行部において補正予算つくっていただいて、父島、母島、漁業支援金をいただきましたけれども、そういった中でこれ1年で当然終わる話ではありませんし、もう一つ、この漁業支援と同時に、やはり漁場の回復も一つの大きな論点だと思います。

そういった中で、漁業支援と漁場復興に向けて、村でどういう取り組みを今後していくのか、ちょっとお聞きします。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 1つ目の支援金のことについて答弁させていただきます。

中国船の違法操業に対する支援金につきましては、被害を受けました父・母両漁業協同組

合の経営の回復と安定を図るため、昨年、平成27年第3回の定例会におきまして補正予算をお認めいただいたところでございます。

現在、中国船による違法操業は沈静化しておりますけれども、サンゴ資源に対する直接的な被害のほか、残された漁網による二次被害も発生するなど、漁場が荒らされたことによる影響が今後も続くことが見込まれます。

また、父・母両漁業協同組合からも支援継続の要望を受けていることもございまして、支援金につきましては、漁場が荒れたことによる漁獲物への影響も考慮いたしまして、予算をお認めいただければ、平成29年度までの3年間、事業を継続することといたします。

漁場の回復につきましては、国や東京都におきましても、これまで対策がとられておりますけれども、今後も資源回復やさまざまな支援が継続されるよう、国や東京都に対して引き続き要望してまいります。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長にお願いしておきますけれども、漁業者の支援については、村長もやはり心痛める部分でいろいろとお考えくださって、ありがとうございます。

そして、できれば、あと平成29年まで続けていただけるということですが、決まった財源の中でなかなか難しいと思いますけれども、できるだけ財源を増やしていただける努力と、その漁場復興に関しては当然、東京都や国に大きく協力いただかないと進まないものですから、その辺についても、今後ぜひとも村長のほうでもご尽力いただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） おっしゃること、よくわかっているつもりでございます。

この支援金につきましては、昨年のサンゴのことについてのことでございますので、このことだけでずっとというわけにはいきません。この3年間ということも、決して私ども単独で決めたことではございませんで、両漁業協同組合とご相談の上のことでございます。

もちろん国・東京都に村から積極的にお願いすることも含め、村ができることについてはきちんとやりたいと思いますが、明文をきちんと整えた上で、これからはいろいろなことは考えていきたいと、このように思っております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ぜひ、この一次産業という位置づけの中でも漁業振興は大事だと思います。そして、やはり新しい船が導入されまして、観光客が増えれば増えるほど、地産地

消を含めた一次産業というのは大きな、重要な部分がありますので、ぜひ厚い手を差し伸べていただきたいと、こう思います。

次に、観光振興についてちょっとお聞きします。

先ほど言いましたように、新しい船の就航により、日本全国から当日乗れる状況ができつつあるという中で、村長は8年ぐらい前から、この集客対策については大きな決意でいろいろと実施してきましたけれども、この新しい船の就航を機に、今までの集客対策をもう一度検証して、そして新たな考え方もう一度観光振興についてどういう方法がいいか、ぜひ取り組んでいただきたいと。

今までの集客を見てみますと、東京都の修学旅行とか、そして旅行者に対して大いに協力体制をしいてもら。いわゆる観光客直接的な部分ではなく、観光客にとっては間接的な部分が多かったんですけれども、ほかの地域では、やはりある意味直接的な部分を含めて取り組んでいるところもあります。そういった部分を含めて、ぜひ新たな集客の方策について、一度今までを検証しながら取り組んでいただきたい。そして、その中で新たな道が見つかるのではないかと思いますけれども、この辺は担当課長かな、聞くのは。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 直接的な対応ということで、一つの試みを来年度実施しようと思っておるんですが、産業祭の開催に向け、今準備をしておるところです。農業協同組合とか漁業協同組合が中心となった産業活性化対策協議会によりまして、ゴールデンウィーク中の開催を今考えているところでございます。

多くの観光客の方が集中する時期に産業祭を開催することにつきましては、観光客の皆様へのおもてなしとしての満足度の向上が図られるだけではなくて、小笠原の特産品をPRすることによりまして、一次産業の振興にも寄与できるものではないかと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ではもう一つ、担当課長に聞くけれども、私はこの機会に第三セクターでつくっているラム酒を、もうちょっと前向きな形で村民の中に浸透させられないか。やはり今のままだと当然販売も頭打ちだし、設備投資もできない状態が続く中で、どこかでやはり進めないと、このラム酒はただあるだけという形になっちゃいますから。

ぜひ村長、このラム酒、要するに地のを大事にする、もう一つ売り込む方法をぜひ考えていただいて、ある意味、せっかく小瓶まで開発して、さらにもう一つ開発できるんじ

ゃないかという気もするんですけれども。設備投資も含めて、ぜひラム酒をもう一度見直していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） ちょっと産業観光課からラム酒の担当は外れているところなんですけれども、一つの方法としてちょっとお答えしますけれども。

私、母島に出張とかで行きますと、一つのお宿でチェックインした後、パッションフルーツのジュースなんですけれども、そういうことをウエルカムドリンクということで出させていただく宿がございます。チェックインしてすぐラム酒どうぞというのもちょっとどうかとは思いますが、やり方としては、そういった形でお宿のウエルカムドリンクだとか、あと飲食店でも乾杯には——飲食店というか、我々にしても、島民の方にしても、宴会をやる時はまずはラム酒で乾杯するとか、そういった形ですね。特にお宿のほうでウエルカムドリンクとして出させていただくということは、観光客の皆様にも周知できることだと思いますので、一例として挙げましたが、そういった細かなところからきちんとやっていくことが販売促進にもつながるのではないかなと思っていますところなんです。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 非常に答えづらい部分もあったみたいだけれども。

村長、私が思うには、沖縄へ行くとよくわかるんですけれども、沖縄の島は自分たちの地酒に関してすごい誇りを持っているんですね。もうそれは半端じゃないぐらい誇りがあるんですね。そこいくと、小笠原のラム酒というのは、たまにイベントで無料で配布しますけれども、沖縄へ行くとやはりいろいろな飲食店でそれを優先的に出すように、皆さん頑張っているんですね。そのおかげでもって、酒蔵が幾つあってもやはり成り立っていくと。そういう状況をつくるのが、この村長の重荷が取れる、新船就航を終えて機会がないと思いますので、ぜひラム酒に関して頑張りたいと。それは村長、理事長ですから責任あると思います。どうですか、何かありますか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 随分このことをやりとりしている記憶があるんですが、島の人が飲んでくれないんですよ。ですから、前から申し上げていますが、麻布十番祭りに行きますと、試供品で出しているラムが1杯200円であつという間になくなる。これほど小笠原のラムは決して捨てたものじゃありません。

ですから、我々も来客が来た際には大いに飲んでもらって、パッション割り、レモン割り、

大変おいしいですから、ぜひ議会の皆様にも積極的にうちのラムを活用していただくよう
にお考えいただいて、双方で頑張りましょう。お願いいたします。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 最後に振られましたけれども、私はそれはやはり大事なことだと思いますので。

最後にもう一つお聞きします。

観光客誘致で一番大事なのは、多分リピーターづくりだと思います。そして、リピーター
の中で今までおがさわら丸に乗ったときから不評があったみたいで、そこでちょっと不快感を感じる観光客の方もいて、なかなかリピーターにつながらない部分もあったと思いま
すけれども。

今度、新船になりまして、当然1.6倍以上の大きさになっても乗船客数が抑えられている
中、そしてプライバシーもある程度守られているという中で、やはりこのリピーター確保
のための小笠原の受け入れですね。この受け入れが多分大きな問題になってくると思いま
す。やはり宿泊施設に関しても、個々でちょっと差があるみたいですし、そしてまずなか
なか地のものが高くて出せない状態があるみたいです。

そういうリピーターをつくる必要性は皆さん持っているんでしょうけれども、じゃどうい
う取り組みをするのが一番いいか。一番簡単なのは地産地消だと思います。そういう部分
を含めて、ぜひリピーターを増やしていくにはどうすれば一番いいのか。これは当然執行
部だけでは無理ですから、関係商工業者、そして商工会・観光協会等も含めて、ぜひ早急
にそういう取り組みをしていただきたいと思いますが、これについて確固たる答弁ができ
る方、お願いします。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） リピーターづくりということで、やはりリピーターになっ
てもらうということは、小笠原に訪れた際にやはり満足して帰っていただくことが重要だ
と思っております。

先ほど杉田議員のほうから、おがさわら丸の話ちょっと出ておりましたが、村のほうで観
光マーケティング調査というのをやっておりまして、船・お宿・お土産・飲食店、それぞ
れに満足度の調査をしておるんですが、おがさわら丸は非常に満足度が低い数字が出てお
りまして、世界自然遺産登録の後、特に混雑した時期に著しく満足度が低かったんですけ
れども。最近では、ここ何年かは回復しておるんですが、ほかと比べてやはりまだ低いと。

船が7月から変わるといところで、船内環境とか、そういったところはかなり改善されると思いますので、こちらは平成28年度のマーケティング調査の結果が、私としては非常に楽しみにしておるところです。

もちろんリピーターは先ほど申し上げましたように、小笠原に来島していただいた方の満足度を上げると。内地では1月に小笠原デイというイベントをやっておるんですが、それはドック便を使って、ちょうど父島の方が上京する時期にあわせて竹芝栈橋でイベントをやっております。竹芝栈橋に島民も来ていただいて、小笠原に来ていただいた方も集まっ
ていただいて、島の方と懐かしくお話をしたりするような交流的なイベントでございますので、そういったイベントもあわせてやっていくというようなことが大事ではないかなと思
っているところではあります。

以上です。

○議長（池田 望君） いいですか。

◇ 稲垣 勇 君

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 6番、稲垣 勇です。

ここ二、三年の間に、返還以来ご尽力いただいた方が次々と他界され、昨日もまた重要な方が亡くなられ、本当にご冥福を祈っていきたくと思います。

それでは、一般質問に入ります。

海路アクセスについてでございます。

まず、1点目の昨年9月の一般質問、そして12月の総務委員会での質疑で、老朽化した共勝丸の新造船の件で質問しました。実情は計画があるようでないようで、ないようなはつきりしません。いまだに新船について着手した話が聞こえてきませんが、進捗状況はどうなんでしょうか。前回はガソリン・プロパン等の生活物資の運搬について、いざというときは大丈夫だという答弁をいただき、それはそれで一安心しております。

さて、当村にはごみ資源循環型に関しては、優秀な職員が対応していることにより順調な運営をなされていることは、他の島しょからも「いい職員がいていいですね」という声を聞いております。現行のクリーン施設の運営も画期的なものだという認識をしています。

その際、村の資源循環型の計画で島外搬出の実施を予定していると思いますが、当然のこととして、この計画は船とリンクするのが必要だと思いますが、その辺の調整に関してどう

为什么呢。少なからず新造船についての確たる時期が明確になっていません。明らかに想定する時期はさらに延長されていくのだらうと思いますが、どう为什么呢。新造船に向けて、きちんと相手方と打ち合わせをしているのでしょうか。担当課の対応をお聞かせください。

そして、もう一つのおがさわら丸のドック中の代替船については、自席で質問いたします。外来種対策についてでございますが、1点目のツヤオオズアリ対策の進捗状況について伺います。

母島のツヤオオズアリについては、ノミガイなどの小笠原固有の陸産貝類に被害が出始めているということで重大な問題だと思っております。関係機関とともに真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

前回の定例会で、分布の確認されている南崎や北港での調査を実施していると伺っておりますが、その結果、駆除等うまくいっているのでしょうか。あるいはまだ課題が残っているのか、現状の説明をしてください。

もう一点、毎年3月に出しております母島のシロアリの現状と今後の対応について、ご説明ください。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

海路のアクセスについてと外来種対策ということでのご質問をいただきました。質問の内容が具体的な案件でございますので、それぞれ担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 稲垣議員の共勝丸に関するご質問について、答弁させていただきます。

初めに、当村の持続可能な資源循環型社会構築に当たっての共勝丸の位置づけでございますが、共勝丸は一般廃棄物はもとより、村からの要請を受けて、平成13年に産業廃棄物輸送免許を取得した後も、家電リサイクル法・自動車リサイクル法などへの対応も含め、小笠原村からのさまざまな協力要請に応えてきた実績があり、当村の資源循環に欠かせないものとなっております。

現在の村の一般廃棄物リサイクル率は、都内の平均23%を上回る36%ですが、これも共勝丸との綿密な調整・協働を継続してきたからこそ達成できていると認識しております。

また、新造船に向けた動きでございますが、前回もお答えはしましたが、先般、地元代理店職員が直接本社にお伺いした際に、建造に向けた準備をしているとのお話を受けたとのことでもあります。

村としても、本土からの建設、生活資材の搬入、小笠原からの廃棄物の搬出、いずれも小笠原に欠かせない重要な貨物航路として確実な運航が図られるよう、引き続き連絡を密にまいります。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） ツヤオオズアリの対策の進捗状況について、お答えします。

ツヤオオズアリに関する現在の状況ですけれども、固有陸産貝類の保全上重要なエリア、またはその近接地としては南崎、北港、さらに局所的にはありますが、乳房山にも分布が確認されております。

前回報告のとおり、10月から12月にかけて、南崎においては環境省等が、北港周辺においては東京都が駆除を実施しています。ただし、ツヤオオズアリに関してはこれまで対策の実績がありませんので、効果ですとか、環境影響の検証という点も含めて、まずは試験的な駆除という位置づけで行われております。

なお、結果ですけれども、南崎においては20メートル四方の試験区内での市販のアリ駆除用ベイト剤というものを使用した結果、一定の駆除効果が見られています。一方、北港においては同程度の駆除効果は見られなかったという結果になっています。

ベイト剤がある程度有効に作用するという事は確認できた一方で、周囲の環境要因ですとか生息密度によって効果の出方が異なるというふうに見られていますので、個々のエリアごとに引き続き駆除方法等、検討が必要であるというのが現状です。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 稲垣議員の母島のシロアリの現状と今後の対応についての質問に答弁させていただきます。

最初に、蝙蝠谷仮置き場内及び周辺の状況ですが、平成27年4月に東京都が実施しました蝙蝠谷仮置き場シロアリ対策事業において、1カ所の営巣摘出駆除を行い、さらに1カ所のベイト剤による駆除完了が確認されました。

しかし、5月26日から7月4日の40日間で実施しました群飛調査では、蝙蝠谷仮置き場内及び周辺集落において、イエシロアリのハネアリが数匹から30匹程度確認された日が5回ありました。群飛の規模が小さいため、専門業者においても分析が非常に難しく、周辺を

含めた営巣探査を実施してもなかなか発見することができない状況ですが、今年の2月に実施しましたイエシロアリ対策事業において、イエシロアリによる被害がハスベイ付近で確認され、現在駆除を行っているところでございます。

続きまして、長浜トンネル周辺以北の状況ですが、6月4日から17日の14日間で群飛調査を実施しており、猪熊谷トンネルから北港までの都道沿いでイエシロアリのハネアリが確認されております。母島北部は急峻な場所が多く、営巣探査には困難をきわめていますが、安全第一で可能な限り駆除作業を行っており、本年度は4カ所の営巣を駆除しております。

現在、今年最後のシロアリ対策事業を実施しており、母島につきましては3月5日から10日までの6日間で実施しております。また、シロアリ対策事業にあわせて、3月10日に母島シロアリ説明会を開催する予定であります。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 外来種対策について、先に再質問させていただきます。

まず、今ツヤオオズアリの進捗状況を説明いただきましたけれども、今後の対応をどのようにしていくんでしょうか。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） 今後の対応について、ご説明申し上げます。

12月以降、関係機関、地元関係団体とともに、また外来アリ類の駆除の専門家等のご意見も伺いながら、今後の対策を協議しています。

短期的には、分布域が限定的と思われる乳房山について、できるだけ早く根絶をすること。また、分布域が広く既に被害の出ている南崎においては、被害の拡大を抑止するために周囲から囲い込むように駆除を進めるというのを取り組み方針として、平成28年度当初の対策を検討しています。

また、中長期的には、陸産貝類の保全上重要なエリアからの根絶を目指し、分布域の全体像の把握、駆除方法やモニタリング方法の確立、島内拡散の抑止などの課題について、関係機関とともに取り組んでまいります。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 今の南崎では大分効果が出始めているということで、既に乳房山でも見つかってしまっていると。ただ、北港では大分広がってしまったために対応に苦慮しているということでございますけれども、やはりもとである集落内から、建設資材なり何なりを南崎とか北港に運んでいく中で広がっていくんだらうと思うんですけれども、やはり

もとをたたいていかないとだめだろうと思うんです。

前回は聞きましたけれども、村長、その辺はどうでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 前回は申し上げたとおり、希少な陸産貝類が豊富に残る母島の生態系を守るという点で、ツヤオオズアリの問題というのは大変重要な課題というふうに伺っています。

担当から今申し上げましたとおり、関係機関とも協議をした上で、まずは生態系保全の観点から重要な場所の危険を回避するという点で、短期的な取り組み方針としておりまして、その点に村としても積極的にかかわってまいります。

一方で、集落域からの拡散をいかに抑えるかという点を含めた全体計画については、関係機関の中でも今後、中長期的に検討が必要な課題となっています。集落で完全にゼロにするのか、あるいは重要なエリアの入り口でストップする方法を考えるのか。対策の実現可能性や、投入する労力と得られる成果のバランスも見定める必要があります。全体の目標設定の中で集落域でどういった対策が必要なのか、引き続き関係機関と協議をしてみたいと思います。

私個人が、このことについて具体的な知見を持っているわけではないので、どうしても専門家の皆様、それから関係者の皆さんと協議をしながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） わかりました。この3月、4月の時期というのは移動の時期に当たります。前回は言いましたけれども、何とかこういう外来種、これ以上の侵略的外来種は当村には持ち込んでいただきたくない。イエシロアリを持ち込まない、持ち込ませないということでありましたけれども、現実的には入ってしまっている。これ以上の外来種が入らないような、移動のときの対応をきちんとしていただきたく思います。

それでは、母島のシロアリの現状について再質問させていただきます。

今年度も、母島集落内においてイエシロアリのハネアリの確認がされているようですけれども、今後の対応はどのようにしていくのでしょうか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 昨年、群飛調査と同じような形で、母島集落内への群飛の規模から、現時点におきましては、集落周辺に新たな営巣ができた可能性は低いと考えて

おります。

しかし、平成24年6月に、蝙蝠谷仮置き場でイエシロアリの生息が確認され、継続してシロアリ対策を実施しておりますが、小規模な群飛が続いている状況であり、新たな営巣箇所の特定に全力を注いでいるところでございます。2月には、試行的ではありますが、内地業者の協力のもと、シロアリ探知犬による調査を実施し、反応箇所モニタリングステーションを設置し、監視を行っております。

また、静沢・船見台・蝙蝠谷地区でヤマトシロアリの生息が確認されていることから、個人所有家屋において適用される村奨励金制度を活用していただき、自分の財産は自分で守るための建物の防蟻処理を予防的に行っていただければと思っております。

村としましても、平成28年度以降も、母島集落周辺のイエシロアリ対策を最重要課題として、事業を実施していく予定であります。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 今の答弁の中に、この3月10日に母島でシロアリの説明会を開くということですが、どのような説明をされる予定でしょうか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 基本的には昨年と同じ内容で考えております。具体的には、シロアリ対策団の吉野弘章氏によるイエシロアリの習性や、母島における現状及び今後の対策についての説明をいただく予定になっております。また、蝙蝠谷仮置き場内におけるシロアリ対策の現状について、東京都から説明がある予定です。

今回、説明会に参加させていただきますので、母島村民の皆様が抱えているご不安を払拭できるよう、説明していきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） シロアリ対策を推進するに当たって、関係機関と連携していくのが不可欠だろうと思っておりますけれども、どのように考えていくのでしょうか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 小笠原総合事務所が事務局となり、関係行政機関によるシロアリ対策連絡調整会議が平成23年に発足しております。この会議は年4回開催され、情報交換や意見交換を行っております。

村からは、建設水道課、環境課、母島支所が出席しており、村が実施しておりますシロアリ対策事業の現状を報告し、外来樹木駆除事業や各種維持管理などによるイエシロアリの

生息拡大を防止するため、事業者責任によるシロアリ対策の必要性を訴えております。

次回会議におきましても説明を行う予定でおりますので、再度要望していきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） そのときに、先ほど答弁にありましたように、自分の財産は自分で守ってくださいということで、シロアリ対策として村ではこういう制度があり、奨励金も村として、全額ではないけれども、これだけ出しますよという説明をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、アクセスの件に関して再質問させていただきます。

前回、前々回だったか、共勝丸の予冷库、凍結庫についての質問をしたときに、新しいコンテナをつくるような話をしていましたけれども、結果的に電源が合わなくてだめだったというふうな話も聞いていますけれども、それは確認していますか。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 9月の定例会の中でも、船のつくりつけの冷蔵庫についてはもう修理をしない。かわりに、冷蔵のコンテナを配備すると。ただ、配備した際には不具合があったということでしたが、その後不具合は直って、運用されているというふうに聞いております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） そうすると、現状ではそんなに問題はないということで認識していいんですか。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） そんなに問題がないかというと、多分運べる量が限定されますので、特にドック中の生活物資の運搬には、本当に皆さんが必要な量というのは運べないのかもしれないませんが、最低限、今回のドック中にも冷蔵品は運んだというふうにお聞きしましたので、その運用については問題がないであろうと思っております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） わかりました。共勝丸の件に関してはこれで終わりではないので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、同じ航路の問題で、現在おがさわら丸が1月にドックに入って20日間以上、さっき一木議員の質問の中にもありましたように格差、内地からしたら本当考えられないよう

な生鮮食料品の賞味期限の問題とか、これが本当に公に出たら大変なことになるだろうと思うような事例がたくさん出てくるとは思いますけれども、そういった中で、以前にすとれちあ丸が2回ぐらい東海汽船から借り受けて就航していただいた経緯があります。

現在の橘丸、近海航路の免許を取っていただかないと延航が可能かどうかわかりませんが、そこら辺で何らかの対応をしていただいて、また借り受けるような考え方ができないのでしょうか。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） まず、これまでのおがさわら丸のドック中の経過を整理させていただきたいと思いますが、昭和56年のふりいじあ丸から途中船が変わりまして、今のすとれちあ丸が中に入りながら、平成15年のかめりあ丸までは東海汽船の船を代替船としてドック中に就航させておりました。この間は、東海汽船の周遊船に余裕があったことで対応ができていたところであります。

しかしながら、すとれちあ丸の廃船により代替船として投入できる船がなくなり、平成16年から平成19年までは、ドック途中でおがさわら丸を一度ドックからおろして運行し、再度ドックに入るといった対応を行いました。しかしながら、その結果としてトータルのドック期間が長くなることから、その後は共勝丸による物資の輸送を代替手段とし、大型船による代替便は実施されておられません。

また、このため平成20年以降、議会並びに小笠原村航路検討委員会においても、何度となく代替船の運行について意見・要望を受け、海運会社に対して要請をしているところであります。直近では、この件については平成27年3月に、小笠原航路検討委員会において、海運会社の方との直接の意見交換も行ったところであります。その際、やはり示されたのは、かつてのような大型貨客船による代替船の就航は、今、議員がおっしゃられた航行区域の資格の問題であったり、貨物の荷おろし等のデリック機能などの点で、就航可能な船が日本国内にないという回答がありました。

また事実、東海汽船においても、現在は就航している船を小笠原に延航できる航行区域の資格を有していないということ、それから全国の船はフェリータイプが多く、また東海汽船の船も含めて定期航路に就航していることから、該当する船がないという状況になっております。

今、議員がおっしゃられた橘丸についても、東海汽船の代替船として就航しましたので、橘丸が増えたという状況ではなくて、やはり船に余裕がないということになります。橘丸

はご承知のように、三宅・御蔵・八丈を結ぶ、おがさわら丸と同様の重要な生活航路になっておりますので、それを延航してくれというような要望というのは、村からは今まで行ったことはありませんし、先ほどの海運会社とのやりとりの中でも、やはりその船を就航させるというのは、ほかの航路への影響が余りにも大きいので難しいと、できないということを言われているのが現状でございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 一木議員の言った中にも、こういう遠隔離島だから仕方がないと。私も44年前にここに来だしてからのことを考えれば、今は本当に定期船も必ず来る、そういう時代でございますけれども、やはり時代が違いますよね。今は本当に先ほども言いましたように、1日賞味期限が切れても、それこそ大問題になるような時世でございます。小笠原はちょっと海が荒れれば、1日2日は遅れてしまい、賞味期限があってもないようなところでございます。これはもうこういうところに住んでいるから、お前たちしようがないんだよと言われてしまえばそれまでなんですけれども、それでよしとするわけにはいきません。私らはもうこれでいいかもしれない。でも、これからの子供たちのためにも、何としてもこのアクセスの問題、これは航空路を開設すれば解消する問題がたくさんあると思うんです。先ほど一木議員も言っていましたけれども、本当に航空路さえできれば、ある程度のこの村で抱えている問題は解決します。

今年度、我々議員も真剣に取り組んでまいりますけれども、村長の考え方を聞かせてください。

終わります。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 先ほど一木議員とのやりとりでもありました、航空路があれば解決できる。しかし、課題が多々、種々あって時間がかかっている。じゃその間、この問題をどうするか。それは、先ほど私答弁の中でも申し上げましたが、村民が安心して生活できる環境を少しでも改善するための努力をするのが我々の立場でございます。

今、副村長が答弁しましたように、実際になかなか現実難しい。それは考えてみれば、今までおがさわら丸の代替ということで、人も物も運べる船ということを考えていたからではないかなということも今私は頭によぎっているんです。このおがさわら丸のドックの間、実際に村民生活で求めているのは何なんだろうということですね。今、稲垣議員の中で出てきました物だとしますと、これは共勝丸だけではなくて貨物船に走っていただくと

いうことによって、ひょっとしたら共勝丸ともう一杯の船を手だてすれば、物資のことは解決できるかもしれない。

そのような考え方を取り入れつつ、やはりドック中の間に村民の求めているものは何なんだろうかということを入念に入れながら、そういうことを検証しながら、この問題もう一度取り組んでみたいと思うんですよ。現実にはゆり丸のようなものが可能かもしれませんので、今までと方向違って考えてみて、その検証だとかそういうことには議員の皆様のお知恵もぜひ拝借して、何とか少しでも改善できるように頑張っていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 以上で一般質問は終了しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

休憩後16時から再開いたしますので、ご休憩ください。

（午後3時50分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後4時）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第1号 小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の改正に伴い、該当条文を改正する必要性が生じたこと、及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の改正に伴い、小笠原村情報公開審査会に行政不服審査法上の第三者機関の役割を付与するための

規定を定める必要が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 2ページをお開きください。

小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村情報公開条例（平成14年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第41条」を「第3条」に、「もつて」を「もって」に改める。

第14条第1項中「（昭和37年法律第160号）」を「（平成26年法律第68号）」に改める。

15条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 行政不服審査法の規定によりその権限を属させられた事項を処理する。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3ページ、4ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第2、議案第2号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第2号 小笠原村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の改正に伴い、提出資料の交付手数料等の規定を定める必要が生じたためのものでございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） この条例は新規条例でございます。改正行政不服審査法の規定によりまして、審査請求人等は審理員等に対し提出された書類の閲覧だけではなく、当該書類の写しの交付を求めることができるようになったため、これを受ける際に納めるべき手数料の額を条例で定める必要があるためでございます。

新規条例の読み上げをもちまして、説明とさせていただきます。

6ページをお開きください。

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。第4条第1項において同じ。）の規定による交付を受ける者は、その交付を受ける時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

第3条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、その交付を受ける時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を

納めなければならない。

第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により第2条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であつて法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「小笠原村情報公開審査会」と読み替えるものとする。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）でございますが、交付の方法、手数料の額の順に読み上げさせていただきます。

複写機により用紙に白黒で複写したものの交付、1枚10円。

複写機により用紙にカラーで複写したものの交付、1枚20円。

電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付、1枚10円。

電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付、1枚20円。

備考、両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第3、議案第3号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村議会議員の期末手当にかかる規定を改正する必要があるためでございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 本議案と次の議案につきまして、国家公務員の給与改定の人事院勧告に基づく中で、指定管理職職員の期末手当については、従来から特別職並びに議員の皆

様の手当について、それを反映するという事で準用させていただいております。それに基づいた内容の改正となります。

9ページをお開きください。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則。

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

10ページ、11ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） すみません。第2条の、ほかのところは全部0.幾らか上がっているんですが、最後の100分の167.5が100分の165に下がっているのはなぜですか。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 今回の改定で、実際には平成27年の4月からさかのぼって適用になるんですが、トータルの支給額が100分の315になります。これを、来年の平成28年からは150と160に配分を分けて、トータルとしては100分の315を支給するという数字に改めている結果、2つ目のほうが2.5減る数字になっております。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第4、議案第4号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村特別職の期末手当にかかる規定を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 改正の内容については、先ほどの議会の改正と同様でございます。

13ページをお開きください。

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の162.5、」を「100分の167.5、」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の147.5、」を「100分の150、」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則。

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

14ページ、15ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第5、議案第5号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員の給与の改正に準じ、村職員の給与にかかる規定を改正する必要性が生じたためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 人事院の改正の大きなポイントとしましては、給与表で平均0.36%の引き上げ、また勤勉手当については0.1カ月分の引き上げ、地域手当・単身赴任手当等の増額というのがございます。

17ページをお開きください。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「412,200円」を「413,300円」に改める。

第21条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）」を加え、同条第4項中「適用については、」の次に「当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1、行政職給料表（第3条関係）。

アの行政職給料表（1）につきましては、お手元の資料17ページから21ページでございま

す。読み上げは省略させていただきます。

21ページをお開きください。

イ 行政職給料表（2）は、この21ページから25ページまででございます。同様に読み上げは省略させていただきます。

25ページをお開きください。

別表第2、医療職給料表（第3条関係）。ア、医療職給料表（1）は、25ページから28ページでございます。

28ページをお開きください。

下のほうになります。イ、医療職給料表（2）は28ページから32ページでございます。

32ページをお開きください。

次にウ、医療職給料表（3）は、32ページから37ページまででございます。表の読み上げは省略させていただいて、37ページをお開きください。

下のほうになります。別表第3、福祉職給料表（第3条関係）は、37ページから42ページでございます。

42ページをお開きください。

下の段、第2条でございます。第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあつては100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあつては100分の100）」に改め、同条第4項中「、6月に支給する場合においては100分の35（特定管理職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）」に改める。

附則。

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例（平成26年条例第40号。以下この条において「平成26年改正条例」という。附則第2条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第2条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

44ページから76ページまで、新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第5号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第6、議案第6号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第6号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

父島～東京間の定期船が平成28年7月に新船に切り替わることにより、料金区分が変更になることに伴い、関係条例を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 78ページをお開きください。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）。

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

3 東京と父島との間の定期船による旅行の船賃について個室貸切料金を必要とした場合には、前項に規定する旅客運賃のほか個室貸切料金を支給する。

第2条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、非常勤職員の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。

（1）次号に定める非常勤職員以外の非常勤職員については、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の規定を準用する。

（2）保健師、看護師、准看護師、理学療法士、図書司書、保育士、保育補助員、特別支援教育補助員、調理員、医療事務員、介護福祉士、介護員、介護補助員、税務徴収員及び固定資産評価補助員については、職員の旅費に関する条例（昭和50年条例第19号）中「課長補佐級以下の職務にある者」の規定を準用する。

第3条 農業委員会の委員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員の旅費に関する条例（昭和50年小笠原村条例第19号）中「課長級の職務にある者」の相当額とする。」を「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の規定を準用する。」に改める。

第4条 小笠原村消防団条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、団員の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。

(1) 団長、副団長及び分団長の職にあるものについては、特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の規定を準用する。

(2) 前号に定める職以外の団員については、職員の旅費に関する条例（昭和50年条例第
19号）中「課長補佐級以下の職務にある者」の規定を準用する。

附則。

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

80ページから83ページまで、新旧対照表を添付しております。

なお、特別職の旅費の改定に伴って、まず非常勤ですが、除外する以外の方々で対応する
非常勤で、内地への旅費が想定される委員としては教育委員や監査委員、また内地で願
いをしていただきます顧問弁護士、また参与などが今後特別職の給与条例を準用する形になりま
す。

また、従来から特別職の旅費を準用することになっている議員並びに村議会等に出席する
場合の承認については、特別職を従来から準用することになっておりますので、改正はご
ざいませぬ。

以上でございます。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異
議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第7、議案第7号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第7号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

消防組織法（昭和22年法律第226号）の改正に伴い、小笠原村消防団条例の該当条文を改正する必要が生じたためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 85ページをお開きください。

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村消防団条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項、第15条の2第2項及び第15条の6第1項」を「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」に改める。

第2条中「称する。」の次に「その管轄区域は小笠原村の区域全域とする。」を加える。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

86ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第7号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第8、議案第8号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第8号 小笠原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の改正に伴い、関係条文を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 副村長、渋谷君。

○副村長(渋谷正昭君) 88ページをお開きください。

小笠原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(案)。

固定資産評価審査委員会条例(昭和54年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届けなければならない。

第6条第2項のただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを村長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文。
- (2) 事案の概要。
- (3) 審査申出人及び村長の主張の要旨。
- (4) 理由。

附則。

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第4項、及び第11条第1項の規定は、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

90ページ、91ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第8号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第9、議案第9号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第9号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第33号）の施行に伴い、小笠原村国民健康保険税条例の該当条文を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 94ページをお開きください。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村国民健康保険税条例（昭和43年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附則。

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 改正後の小笠原村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の保険税について適用し、平成27年度分までの保険税については、なお従前の例による。

95ページから98ページまで、新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第9号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第10、議案第10号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第10号 小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

1日から3日間限りの乗降自由乗車券を1日限りの乗降自由乗車券に集約し、運賃を低廉化すること等により、村営バス利用を促進するためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 100ページをお開きください。

小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第1条 小笠原村営バス事業に関する条例（平成12年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

（6）村民で節エネルギー対策のための1箇月に限る定期乗車券は1人につき2,000円とする。

第8条第4項第5号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

（4）村民で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

（5）村民で東京都療育手帳（愛の手帳）の交付を受けた者。

別表第2中「7.8キロメートル」を「8.4キロメートル」に、「10.2キロメートル」を「10.8キロメートル」に、「14.2キロメートル」を「14.8キロメートル」に改める。

第2条 小笠原村営バス事業に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号中「700円」を「500円」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年7月1日から施行する。

101ページから103ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第10号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第11、議案第11号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第11号 小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

自然環境等の保護を行う必要がある地域を、キャンプの禁止地域の指定要件に追加するためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 副村長、渋谷君。

○副村長(渋谷正昭君) 105ページをお開きください。

小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例の一部を改正する条例(案)。

小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例(昭和47年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、当分の間」を削り、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自然環境等の保護が必要と認められる地域。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

106ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

清水良一君。

○1番（清水良一君） このキャンプ禁止地域に関する条例なんですが、第6条の第2項に、前項の規定にかかわらず、学術調査、社会教育、その他公益上必要と認められたもので、あらかじめ村長の許可を受けた者はキャンプを行うことができるということは、同じような形でこれになっているのか。許可が受けられればキャンプができるかを一応確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 第6条ですが、まず何人もキャンプ禁止地域においてキャンプは行ってはならないというのが書いてございます。これがやはり小笠原におけるキャンプ禁止地域においてはキャンプを行ってはならないということで、第2項ですね。学術調査、社会教育、その他公益上必要と認められたもので、あらかじめ村長の許可を受けたものはキャンプを行うことができるとありますので、ここは今のところ変える予定もありません。

以上です。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第11号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第12、議案第12号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第12号 母島村民会館の指定管理者の指定について（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

母島村民会館にかかる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第14号）第6条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるためでございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 108ページをお開きください。

母島村民会館の指定管理者について（案）。

記。

1 公の施設の名称及び所在地。

母島村民会館、東京都小笠原村母島字元地。

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地。

社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会、東京都小笠原村父島字奥村。

3 指定の期間。

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

109ページから111ページまでに選定資料を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(池田 望君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第12号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第13、議案第13号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第13号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に
ついて(案)。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更する必要性が生じ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 副村長、渋谷君。

○副村長(渋谷正昭君) 113ページをお開きください。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭和43年2月29日総行地収第124号許可)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 組合の議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)の定数は

5人とし、別表第2に掲げる構成団体（以下この条において「選挙区団体」という。）の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちから同表の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数を選挙する。

第6条第2項中「構成団体の長又は」を削る。

別表第2を次のように改める。

組合議員選挙区及び議員定数。

選挙区第1区から第5区の構成団体はお手元の資料のとおりで、各選挙区の定数はそれぞれ1名でございます。

附則。

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

構成団体での議決を要し、その議決をもって東京都の許可が出されるという予定になっております。

なお、新旧対照表はございませんが、従来は定数10名で、選挙区は3選挙区に区分されておりました。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第13号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第14、議案第14号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第14号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。提出者、小笠原村長、森下一男。

東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要が生じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき議会の議決を得る必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 失礼しました。提案理由が前の議案の変更になっておりました。提案理由につきましては訂正させていただいて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要が生じ」にさせていただきたいと思っております。

115ページをお開きください。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条及び第8条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第5項から第7項までを削る。

附則第8項中「平成26年度分及び平成27年度分」を「平成28年度分及び平成29年度分」に、「平成26年4月1日現在」を「平成28年4月1日現在」に改め、同項を附則第5項とする。

附則。

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

116ページから119ページまで、新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第14号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本日の会議を終了します。

次回は、明日3月9日午後3時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

（午後4時53分）

平成28年第1回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成28年3月9日（水曜日）午後3時30分開議

- 第 1 議案第15号 平成27年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）
- 第 2 議案第16号 平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第 3 議案第17号 平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第 4 議案第18号 平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 5 議案第19号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成23年度～平成27年度変更）（案）
- 第 6 議案第20号 平成28年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第 7 議案第21号 平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 8 議案第22号 平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 9 議案第23号 平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第10 議案第24号 平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第11 議案第25号 平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
- 第12 議案第26号 平成28年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第13 議案第27号 平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第14 議案第28号 平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第15 議案第29号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成24年度～平成28年度）（案）
- 第16 同意第 1号 小笠原村農業委員会委員の任命の同意
- 第17 同意第 2号 小笠原村教育委員会委員の任命の同意

出席議員（7名）

1番	清水良一君	2番	安藤重行君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	稲垣勇君
8番	池田望君		

欠席議員（1名）

7番	佐々木幸美君
----	--------

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	渋谷正昭君
教育長	松本隆君	総務課長 事務取扱	渋谷正昭君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
環境課長	深谷雪雄君	建設水道課長	篠田千鶴男君
母島支所長	湯村義夫君	出納課長	菊池元弘君
教育課長	大津源君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、議案第 15 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第 15 号 平成 27 年度小笠原村一般会計補正予算（第 4 号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日。小笠原村長、森下一男。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、ご説明いたします。

122 ページをお開きください。

平成 27 年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成 27 年度小笠原村一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,112 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 45 億 4,015 万 3,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 8 日、小笠原村長、森下一男。

123 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

款項ごとの補正内訳が、歳入歳出と記載がございます。

説明につきましては、予算説明書の中でさせていただきたいと存じます。

説明書のほう入らせていただきます。

126の3、126の4ページ、お開きください。

第1、歳入歳出予算補正。

歳入歳出の総括でございます。

次の126の5ページ、お開きください。

説明につきましては、款項目を読み上げました上で、節の計上説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

村税、村税、村税、現年課税分の992万3,000円、滞納繰越分の73万7,000円、それぞれ現年滞繰増額分の計上をしたものでございます。

目、法人、法人の滞納繰越分の3万6,000円、滞納繰越分の増額分を計上したものでございます。

項、固定資産税、固定資産税、現年課税分のマイナス160万1,000円、現年課税分の減額分を計上したものでございます。

また、滞納繰越分の71万3,000円につきましては、滞納繰越分増額分を計上したものでございます。

項、軽自動車税、軽自動車税、現年課税分のマイナス75万6,000円につきましては、現年課税分の減額分を計上したものでございます。

地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税のマイナス21万円につきましては、減額分を計上したものでございます。

項、自動車重量譲与税、自動車重量譲与税、自動車重量譲与税の19万6,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

利子割交付金、利子割交付金、利子割交付金、利子割交付金の71万4,000円につきましては、利子割交付金増額分を計上したものでございます。

配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金のマイナス107万円につきましては、配当割交付金減額分を計上したものでございます。

株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金の81万7,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金の858万

3,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

126の7ページ、8ページ、お開きください。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、自動車取得税交付金の58万5,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税の192万2,000円につきましては、普通交付税増額分を計上したものでございます。こちらは、当初算定の折、調整額として減額されていたものを復活していただくことができた関係で、今回約200万円の増額となったところでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、保険基盤安定負担金の126万円につきましては、増額分を計上したものでございます。

項、国庫補助金、総務費国庫補助金、地域活性化交付金の3,300万円につきましては、平成27年度、国の補正予算で計上をされております地方創生加速化交付金、こちらのほうにエントリーしてございます関係で歳入のほうを見込ませていただいております。3,300万円でございます。

番号制度システム整備費補助金の377万5,000円につきましては、番号制度システム整備費補助金を計上したものでございます。また、番号カード交付事業費の132万1,000円につきましても、番号カード交付事業費の計上をしたものでございます。

目、民生費国庫補助金、臨時福祉給付費の111万7,000円につきましては、臨時福祉給付金の給付事務費を計上したものでございます。

目、衛生費国庫補助金、健康増進対策費のマイナス12万2,000円につきましては、健康増進対策費減額分を計上したものでございます。

土木費国庫補助金、道路整備費のマイナス144万9,000円につきましては、道路整備費の減額分を計上したものでございます。

項、国庫委託金、民生費国庫委託金、遺骨収容費のマイナス516万円につきましては、遺骨収容費の減額分を計上したものでございます。

都支出金、都負担金、民生費都負担金、保険基盤安定負担金の46万円につきましては、保険基盤安定負担金増額分を計上したものでございます。

項、都補助金、衛生費都補助金、健康増進費のマイナス130万4,000円につきましては、健康増進費減額分を計上したものでございます。

目、教育費補助金、保健体育費の847万2,000円につきましては、保健体育費の増額分を計

上したものでございます。オリンピック・パラリンピック区市町村支援の助成金が増額いただいたもの、また当初、この助成金の、補助率が満額いただけないような状況も想定されておりました関係で、抑えぎみでのせておりました歳入が満額いただけるようになった関係で、大きな額の増額をさせていただいたところでございます。

項、都委託金、総務費都委託金、徴税費のマイナス37万8,000円につきましては、徴税費の減額分を計上したものでございます。

126の9、10ページをお開きください。

節の最後ですが、投票人名簿システムの構築交付金、こちらは投票人名簿システムの構築交付金といたしまして32万円を計上させていただいております。

寄附金、寄附金、一般寄附金、一般寄附金の100万円につきましては、一般寄附金の計上をさせていただいております。

目、指定寄附金、ふるさと寄附金の198万1,000円につきましては、ふるさと寄附金の増額分を計上させていただいております。今年度、当初予算を上回る寄附をいただいております。状況でございます。

繰入金、特別会計繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金のマイナス504万8,000円につきましては、宅地造成事業特別会計繰入金の減額分を計上したものでございます。

項、基金繰入金、財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金のマイナス3,763万3,000円につきましては、財政調整基金繰入金の減額分を計上させていただいたものでございます。今回、後ほど歳入のほうでも説明をさせていただきますが、歳入額が増額になったもの、また歳出で決算見込みを考慮し減額したもの等を合計いたしまして、当初予定しておりました財政調整基金からの繰入金を3,700万円ほど減額をするということができたところでございます。

目、ふるさと寄附基金繰入金、ふるさと寄附基金繰入金の52万7,000円につきましては、ふるさと寄附基金からの繰入金を計上したものでございます。

諸収入、延滞金、加算金及過料、延滞金、延滞金の24万7,000円につきましては、延滞金増額分を計上したものでございます。

項、貸付金元利収入、高額療養資金貸付金元金収入、高額療養資金貸付金元金収入のマイナス100万円、次の目、出産資金貸付金元金収入、出産資金貸付金元金収入のマイナス100万8,000円、こちらの貸付金の収入につきましては、後ほど歳入のほうでも説明させていただきます。

だきますが、同額を減額をさせていただいているところがございます。今年度利用される見込みがなくなったことから、歳入歳出とも同額の減額をさせていただいております。

項、受託事業収入、国有財産管理受託事業収入、国有管理財産受託事業収入の145万3,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

項、雑入、雑入、家電リサイクル協力金のマイナス16万円につきましては、家電リサイクル協力金減額分を計上したものでございます。

節、雑入のマイナス113万2,000円につきましては、その他助成金減額分を計上したものでございます。こちらは、スポーツ振興くじ助成金の減額をさせていただいておりますけれども、今年度実施いたしましたソフトバレーの大会の必要経費の中で、ほかの助成がいただける部分がございます関係で、こちらを、歳入を減額し、後ほど説明をさせていただきます歳出のほうも減額をさせていただいたところがございます。

歳入合計、既定額45億1,902万5,000円、補正額2,112万8,000円、計45億4,015万3,000円。

歳入につきましては以上です。

126の11、12ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、給料の20万円、職員手当の30万円、計50万円につきましては、給与改定に伴いまして、職員、一般職の人件費の増額分を計上させていただいております。

次の報償費から工事請負費までの6節でございます。こちらは、合計しましてマイナスの607万円でございますが、計上説明の中の5番、6番、7番、8番、9番、14番、それぞれ決算見込みによりまして、今年度、これ以上支出の予定がなくなったものを、今回減額をさせていただいております。

負担金補助及交付金の150万円につきましては、項目の12番、各種会費負担金の増額とございますけれども、東京都町村会の共同事業の負担金といたしまして150万円増額をさせていただいております。

目、財務管理費、工事請負費、こちらのマイナス1,305万6,000円につきましては、職員住宅の管理経費の減額分を計上させていただいたものでございます。

目、企画費、需用費から負担金補助及交付金までの3,300万円につきましては、先ほど歳入のほうでも説明をさせていただきました地方創生加速化事業費の計上をさせていただいているところがございます。

目、連絡事務所費、賃金、旅費、負担金、こちら3節マイナスでございます。合計で147万9,000円を減額をさせていただいております。

目、防災諸費、需用費、マイナス127万6,000円、使用料及賃借料のマイナス38万9,000円、それぞれ防災対策事業、防災施設整備事業費を減額をさせていただいております。

目、バス事業費、委託料のマイナス19万4,000円につきましては、村営バス運営経費の減額分を計上させていただいたものでございます。

126の13、14ページをお開きください。

目、自然環境保全対策費、こちらは、ふるさと寄附基金繰入金を充当した関係で財源更正をさせていただいております。

項、徴税費、税務総務費、報酬から負担金補助及交付金までの4節、マイナス1,097万5,000円につきましては、決算見込みによる執行残につきまして減額をさせていただいたところでございます。

項、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、負担金補助及交付金の509万6,000円につきましては、戸籍住民基本台帳事務費の増額分を計上させていただいたものです。

項、選挙費、選挙管理委員会費、委託料の84万3,000円につきましては、選挙システム経費の増額分を計上したものでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の旅費、こちらのマイナス74万1,000円、また貸付金のマイナス200万8,000円につきましては、それぞれ決算見込みによる減額分を計上させていただいたものでございます。

目、有料老人ホーム運営費、給料の15万円、職員手当等の25万円、計40万円につきましては、給与改定に伴う人件費増額分を計上をさせていただいたものでございます。

目、高齢者対策費、扶助費のマイナス80万円につきましては、高齢者生活支援事業費の減額分を計上させていただいたものでございます。

126の15、16ページをお開きください。

目、国民健康保険費、繰出金の2,033万4,000円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の増額分を計上をしたものでございます。

目、臨時福祉給付金事業費、旅費の2万7,000円、委託料の109万1,000円、こちらにつきましては、臨時福祉給付金の事業費に要する経費を計上をしたものでございます。

項、児童福祉費、保育所費の給料の5万円、職員手当等の15万円、こちらは、給与改定に伴う一般職の人件費、増額分を計上したものでございます。

備品購入費のマイナス77万1,000円につきましては、父島保育園で予定しておりました備品の購入が、修理することで使用可能ということが判明した関係で、当初予算で計上した金額を減額をさせていただいております。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、旅費のマイナス43万7,000円につきましては、減額分を計上をさせていただいております。

目、健康増進費、委託料のマイナス460万円につきましても、健康診断事業費の減額分を計上をさせていただいております。

シロアリ対策費、委託料のマイナス100万円、負担金補助及交付金のマイナス50万円、計150万円につきましては、シロアリ対策事業費の減額分を計上をしたものでございます。

目、診療所運営費、給料の30万円、職員手当等の240万円、共済費の30万円、計300万円につきましては、給与改定に伴う職員の人件費の増額分を計上したものでございます。

項、清掃費、塵芥処理費、役務費のマイナス15万9,000円につきましては、家電リサイクル事業費の減額分を計上をしたものでございます。

農林水産業費、農業費、次のページをお開きください。農業振興費の工事請負費マイナス101万5,000円につきましては、中ノ平の鉄骨ハウス被覆に要する経費、契約によりまして減額の方が生じておりますので、こちらの101万5,000円を減額をさせていただいております。

また、負担金補助及交付金のマイナス76万6,000円につきましては、農業振興助成事業費の減額分を計上させていただいたものでございます。

土木費、土木管理費、土木総務費の委託料41万7,000円につきましては、国有財産管理事業費の増額分を計上をさせていただいたものでございます。

項、道路橋りょう費、道路橋りょう総務費の旅費の51万7,000円につきましては、道路橋りょう費の事務費の減額分を計上をさせていただいたものでございます。

目、道路維持費の使用料及賃借料、こちらも、庁有車管理費の減額分を計上させていただいたものでございます。

目、道路整備費、旅費のマイナス14万7,000円、委託料のマイナス226万8,000円につきましては、小笠原諸島振興開発事業費でございますけれども、道路整備費の経費、241万5,000円を減額をさせていただいたものでございます。

項、公園費、公園管理費、需用費のマイナス120万6,000円につきましては、硫黄島平和祈念墓地公園の管理経費の減額分を計上をさせていただいております。こちらは、硫黄島の

公園の管理をするために、渡島、島に渡るためにヘリの燃料を負担しておるんですけれども、原油価格の下落に伴いまして、負担する金額が減ったというところでございます。

項、住宅費、用地造成費、繰出金の219万6,000円につきましては、宅地造成事業会計への繰出金増額分を計上したものでございます。

教育費、小学校費、学校管理費、報酬のマイナス200万円、工事請負費のマイナス24万円につきましては、それぞれ決算見込みによる減額分を計上をさせていただいたものでございます。

126の19、20ページをお開きください。

項、中学校費、学校管理費、工事請負費のマイナス24万円につきましては、中学校の施設管理事業費の減額分を計上をさせていただいたものでございます。

項、社会教育費、社会教育総務費、報償費から使用料及賃借料までの5節計マイナス78万8,000円につきましては、それぞれ平成27年度事業の減額分を計上をさせていただいたものでございます。

項、保健体育費、保健体育総務費、報償費のマイナス46万6,000円から、負担金補助及交付金のマイナス26万2,000円、計7節マイナスが合計で164万2,000円になりますけれども、それぞれ不用額となった経費を減額をさせていただいておるところでございます。

目、体育施設費、こちらは、都補助金の増額、それからふるさと寄附基金の繰り入れによりまして財源更正をさせていただいているところでございます。

諸支出金、基金費、財政調整基金費、こちらにつきましては、宅地造成会計からの繰入金が増額になったことに伴いまして財源更正をさせていただいております。

目、減債基金費、積立金の500万円につきましては、減債基金積立金の増額分を計上したものでございます。

目、その他基金費、積立金の298万1,000円につきましては、こちらでは各種基金となりますけれども、次のページをお開きください。ふるさと寄附基金への積立金の増額分を計上させていただいたものでございます。

歳出合計、既定額45億1,902万5,000円、補正額2,112万8,000円、計45億4,015万3,000円。

次のページから、今回人件費の補正をさせていただいておりますので、給与費の明細ということで今回の補正分が、こちらのほうに記載がでございます。ご確認いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第15号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第2、議案第16号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第16号 平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

129ページをお開きください。

平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,058万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,161万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

次の130ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

こちらに歳入。

次の131ページに、今回の補正予算に係る款項ごとの補正内訳を記載してございます。

131の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正でございます。歳入歳出のそれぞれ総括でございます。

131の5、6ページをお開きください。

まず歳入です。

一般会計と同様の説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費負担金、現年度分の774万5,000円につきましては、療養給付費等負担金増額分を計上したものでございます。

目、高額医療費共同事業国庫負担金、高額医療費共同事業国庫負担金のマイナス31万3,000円につきましては、減額分を計上したものでございます。

目、特定健康診査等負担金、特定健康診査等負担金の4万7,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

療養給付費交付金、療養給付費交付金、療養給付費交付金、現年度分のマイナス202万6,000円につきましては、減額分を計上したものでございます。

前期高齢者交付金、前期高齢者交付金、前期高齢者交付金、現年度分の58万3,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

都支出金、都負担金、高額医療費共同事業費都負担金、高額医療費共同事業都負担金のマ

イナス31万3,000円につきましては、減額分を計上したものでございます。

目、特定健康診査等負担金、特定健康診査等負担金の6万2,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

項、都補助金、給付費都補助金、給付費都補助金の14万2,000円につきましては、給付費都補助金増額分を計上したものでございます。

共同事業交付金、共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金の319万9,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

目、保険財政共同安定化事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の112万2,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の434万1,000円、また、その他一般会計繰入金の1,599万3,000円、こちらはそれぞれ増額をさせていただいております。

歳入合計、既定額3億8,103万円、補正額3,058万2,000円、計4億1,161万2,000円でございます。

131の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、委託料の45万4,000円につきましては、国保システム経費増額分を計上したものでございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費、負担金補助及交付金の3,000万2,000円につきましては、一般被保険者療養給付費増額分を計上したものでございます。

目、退職被保険者等療養給付費の、こちらにつきましては、療養給付費の現年度分、歳入におきまして減額がございましたので、財源更正をさせていただいております。

目、審査支払手数料、委託料の4万4,000円につきましては、増額分を計上したものでございます。

項、高額療養費、一般被保険者高額療養費の負担金補助及交付金の300万円につきましては、一般被保険者高額療養費増額分を計上したものでございます。

前期高齢者納付金等、前期高齢者納付金等、前期高齢者納付金等、負担金補助及交付金のマイナス100万円につきましては、前期高齢者納付金減額分を計上したものでございます。

共同事業拠出金、共同事業拠出金、次のページをお開きください。目、高額医療費共同事業交付金、負担金補助及び交付金のマイナス125万6,000円につきましては、高額医療費共

同事業拠出金減額分を計上したものでございます。

目、保険財政共同安定化事業拠出金、負担金補助及交付金のマイナス66万2,000円につきましては、減額分を計上したものでございます。

保健事業費、特定診査等事業費、特定健康診査等事業費、こちらにつきましては、国庫負担金、都負担金、それぞれ増額分がございました関係で財源更正をさせていただいております。

歳出合計、既定額3億8,103万円、補正額3,058万2,000円、計4億1,161万2,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第16号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第3、議案第17号から日程4、議案第18号までの議案2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第17号から18号までを一括して提出させていただきます。

議案第17号は、平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）、議案第18号は、平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

最初に、134ページをお開きください。

平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ401万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,540万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

135ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

このページに歳入、次の136ページに歳出のそれぞれ款項ごとの補正内訳を記載させていただいております。

136の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。歳入歳出のそれぞれ総括でございます。

136の5、6ページをお開きください。

まず歳入でございます。

繰入金、繰入金、繰入金、簡易水道事業基金繰入金のマイナス401万円につきましては、簡易水道事業基金繰入金の減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 2 億8,941万4,000円、補正額マイナス401万円、計 2 億8,540万4,000円。
歳入は以上でございます。

136の 7、8 ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費、需用費のマイナス401万円につきましては、簡易水道施設の管理経費の減額分を計上をさせていただいております。

歳出合計、既定額 2 億8,941万4,000円、補正額マイナス401万円、計 2 億8,540万4,000円。

簡易水道事業会計につきましては、施設管理に要する経費、減額したものを、当初、基金からの繰入金で賄う分がございましたので、そちらを減額をさせていただいたところがございます。

続きまして、139ページをお開きください。

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ616万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ324万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

140ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

こちらに歳入、次の141ページに歳出の、それぞれ款項ごとの補正内訳が記載されてございます。

141の 3、4 ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。総括でございます。歳入歳出それぞれの総括の記載がございます。

141の 5、6 ページをお開きください。

まず、歳入からでございます。

事業収入、土地売払収入、土地売払収入、宅地売払収入のマイナス304万8,000円、宅地造

成負担金のマイナス530万9,000円につきましては、今年度宅地の扇浦分譲地の分譲を見送ったことによりまして減額とさせていただいたところでございます。

それに伴いまして、次の繰入金におきまして、歳出の補填を行ったところでございます。一般会計からの繰入金は219万6,000円の増額をさせていただいております。

歳入合計、既定額941万円、補正額マイナス616万1,000円、計324万9,000円でございます。

141の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費、委託料の69万8,000円、工事請負費の41万5,000円、計111万3,000円につきましては、業務管理費の減額分を計上をさせていただいております。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金の繰出金、マイナス504万8,000円につきましては、一般会計繰出金の減額分を計上をさせていただいております。

歳出合計、既定額941万円、補正額マイナス616万1,000円、計324万9,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第17号から議案第18号までの議案2件を一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第17号から議案第18号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第5、議案第19号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第19号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成23年度～平成27年度変更）（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

143ページをお開きください。

この総合整備計画につきましては、1年前になりますけれども、平成27年の3月定例会におきまして、ご承認をいただいたところでございますけれども、1年間、事業を実施する中で変更等がございました。その変更の内容につきまして、ご承認いただくというものでございます。

こちらの143ページには、平成23年度から平成27年度までの、今回策定の計画、また村制確立、昭和54年度から平成27年度までの全体計画の記載がございます。

その次の、変更点につきましては、今回策定分、144ページに父島辺地、145ページに母島辺地がございますけれども、こちらが変更になった関係で、143ページ、総合計画の数字のほうに変更となってございます。

説明用に、この後、146ページが父島、147ページが母島の、それぞれ変更前と変更後ということで資料をご用意させていただいておりますので、こちらを、説明をさせていただければと思います。

まず、146ページでございますけれども、こちらは父島の総合整備計画、平成23年から平成27年度まで、1年前にお示しした内容と変更する部分をご説明させていただきたいと思っております。下段が変更前でございます。上段が変更後でございます。

まず、辺地の人口でございますけれども、これは平成27年3月31日現在の人口を予想して記載をさせていただいております。2,039とございますけれども、確定値が出ましたので、上段、2,026人に変更をさせていただいております。

変更部分につきましては、それぞれ下線を引いてございます。ご確認ください。

また、面積につきましては、父島の面積23.8、こちらは、昨年ご意見としていただいたところでございますけれども、東京都の、協議時点では、まだ変更の面積の公表がされていなかったということで、東京都と協議をいたしまして、その時点では旧面積の表示をしてございました。

今回は、それを、昨年3月に公表された数値に変更してございます。23.80平方キロメートルから23.45平方キロメートルに訂正をいたしましたものでございます。

次に、平成23年度から平成27年度までの5年間の部分について説明をさせていただきます。公共的施設の整備計画の施設名、村道扇浦地域線、大村奥村地域線、事業主体名、小笠原村の事業費の1億4,650万5,000円を1億3,093万4,000円に変更してございます。特定財源8,680万6,000円を8,181万円に、また一般財源5,969万9,000円を4,912万4,000円に変更をさせていただいているところでございます。

それから、その下に合計欄がございます。事業費の5億388万8,000円を4億8,831万7,000円に、特定財源の4億2,606万円を4億2,106万4,000円に、一般財源7,782万8,000円を6,725万3,000円に、それぞれ変更をさせていただいております。

147ページの表をご覧をいただきたいと思えます。

こちらは、母島の辺地でございます。

辺地の人口につきましては、父島同様、昨年3月31日現在の確定値が出ました関係で469人を448人に、辺地の面積、母島の面積につきましても同様に、20.21平方キロメートルを19.88平方キロメートルに変更をさせていただいております。

次に、公共的施設の整備計画の施設名、村道沖村地域線、事業主体名、小笠原村の事業費0円を1,642万7,000円に、特定財源0円を985万6,000円に、一般財源0円を657万1,000円に、公共的施設の整備計画の合計欄の事業費9,153万5,000円を1億796万2,000円に、特定財源5,758万8,000円を6,744万4,000円に、一般財源につきましては3,394万7,000円を4,051万8,000円に変更のほうをさせていただいております。

こちら、主な要因といたしましては、父島、母島におきまして、橋りょうの調査をいたしまして、父島につきましては奥村2号線の橋りょう、母島におきましては、役場のすぐ前になりますけれども、元橋の橋りょうの改修工事を実施したことに伴います変更が主な内容となっております。

説明につきましては以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第19号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号から議案第28号までの上程、説明

○議長（池田 望君） 日程第6、議案第20号から日程第14、議案第28号までの議案9件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案9件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第20号から第28号までを一括して提出させていただきます。

議案第20号は平成28年度小笠原村一般会計予算（案）、議案第21号は平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）、議案第22号は平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）、議案第23号は平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）、議案第24号は平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）、議案第25号は平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）、議案第26号は平成28年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）、議案第27号は平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）、議案第28号は平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別

会計予算（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、平成28年度各会計の予算案につきまして説明をさせていただきます。

説明に当たりまして、皆さんお手元にA4判、A4横型の資料のほうをご用意させていただいておりますので、こちらにおきまして金額等一緒に確認していただければと存じます。

本紙のほうの150ページ、お開きいただきたいと思います。

平成28年度小笠原村一般会計予算、予算総則。

平成28年度小笠原村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億5,073万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は、3億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

平成28年3月8日提出。小笠原村長、森下一男。

この後、151ページから155ページにかけまして、各款項ごとの歳入歳出の予算内訳がございます。それから、お手元でございます資料におきまして、各款ごとの主な増減要因等を、記載をさせていただいております。こちらのほうご確認いただければと思います。

一般会計の予算につきましては、前年度比マイナス2億3,803万3,000円、5.6%のマイナスとなっております。昨年度、事業といたしまして、施設の改修等大きな経費が今年度なくなっているというものもございます関係上、昨年度と比較いたしますとマイナスとなって、予算のほうはマイナスとなっているところでございます。

156ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。

事項、母島村民会館指定管理料、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額につきましては2,661万5,000円でございます。

157ページをお開きください。

第3表、村債。

起債の目的、臨時財政対策債。起債の限度額、8,420万円。起債の目的、道路整備債。起債の限度額、2,250万円。起債の方法、証書借り入れにより政府その他より起債する。本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。年率、年4.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業、金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。その他、事業執行状況、その他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰り延べ起債することもある。合計につきましては、1億670万円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計予算でございます。

160ページをお開きください。

平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計予算、予算総則。

平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,096万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出。小笠原村長、森下一男。

この後、161ページから164ページにかけまして、款項ごとの予算内訳の記載がございます。この国民健康保険特別会計につきましては、前年度比プラス1億922万4,000円の増、40.2%の増となっております。保険給付費、それから後期高齢者支援金等、共同事業拠出金の歳出が増加したことに伴いまして、必要な歳入が増加をしておるところでございます。

167ページをお開きください。

続きまして、簡易水道事業会計でございます。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算、予算総則。

平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,496万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の年額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成28年3月8日提出。小笠原村長、森下一男。

この後、168ページから169ページにかけまして、款項ごとの歳入歳出補正内訳の記載がございます。簡易水道事業特別会計につきましては、前年度比2億4,723万9,000円、77.8%の増額となっております。歳出におきまして、小笠原諸島振興開発事業が大きく増えております関係で、それに伴う歳入も増加をしておるところでございます。

170ページをお開きください。

第2表、継続費でございます。

款、建設改良費、項、建設改良費、事業名、清瀬配水池の更新、総額が1億7,212万1,000円。こちらは、清瀬にございます配水池を、2カ年をかけ更新をするものでございます。年割額につきましては、平成28年度が8,601万9,000円、平成29年度が8,610万2,000円でございます。

171ページをお開きください。

第3表、村債。

番号は1番、起債の目的、建設改良費。起債の限度額、8,930万円。起債の方法、償還の方法、その他につきましては一般会計と同様でございます。合計、8,930万円でございます。

174ページをお開きください。

平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算、予算総則。

平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ881万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出。小笠原村長、森下一男。

宅地造成事業特別会計予算につきましては、昨年度と同額ということで予算のほうを計上をさせていただいております。

この後、175ページから176ページにかけて、歳入歳出の予算内訳がございます。

続きまして、179ページをお開きください。

平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算、予算総則。

平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,889万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出。小笠原村長、森下一男。

次の180ページから182ページにかけて、款項ごとの歳入歳出の予算計上を記載をさせていただいております。こちらの会計につきましては、前年度比1,349万8,000円、18.6%の減となっております。主に総務費、事務的経費、それから保険給付費、こちらが減額となっております関係で、昨年同比マイナスとなっているところでございます。

続きまして、185ページをお開きください。

平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算、予算総則。

平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところ

ろによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,433万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出。小笠原村長、森下一男。

次の186ページから187ページにかけまして、款項ごとの歳入歳出予算計上額の記載がございます。こちらの会計につきましては、238万8,000円、1.4%の増額となっております。

サービス事業費、若干の増額がございます関係で増額の予算計上となっております。

190ページをお開きください。

平成28年度小笠原村下水道事業特別会計予算、予算総則。

平成28年度小笠原村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,649万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年3月8日提出。小笠原村長、森下一男。

この後、191ページから192ページにかけまして、款項ごとの予算計上額の記載がございます。こちらの会計につきましては、1億8,612万4,000円、88.5%の増額となっております。総務費におけます単独事業、それから建設改良費におけます補助事業費の増に伴いまして、歳入のほうも増額の計上となっております。

193ページをお開きください。

第2表、村債でございます。

番号1、起債の目的、建設改良費。起債の限度額、1億5,680万円。起債の方法、償還の方法、その他は、記載のとおりでございます。合計、1億5,680万円でございます。

続きまして、196ページをお開きください。

平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算、予算総則。

平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,015万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年3月8日提出、小笠原村長、森下一男。

この後、197ページから198ページにかけまして、款項ごとの予算計上額の記載がございます。こちらの会計につきましては、148万3,000円、6.9%のマイナスとなっております。こちら事業経費の減額に伴うものでございます。

199ページをお開きください。

第2表、村債。

番号1、起債の目的、建設改良債。起債の限度額、310万円。起債の方法、償還の方法、その他につきましては記載のとおりでございます。合計、310万円でございます。

続きまして、202ページをお開きください。

平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算、予算総則。

平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,396万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出。小笠原村長、森下一男。

この後、203ページから204ページにかけまして、款項ごとの予算計上の記載がございます。こちらの会計につきましては、292万1,000円、10.9%の減額となっております。総務費、それから広域連合への納付金減に伴いまして、歳入のほうも減額の計上となっております。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

◎平成28年度予算特別委員会設置の動議

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 動議を提出します。

平成28年度小笠原村各会計予算（案）につきましては、平成28年度予算特別委員会を設置し、同委員会に付託し審査されることを提案します。

○議長（池田 望君） ただいまの動議を議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

平成28年度予算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱案はお手元に配付してあります。

朗読は省略いたします。

本件は動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、平成28年度予算特別委員会を設置し、平成28年度小笠原村各会計予算（案）については同委員会に付託することに決定いたしました。

委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

平成28年度予算特別委員会を招集するため、暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩します。

（午後4時47分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 5 時）

◎予算特別委員会より報告

○議長（池田 望君） 平成28年度予算特別委員会より報告があります。

杉田一男君。

○5 番（杉田一男君） ご報告します。

平成28年度予算特別委員会において、私、杉田一男が委員長に、安藤重行議員が副委員長に選出されましたので、ご報告いたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を終了します。

委員会審議のため、明日 3 月 10 日から 3 月 17 日までの 8 日間を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、3 月 10 日から 3 月 17 日までの 8 日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は 3 月 18 日午後 4 時より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ありがとうございます。

（午後 5 時 1 分）

平成28年第1回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成28年3月18日（金曜日）午後4時開議

- 第 1 議案第20号 平成28年度小笠原村一般会計予算（案）
 - 第 2 議案第21号 平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
 - 第 3 議案第22号 平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
 - 第 4 議案第23号 平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
 - 第 5 議案第24号 平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
 - 第 6 議案第25号 平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
 - 第 7 議案第26号 平成28年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
 - 第 8 議案第27号 平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
 - 第 9 議案第28号 平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
 - 第10 議案第29号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成24年度～平成28年度）（案）
 - 第11 同意第 1号 小笠原村農業委員会委員の任命の同意
 - 第12 同意第 2号 小笠原村教育委員会委員の任命の同意
- 追加日程
- 第 1 発議第 1号 世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書（案）

出席議員（7名）

1番	清水良一君	2番	安藤重行君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	稲垣勇君
8番	池田望君		

欠席議員（1名）

7番	佐々木幸美君
----	--------

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	渋谷正昭君
教育長	松本隆君	総務課長 事務取扱	渋谷正昭君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
環境課長	深谷雪雄君	建設水道課長	篠田千鶴男君
母島支所長	湯村義夫君	出納課長	菊池元弘君
教育課長	大津源君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午後4時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

3月11日、議長池田 望君が都立小笠原高等学校の卒業式に出席しました。

本日、3月18日、議長池田 望君が議員6名とともに小笠原中学校の卒業式に出席しました。

以上でございます。

◎議案第20号から議案第28号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） それでは、議案に入ります。

日程第1、議案第20号から日程第9、議案第28号までの議案9件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案9件を一括議題とします。

平成28年度予算特別委員会委員長の報告を求めます。

杉田一男委員長。

○予算特別委員長（杉田一男君） 平成28年度予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成28年度各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年3月18日。平成28年度予算特別委員会委員長、杉田一男。

小笠原村議会議長、池田 望殿。

1、件名。

第20号 平成28年度小笠原村一般会計予算（案）、原案のとおり可決。第21号 平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）、原案のとおり可決。第22号 平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）、原案のとおり可決。第23号 平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）、原案のとおり可決。第24号 平成28年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）、原案のとおり可決。第25号 平成28年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）、原案のとおり可決。第26号 平成28年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）、原案のとおり可決。第27号 平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）、原案のとおり可決。第28号 平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）、原案のとおり可決。

2、意見。

当村は、医療、福祉、介護サービスの充実の拡充を図り、村民のニーズに応じてきたが、人件費を主に財政負担は確実に増加しており、今後子育て支援ニーズへの対応、新たに求められている行政課題への取り組み等により、その負担はますます増加することが想定されている。

現在見込める財源は、確実に収入するとともに、新たな財源確保について一層努力されたい。

また、本予算委員会の審議の中で、指摘や要望、意見があった事項については、今後の施策、財政運営に反映するよう要望する。

以上でございます。

○議長（池田 望君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本報告に反対の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対発言がないようですので、これより採決を行います。

議案第20号から議案第28号までの議案9件を一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

本予算案に対する委員長報告は、原案どおり可決です。

議案第20号から議案第28号までを、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本予算案は委員長報告のとおり可決されました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 平成28年度小笠原村各会計予算（案）につきましては、ただいま原案どおり可決をしていただきまして、まことにありがとうございます。

可決に当たって付されました意見、また予算特別委員会の中でいただきましたご指摘等を念頭に置きながら予算の執行に当たってまいるつもりでございます。

今後とも、ご指導、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 続いて、日程第10、議案第29号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第29号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成24年度～平成28年度）（案）。

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

206ページをお開きください。

公共施設の整備計画でございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく財政上の特別措置等を受けるため、辺地に係る総合整備計画を策定をいたしております。

この計画に、掲載されました事業は、辺地対策事業債が起債できるようになりまして、この辺地対策事業債の元利償還金は、地方交付税の算定基礎に算入をされ、元利償還金の約80%を、国から地方交付税として交付されることとなります。

小笠原村父島辺地、小笠原村母島辺地の、今回策定をいたしました平成24年度から平成28年度までの整備計画及び昭和54年度から平成28年度までの全体計画の記載が、このページにあります。

大変申し訳ないんですけれども、この206ページの事業計画の一番下になりますけれども、間違いがございました。用地測量でございます。この用地測量ということで、ご訂正をいただければと思います。大変失礼いたしました。

詳細につきましては、次のページからの総合整備計画書によりまして説明のほうをさせていただきます。

次の207ページをお開きください。

総合整備計画書、東京都小笠原村父島辺地。

辺地の人口、2,036人、面積は23.45平方キロメートル。人口につきましては、今月末、平成28年3月31日現在の予測の人口を記載をさせていただきます。

1、辺地の概況、2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりでございます。

辺地の概況の(3)番に、辺地度点数というのがございます。父島につきましては、174点となっておりますけれども、この辺地と言いますのが、交通条件、自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれずに、他の地域に比較して住民の生活水準が著しく低い山間地また離島、その他の地域で、面積、人口の要件及びその程度の基準に基づきまして、辺地度点数という客観的指標を算出いたしまして、その点数が100点以上であれば辺地とされるものがございます。

3番、公共的施設の整備計画。

平成24年度から平成28年度まで5年間。

区分、事業、財源内訳、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額の順で説明をさせていただきます。

区分、施設名、村道(扇浦地域線・大村奥村地域線)。事業主体名、小笠原村。事業費6,238万9,000円。財源内訳、特定財源3,811万3,000円、一般財源2,427万6,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額710万円。

次に、施設名、診療所備品。事業主体名、小笠原村。事業費3,398万3,000円。財源内訳、特定財源1,698万3,000円、一般財源1,700万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1,700万円。

区分、施設名、集会施設。事業主体名、小笠原村。事業費3億2,340万円。財源内訳、特定財源3億2,227万1,000円、一般財源112万9,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額0円。

区分、施設名、し尿処理施設。事業主体名、小笠原村。事業費1億630万5,000円。財源内訳、特定財源0円、一般財源1億630万5,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1億630万円。

合計になります。事業費の合計、5億2,607万7,000円。財源内訳、特定財源3億7,736万7,000円、一般財源1億4,871万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1億3,040万円。父島につきましては以上でございます。

208ページをお開きください。

総合整備計画書、東京都小笠原村母島辺地。

辺地の人口451人、面積19.88平方キロメートル。

1、辺地の概況、2、公共的施設の整備を必要とする事業につきましては、記載のとおりでございます。

母島の辺地度点数につきましては、345点となっております。

3、公共的施設の整備計画。平成24年度から平成28年度まで5年間。父島辺地と同様の説明をさせていただきます。

区分、施設名、村道（沖村地域線）。事業主体名、小笠原村。事業費3,040万2,000円。財源内訳、特定財源985万6,000円、一般財源2,054万6,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額0円。

区分、診療所備品。事業主体名、小笠原村。事業費9,153万5,000円。財源内訳、特定財源5,758万8,000円、一般財源3,394万7,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3,390万円。

区分、施設名、保育施設。事業主体名、小笠原村。事業費494万6,000円。財源内訳、特定財源247万3,000円、一般財源247万3,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額0円でございます。

母島辺地の合計でございます。事業費1億2,688万3,000円。財源内訳、特定財源6,991万

7,000円、一般財源5,696万6,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3,390万円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第29号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第11、同意第1号を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥規定により、稲垣 勇君は、しばらくの間退場してください。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 同意第1号 小笠原村農業委員会委員の任命の同意について。

上記について同意されたい。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、小笠原村農業委員会委員の任命につき、議会の同意を得る必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 2 ページをお開きください。

小笠原村農業委員会委員の選任の同意について。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり選任する。

氏名、早川 保、森本かおり、藤谷明憲、濱崎泰宏、小松武人、稲垣 勇、大澤 彰、辻井麻里子、そのほかの項目については、お手元の資料のとおりです。

よろしくご同意のほどをお願いいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

初めに、同意1号の名簿のうち、稲垣 勇君の任命の同意について審議いたします。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、稲垣 勇君の任命の同意について、反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

同意第1号の名簿のうち、稲垣 勇君の任命の同意に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認め、稲垣 勇君の任命に同意することに決定いたしました。

稲垣 勇君の退場を解きます。

次に、同意第1号の名簿のうち、稲垣 勇君を除く委員7名の任命の同意について審議いたします。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、稲垣 勇君を除く委員7名の任命の同意について、反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(池田 望君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

同意第1号の名簿のうち、稲垣 勇君を除く委員7名の任命の同意に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認め、稲垣 勇君を除く委員7名の任命に同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第12、同意第2号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 同意第2号 小笠原村教育委員会委員の任命の同意について。

上記について同意されたい。

平成28年3月8日。小笠原村長、森下一男。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定に基づき、小笠原村教育委員会委員の任命につき議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 副村長、渋谷君。

○副村長(渋谷正昭君) 4ページをお開きください。

小笠原村教育委員会委員の任命の同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり任命する。

記。

氏名、鈴木直子。

そのほかの項目につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

よろしくご同意のほどをお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

同意第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（池田 望君） 次に、追加日程第1、発議第1号 世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、小笠原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

小笠原諸島の外来種対策は、増大する脅威に追いついていないのが現状である。外来種対策等の充実を図るために、国の世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める必要があるため、本案を提出します。

意見書案をお手元に配付してございます。

総務委員会で内容を説明しているため、朗読は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

発議第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（池田 望君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、硫黄島調査特別委員会、小笠原空港開設推進特別委員会より所管の事務及び調査中の事件について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（池田 望君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年第1回小笠原村議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

（午後4時25分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年 月 日

議 長 池 田 望

副 議 長 杉 田 一 男

署 名 議 員 清 水 良 一

署 名 議 員 安 藤 重 行

議案等審議結果表

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 8 年 3 月 8 日）

議決月日（平成 2 8 年 3 月 8 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 1 号	小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 2 号	小笠原村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（案）	原案可決
議案第 3 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 6 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 7 号	小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 8 号	小笠原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 9 号	小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 0 号	小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 1 号	小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 2 号	母島村民会館の指定管理者の指定について（案）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第13号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について(案)	原案可決
議案第14号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について(案)	原案可決

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 8 年 3 月 8 日）

議決月日（平成 2 8 年 3 月 9 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 1 5 号	平成 2 7 年度小笠原村一般会計補正予算（第 4 号） （案）	原案可決
議案第 1 6 号	平成 2 7 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 1 7 号	平成 2 7 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 1 8 号	平成 2 7 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 1 9 号	小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の 総合整備計画（平成 2 3 年度～平成 2 7 年度変更） （案）	原案可決

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 28 年 3 月 8 日）

議決月日（平成 28 年 3 月 18 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 20 号	平成 28 年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
議案第 21 号	平成 28 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算 （案）	原案可決
議案第 22 号	平成 28 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算 （案）	原案可決
議案第 23 号	平成 28 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算 （案）	原案可決
議案第 24 号	平成 28 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特 別会計予算（案）	原案可決
議案第 25 号	平成 28 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業 勘定）特別会計予算（案）	原案可決
議案第 26 号	平成 28 年度小笠原村下水道事業特別会計予算 （案）	原案可決
議案第 27 号	平成 28 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算 （案）	原案可決
議案第 28 号	平成 28 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算 （案）	原案可決
議案第 29 号	小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の 総合整備計画（平成 24 年度～平成 28 年度） （案）	原案可決
同意第 1 号	小笠原村農業委員会委員の任命の同意	同 意

議案番号	件名	審議結果
同意第 2 号	小笠原村教育委員会委員の任命の同意	同意
発議第 1 号	世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書（案）	原案可決

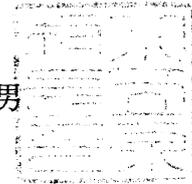
別

冊

27小笠原総第1529号
平成28年2月22日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成28年第1回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり、平成28年第1回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第1号

平成28年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年2月22日

小笠原村長 森 下 一 男



記

1 期 日 平成28年3月8日

2 場 所 小笠原村議会議事堂

27小笠原議第201号
平成28年2月22日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 池 田 望

平成28年第1回小笠原村議会定例会の招集について

平成28年2月22日付27小笠原総第1529号により、平成28年小笠原村告示第1号をもって、平成28年3月8日、平成28年第1回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第9条第1項の規定により、午前10時開会といたします。

記

- 1 開催日時 平成28年3月8日 (火) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

27小笠原総第1549号
平成28年2月26日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成28年第1回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

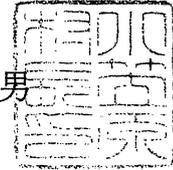
- 議案第 1号 小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第 2号 小笠原村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例 (案)
- 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第 4号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第 5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第 6号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (旅費関係)
- 議案第 7号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第 8号 小笠原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第 9号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第10号 小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第11号 小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第12号 母島村民会館の指定管理者の指定について (案)
- 議案第13号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について (案)
- 議案第14号 東京都後期高齢者医療広域連合理約の変更について (案)

- 議案第15号 平成27年度小笠原村一般会計補正予算(第4号)(案)
- 議案第16号 平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第17号 平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第18号 平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)(案)
- 議案第19号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画(平成23年度～平成27年度変更)(案)
- 議案第20号 平成28年度小笠原村一般会計予算(案)
- 議案第21号 平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計予算(案)
- 議案第22号 平成28年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算(案)
- 議案第23号 平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算(案)
- 議案第24号 平成28年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計予算(案)
- 議案第25号 平成28年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計予算(案)
- 議案第26号 平成28年度小笠原村下水道事業特別会計予算(案)
- 議案第27号 平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算(案)
- 議案第28号 平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算(案)
- 議案第29号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画(平成24年度～平成28年度)(案)

27小笠原総第1550号
平成28年2月26日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



同意案件の送付について

平成28年第1回小笠原村議会定例会に提出するため、下記同意案件を送付します。

記

同意第1号 小笠原村農業委員会委員の任命の同意
同意第2号 小笠原村教育委員会委員の任命の同意

27小笠原議第202号
平成28年2月22日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

平成28年第1回小笠原村議会定例会の招集について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成28年第1回小笠原村議会定例会に平成28年1月4日付27小笠原総第1321号及び27小笠原総第1322号により通知された説明員の出欠を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

- 1 開催日時 平成28年3月8日 (火) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

27小笠原議第202号
平成28年2月22日

小笠原村教育委員会
教育長 松 本 隆 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

平成28年第回小笠原村議会定例会の招集について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成28年第1回小笠原村議会定例会に平成28年1月6日付27小笠原教第501号により通知された説明員の出欠を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

- 1 開催日時 平成28年3月8日 (土) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

27小笠原総第1537号
平成28年2月23日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成28年2月22日付27小笠原議第202号により要求のありました平成28年第1回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席

村 長	森 下 一 男
副村長	渋谷 正 昭
総務課長事務取扱	渋谷 正 昭
総務課副参事	鈴木 敏 之
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
環境課長	深 谷 雪 雄
建設水道課長	篠 田 千鶴男
母島支所長	湯 村 義 夫
出納課長	菊 池 元 弘

27小笠原教第581号
平成28年2月23日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村教育委員会
教育長 松本 隆



説明員の出席について（定例会）

平成28年2月22日付27小笠原議第202号により要求のありました説明員については、以下のとおりです。

記

出席 教育長 松本 隆

出席 教育課長 大津 源

平成 28年 3月 3日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

欠 席 届

平成28年3月8日開催の定例会本会議を次の理由により、
出席できないので会議規則第2条の規程により届けます。

理 由 病欠の事由により欠席させていただきます。

佐々木幸美 

平成 28 年度予算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱(案)に基づき、平成 28 年度予算特別委員会を設置されたい。

平成 28 年 3 月 9 日

提出者 小笠原村議会議員 杉田一男

平成 28 年度予算特別委員会設置要綱(案)

(設 置)

第 1 条 小笠原村議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、平成 28 年度予算特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、平成 28 年度小笠原村各会計歳入歳出予算(案)について、その行政効果、財政構造等、大局的な見地から審査を行う。

(構 成)

第 3 条 委員会は 6 名の委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会を招集し、その議事を主宰する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

平成 28 年度予算特別委員会委員名簿(案)

稲垣 勇

杉田一男

鯉江 満

一木重夫

安藤重行

清水良一

閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成28年3月1日

議会運営委員会
委員長 稲垣 勇



小笠原村議会
議長 池田 望 殿

平成 28 年 3 月 9 日

小笠原村議会議長

池田 望 殿

総務委員会

委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

特定事件継続調査事項表

総務委員会

1. 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

平成 28 年 3 月 9 日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原空港開設推進特別委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 小笠原空港開設の推進について

平成 28 年 3 月 9 日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

硫黄島調査特別委員会
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

平成 28 年度 予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された平成 28 年度各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

平成 28 年 3 月 18 日

平成 28 年度予算特別委員会
委員長 杉田一男



小笠原村議会議長
池田 望 殿

1. 件 名

議案番号	件 名	審査結果
第 20 号	平成 28 年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
第 21 号	平成 28 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）	原案可決
第 22 号	平成 28 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第 23 号	平成 28 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）	原案可決
第 24 号	平成 28 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第 25 号	平成 28 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第 26 号	平成 28 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第 27 号	平成 28 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）	原案可決
第 28 号	平成 28 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）	原案可決

2. 意 見

当村は、医療、福祉・介護サービスの充実、拡充を図り、村民のニーズに応じてきたが、人件費を主に、財政負担は確実に増加しており、今後、子育て支援ニーズへの対応、新たに求められている行政課題への取組み等により、その負担は益々増加することが想定されている。現在見込める財源は確実に収入するとともに、新たな財源確保について、一層努力されたい。

また、本予算委員会の審議の中で指摘や要望・意見があった事項については、今後の施策、財政運営に反映するよう。

議 案 の 部

議案第 1 号

小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の改正に伴い、該当条文を改正する必要性が生じたこと、及び行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の改正に伴い、小笠原村情報公開審査会に行政不服審査法上の第三者機関の役割を付与するための規定を定める必要性が生じたため。

小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村情報公開条例（平成14年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第41条」を「第3条」に、「もつて」を「もって」に改める。

第14条第1項中「(昭和37年法律第160号)」を「(平成26年法律第68号)」に改める。

15条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 2 号

小笠原村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の改正に伴い、提出資料の交付手数料等の規定を定める必要が生じたため。

小笠原村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額）

第2条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。第4条第1項において同じ。）の規定による交付を受ける者は、その交付を受ける時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

（提出資料の写し等の交付に係る手数料の額）

第3条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、その交付を受ける時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

（手数料の減免）

第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により第2条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であつて法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する

法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「小笠原村情報公開審査会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

交付の方法	手数料の額
複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚10円
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚20円
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚10円
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚20円
備考 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	

議案第 3 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村議会議員の期末手当にかかる規定を改正する必要が生じたため。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第4号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村特別職の期末手当にかかる規定を改正する必要があるため。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の162.5、」を「100分の167.5、」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の147.5、」を「100分の150、」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第5号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、
村職員の給与にかかる規定を改正する必要性が生じたため。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「412, 200円」を「413, 300円」に改める。

第21条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）」を加え、同条第4項中「適用については、」の次に「当該職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	

15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000

48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600

81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800
94		293,600	341,400		
95		294,000	341,900		
96		294,400	342,300		
97		294,600	342,400		
98		294,900	342,900		
99		295,300	343,300		
100		295,700	343,600		
101		295,900	343,900		
102		296,200	344,300		
103		296,600	344,700		
104		296,900	345,100		
105		297,100	345,600		
106		297,400	346,000		
107		297,800	346,400		
108		298,100	346,800		
109		298,300	347,300		
110		298,700	347,700		
111		299,100	348,000		
112		299,400	348,300		
113		299,500	348,800		

	114		299,800			
	115		300,100			
	116		300,500			
	117		300,700			
	118		300,900			
	119		301,200			
	120		301,500			
	121		301,900			
	122		302,100			
	123		302,400			
	124		302,700			
	125		303,000			
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500

備考:この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300
	2	127,300	179,100	200,700
	3	128,300	180,600	202,100
	4	129,200	182,100	203,400
	5	130,200	183,500	204,700
	6	131,200	185,000	206,100
	7	132,200	186,400	207,500
	8	133,200	187,800	208,900
	9	134,000	189,200	210,300
	10	135,000	190,400	211,900
	11	136,000	191,700	213,500
	12	137,100	192,800	214,900
	13	137,900	194,000	216,200
14	138,900	195,100	217,700	

15	139,900	196,200	219,200
16	140,900	197,300	220,500
17	142,000	198,400	221,600
18	143,200	199,500	222,400
19	144,400	200,500	223,300
20	145,600	201,500	224,300
21	146,700	202,500	225,200
22	147,900	203,600	226,700
23	149,100	204,700	228,000
24	150,300	205,700	229,100
25	151,500	206,600	230,600
26	153,000	207,500	231,900
27	154,500	208,200	233,200
28	156,000	209,100	234,500
29	157,400	210,000	235,700
30	158,900	211,200	236,900
31	160,400	212,200	238,200
32	161,900	213,100	239,500
33	163,400	213,800	240,600
34	165,200	215,000	241,900
35	167,000	216,100	243,100
36	168,800	217,300	244,300
37	170,600	218,300	245,600
38	172,300	219,500	246,900
39	174,000	220,700	248,200
40	175,700	221,800	249,500
41	177,300	222,800	250,600
42	178,700	224,000	251,900
43	180,100	225,100	253,100
44	181,500	226,200	254,400
45	183,000	227,300	255,300
46	184,400	228,400	256,400
47	185,800	229,500	257,600

48	187,200	230,600	258,700
49	188,500	231,700	259,900
50	189,700	232,800	261,100
51	190,800	233,900	262,300
52	192,000	235,100	263,300
53	193,100	236,200	264,400
54	194,200	237,200	265,500
55	195,300	238,100	266,700
56	196,400	239,100	267,900
57	197,500	240,100	268,900
58	198,500	241,100	269,900
59	199,500	242,100	271,000
60	200,500	243,000	272,000
61	201,600	244,000	273,100
62	202,500	244,900	274,200
63	203,400	245,800	275,200
64	204,300	246,700	276,300
65	205,000	247,600	277,200
66	205,800	248,400	278,000
67	206,500	249,200	278,800
68	207,300	249,900	279,600
69	207,700	250,700	280,500
70	208,300	251,300	281,300
71	208,600	251,900	282,100
72	209,200	252,400	282,800
73	209,700	252,600	283,600
74	210,300	253,000	284,300
75	210,900	253,500	285,100
76	211,700	254,000	285,900
77	211,900	254,600	286,500
78	212,600	255,000	287,000
79	213,200	255,500	287,500
80	213,800	256,000	287,900

81	214,500	256,300	288,300
82	215,100	256,600	288,700
83	215,700	256,900	289,200
84	216,400	257,200	289,700
85	217,100	257,400	290,100
86	217,700	257,600	290,700
87	218,300	257,900	291,300
88	219,000	258,200	291,900
89	219,500	258,400	292,200
90	220,100	258,600	292,700
91	220,700	259,000	293,200
92	221,300	259,200	293,600
93	221,700	259,500	294,000
94	222,200	259,900	294,500
95	222,700	260,200	295,000
96	223,200	260,500	295,500
97	223,800	260,700	295,800
98	224,300	261,000	296,200
99	224,800	261,200	296,700
100	225,300	261,500	297,200
101	225,900	261,800	297,600
102	226,400	262,000	298,000
103	227,000	262,300	298,300
104	227,600	262,600	298,600
105	228,000	262,800	298,900
106	228,500	263,000	299,300
107	229,000	263,300	299,700
108	229,400	263,500	300,100
109	229,600	263,800	300,400
110	230,000	264,100	300,800
111	230,500	264,400	301,200
112	231,000	264,600	301,500
113	231,400	264,800	301,700

	114	231,900	265,100	302,000
	115	232,400	265,300	302,300
	116	232,900	265,500	302,500
	117	233,200	265,800	302,700
	118	233,600	266,100	303,000
	119	234,000	266,400	303,300
	120	234,400	266,700	303,500
	121	234,800	266,800	303,700
	122		267,100	304,000
	123		267,400	304,300
	124		267,700	304,500
	125		267,800	304,700
	126		268,100	305,000
	127		268,400	305,300
	128		268,700	305,500
	129		268,800	305,700
	130		269,100	306,000
	131		269,400	306,300
	132		269,700	306,500
	133		269,800	306,700
	134		270,100	
	135		270,400	
	136		270,700	
	137		270,800	
再任用職員		192,400	203,500	222,000

備考：この表は、一般技能職員、給食調理等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300

2	245,800	331,600	397,200
3	248,300	334,500	400,100
4	250,800	337,600	403,000
5	253,100	340,300	405,700
6	256,900	343,600	408,400
7	260,700	346,800	411,200
8	264,500	349,900	414,000
9	268,100	352,900	416,600
10	272,100	355,900	419,300
11	276,100	359,000	422,000
12	280,100	362,200	424,700
13	283,900	365,300	427,200
14	287,900	368,900	429,700
15	291,800	372,300	432,100
16	295,700	376,000	434,600
17	299,500	379,600	436,800
18	303,100	382,300	439,200
19	306,600	385,100	441,600
20	310,200	387,900	444,000
21	313,800	390,800	446,000
22	317,500	393,400	448,400
23	321,000	396,000	450,800
24	324,700	398,600	453,100
25	328,200	400,900	455,300
26	331,000	403,200	457,600
27	333,700	405,500	459,800
28	336,300	407,800	462,100
29	339,100	410,200	464,300
30	341,400	412,300	466,600
31	343,600	414,300	468,900
32	346,000	416,400	471,100
33	348,400	418,500	473,100
34	350,800	420,500	475,200

35	353,100	422,500	477,300
36	355,600	424,500	479,400
37	358,000	426,600	481,500
38	360,400	428,600	483,300
39	362,800	430,600	485,100
40	365,200	432,600	486,900
41	367,500	434,600	488,600
42	368,900	436,400	490,400
43	370,400	438,100	492,200
44	371,900	439,900	494,000
45	373,400	441,800	495,600
46	374,800	443,600	497,300
47	376,300	445,400	499,100
48	377,800	447,100	500,900
49	379,100	448,900	502,500
50	380,100	450,600	503,800
51	381,100	452,400	505,100
52	382,100	454,200	506,400
53	383,100	456,100	507,700
54	384,000	457,300	509,000
55	384,900	458,500	510,300
56	385,800	459,700	511,600
57	386,800	460,900	512,600
58	387,700	461,900	513,400
59	388,500	462,900	514,200
60	389,300	463,900	515,000
61	390,100	464,700	515,900
62	390,600	465,400	516,700
63	391,000	466,100	517,600
64	391,500	466,800	518,400
65	391,800	467,500	519,300
66		468,200	520,200
67		468,900	520,900

	68		469,600	521,800
	69		470,100	522,700
	70		470,800	523,500
	71		471,500	524,400
	72		472,200	525,300
	73		472,600	526,100
	74		473,200	527,000
	75		473,900	527,900
	76		474,600	528,600
	77		475,000	529,400
	78		475,600	530,300
	79		476,200	531,200
	80		476,700	532,100
	81		477,300	532,900
	82		477,800	533,800
	83		478,300	534,700
	84		478,800	535,600
	85		479,200	536,400
	86		479,800	537,300
	87		480,200	538,200
	88		480,700	539,100
	89		481,200	539,900
	90		481,800	
	91		482,400	
	92		482,800	
	93		483,300	
	94		483,900	
	95		484,500	
	96		485,100	
	97		485,600	
再任用職員		295,000	337,400	391,800

備考:この表は、医師、歯科医師等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の 職員		円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400
	2	146,400	184,500	219,800	245,800
	3	147,800	186,100	221,400	247,000
	4	149,200	187,700	223,000	248,400
	5	150,400	189,200	224,400	249,600
	6	152,200	190,800	226,000	250,800
	7	153,900	192,400	227,500	252,000
	8	155,600	193,900	229,100	253,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600
	10	159,000	197,200	231,900	255,600
	11	160,700	198,800	233,300	256,700
	12	162,500	200,500	234,600	257,700
	13	164,000	202,100	236,300	259,000
	14	165,900	203,700	237,700	260,600
	15	167,900	205,300	238,900	262,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700
	17	171,700	208,400	241,500	265,300
	18	173,600	210,000	242,700	267,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900
	20	177,300	213,400	245,200	270,800
	21	179,200	214,700	246,600	272,600
	22	180,700	216,200	247,600	274,400
	23	182,200	217,600	248,700	276,200
	24	183,700	219,100	249,800	278,000
	25	185,300	220,500	251,000	279,800
	26	186,800	221,900	252,500	281,700
	27	188,300	223,200	253,900	283,600
	28	189,700	224,500	255,400	285,400
	29	191,200	225,900	256,900	287,400
30	192,500	227,300	258,600	289,300	

31	193,800	228,800	260,300	291,100
32	195,100	230,200	262,000	293,000
33	196,500	231,600	263,500	294,800
34	197,900	232,900	265,300	296,500
35	199,300	234,000	267,000	298,300
36	200,700	235,300	268,800	300,100
37	201,800	236,700	270,300	301,600
38	203,100	238,000	272,000	303,300
39	204,400	239,200	273,700	305,000
40	205,700	240,500	275,400	306,600
41	206,900	241,800	277,100	308,400
42	208,100	243,100	278,700	310,100
43	209,300	244,300	280,400	311,700
44	210,500	245,400	282,100	313,400
45	211,700	246,600	283,700	314,600
46	212,800	248,000	285,400	316,000
47	213,800	249,500	287,100	317,500
48	214,900	251,000	288,700	319,100
49	215,900	252,600	290,100	320,500
50	216,900	254,000	291,700	321,800
51	217,800	255,400	293,200	323,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400
54	220,400	259,300	297,700	326,400
55	221,200	260,700	299,100	327,500
56	222,200	262,100	300,600	328,500
57	222,900	263,100	301,900	329,000
58	223,800	264,400	303,100	329,900
59	224,600	265,700	304,300	330,700
60	225,400	267,000	305,700	331,600
61	226,300	268,000	307,000	332,400
62	227,200	269,200	308,200	332,700
63	228,100	270,500	309,500	333,300

64	229,200	271,800	310,700	334,000
65	229,900	272,800	312,100	334,600
66	230,700	273,900	312,900	335,300
67	231,500	275,000	313,700	336,000
68	232,400	276,100	314,500	336,700
69	233,100	277,200	315,100	337,400
70	233,800	278,200	315,800	337,900
71	234,500	279,300	316,500	338,500
72	235,200	280,400	317,100	339,100
73	235,900	281,300	317,800	339,400
74	236,700	282,000	318,000	340,000
75	237,500	282,500	318,600	340,500
76	238,300	283,300	319,200	341,100
77	238,900	284,100	319,800	341,600
78	239,500	284,700	320,300	342,100
79	240,100	285,300	320,800	342,600
80	240,700	285,900	321,300	343,000
81	241,100	286,600	321,900	343,300
82	241,500	287,100	322,400	343,600
83	241,900	287,500	322,800	344,000
84	242,300	287,900	323,300	344,300
85	242,700	288,100	323,800	344,800
86		288,300	324,200	345,100
87		288,500	324,400	345,400
88		288,700	324,800	345,700
89		289,100	325,200	346,100
90		289,300	325,600	346,400
91		289,500	326,000	346,800
92		289,700	326,400	347,100
93		290,100	326,700	347,500
94		290,300	326,900	347,800
95		290,500	327,300	348,100
96		290,800	327,600	348,400

	97		291,200	327,800	348,700
	98		291,500	328,100	349,100
	99		291,700	328,400	349,500
	100		292,000	328,700	349,900
	101		292,300	328,900	350,400
	102		292,500	329,200	350,800
	103		292,700	329,600	351,200
	104		293,000	329,800	351,600
	105		293,300	329,900	352,100
	106			330,200	
	107			330,600	
	108			330,800	
	109			331,000	
	110			331,400	
	111			331,800	
	112			332,200	
	113			332,400	
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700

備考:この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300
	2	159,800	188,000	236,100	258,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300
	5	164,200	194,200	241,100	261,200
	6	165,700	196,500	242,400	262,200
	7	167,200	198,800	243,600	263,000
	8	168,700	201,100	244,900	264,100

9	170,000	203,500	246,000	265,200
10	171,700	204,900	247,100	266,000
11	173,300	206,300	248,000	267,200
12	174,900	207,700	249,000	268,400
13	176,400	209,100	250,300	269,700
14	178,400	210,600	251,400	271,100
15	180,400	212,100	252,200	272,300
16	182,400	213,300	253,200	273,800
17	184,600	214,700	254,100	275,200
18	186,700	216,200	255,000	276,600
19	188,800	217,700	256,000	277,900
20	190,900	219,200	257,000	279,400
21	193,000	220,600	257,900	281,000
22	195,200	222,300	258,900	282,600
23	197,400	224,000	259,900	284,100
24	199,600	225,700	260,900	285,600
25	201,600	227,100	262,100	286,900
26	202,900	228,800	263,500	288,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500
28	205,500	232,200	266,100	292,200
29	206,700	233,800	267,400	293,800
30	207,900	235,200	268,900	295,500
31	209,200	236,500	270,500	297,100
32	210,400	237,700	272,000	298,800
33	211,700	239,000	273,600	300,300
34	213,000	240,100	275,100	301,800
35	214,300	241,000	276,400	303,400
36	215,600	242,100	277,800	305,000
37	217,000	243,200	279,400	306,500
38	218,400	244,300	280,800	307,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500
40	221,200	246,300	283,700	311,100
41	222,200	247,100	285,300	312,700

42	223,600	248,000	286,900	314,100
43	225,000	248,900	288,400	315,500
44	226,400	249,900	290,000	317,000
45	227,600	250,800	291,400	318,100
46	229,000	251,800	292,800	319,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400
49	232,700	254,800	297,100	323,500
50	233,800	256,000	298,400	324,900
51	234,800	257,200	299,800	326,200
52	235,900	258,500	301,200	327,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900
54	238,100	261,200	304,000	330,300
55	239,100	262,600	305,400	331,700
56	240,100	264,100	306,800	333,000
57	241,100	265,700	307,900	333,900
58	242,100	267,300	309,100	335,200
59	242,900	268,800	310,300	336,400
60	243,900	270,400	311,700	337,700
61	244,900	271,800	312,800	338,800
62	245,900	273,300	314,100	339,700
63	246,800	274,800	315,400	340,900
64	247,800	276,200	316,600	342,200
65	248,700	277,800	317,900	343,300
66	249,700	279,300	319,200	344,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700
68	251,800	282,300	321,800	346,800
69	252,700	283,500	322,500	347,800
70	253,800	285,000	323,600	348,800
71	255,000	286,500	324,700	349,900
72	256,200	287,900	325,600	351,000
73	257,600	289,100	326,900	351,800
74	258,900	290,500	327,600	352,900

75	260,200	291,900	328,700	354,000
76	261,500	293,200	329,900	355,100
77	262,500	294,700	331,000	355,800
78	263,600	296,000	332,200	356,600
79	264,900	297,200	333,300	357,400
80	266,200	298,500	334,500	358,100
81	267,300	299,300	335,600	358,700
82	268,300	300,500	336,700	359,200
83	269,400	301,600	337,700	359,800
84	270,500	302,800	338,800	360,300
85	271,400	303,900	339,700	360,900
86	272,300	305,100	340,700	361,400
87	273,400	306,300	341,600	362,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500
89	275,500	308,700	343,600	362,900
90	276,400	309,900	344,400	363,300
91	277,400	311,100	345,200	363,900
92	278,400	312,300	346,000	364,400
93	279,400	313,100	346,600	364,700
94	280,400	313,800	347,200	365,200
95	281,300	314,500	347,900	365,600
96	282,300	315,100	348,500	365,900
97	283,200	315,800	348,900	366,500
98	284,000	316,100	349,300	367,000
99	284,600	316,700	349,800	367,500
100	285,500	317,400	350,200	368,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600

108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		
136	299,500	330,200		
137	299,700	330,500		
138	300,000	330,900		
139	300,400	331,300		
140	300,700	331,700		

141	300,900	332,000			
142	301,300	332,400			
143	301,700	332,700			
144	302,000	333,100			
145	302,100	333,400			
146	302,400	333,800			
147	302,700	334,200			
148	303,100	334,600			
149	303,300	334,900			
150	303,500	335,300			
151	303,800	335,700			
152	304,100	336,100			
153	304,500	336,400			
154	304,700				
155	304,900				
156	305,200				
157	305,500				
158	305,800				
159	306,100				
160	306,400				
161	306,800				
162	307,100				
163	307,400				
164	307,700				
165	308,100				
166	308,400				
167	308,700				
168	309,000				
169	309,400				
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600

備考：この表は、保健師、看護師等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第3 福祉職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の 職員	1	153,400	203,600	249,600	271,000
	2	154,600	205,400	251,200	272,800
	3	155,800	207,200	252,600	274,500
	4	157,000	208,900	254,200	276,000
	5	158,000	210,600	255,500	277,800
	6	159,500	212,400	256,800	279,900
	7	160,900	214,200	258,200	282,100
	8	162,300	215,900	259,700	284,400
	9	163,600	217,800	260,900	286,500
	10	165,000	219,300	262,400	288,600
	11	166,400	220,800	263,800	290,800
	12	167,900	222,200	264,900	293,000
	13	169,400	223,700	266,200	295,000
	14	170,900	225,300	268,000	297,300
	15	172,400	226,900	269,700	299,500
	16	173,800	228,500	271,500	301,800
	17	175,400	229,900	273,200	303,900
	18	177,200	231,500	275,100	306,200
	19	178,900	233,000	276,900	308,400
	20	180,600	234,500	278,700	310,700
	21	182,200	235,700	280,300	312,900
	22	183,900	237,200	282,100	315,000
	23	185,600	238,500	283,700	317,200
	24	187,300	240,000	285,500	319,300
	25	188,900	241,500	287,400	321,400
	26	190,700	243,200	289,100	323,400
	27	192,500	244,700	290,900	325,500
	28	194,200	246,400	292,700	327,500
	29	196,000	247,800	294,300	329,500
	30	197,500	249,100	296,000	331,600

31	199,000	250,500	297,700	333,600
32	200,400	252,000	299,300	335,700
33	201,900	253,300	300,900	337,500
34	203,200	254,600	302,500	339,400
35	204,500	256,000	304,000	341,300
36	205,700	257,200	305,600	343,200
37	207,000	258,600	307,300	344,700
38	208,400	260,300	308,800	346,600
39	209,800	261,900	310,400	348,500
40	211,200	263,500	312,000	350,300
41	212,200	265,000	313,400	352,200
42	213,400	266,600	315,000	354,000
43	214,500	268,200	316,500	355,800
44	215,700	269,800	318,000	357,500
45	216,600	271,500	319,300	359,300
46	217,700	273,100	320,500	360,700
47	218,700	274,700	321,700	362,200
48	219,700	276,400	322,900	363,600
49	220,600	277,900	323,900	364,600
50	221,700	279,500	324,900	365,700
51	222,800	281,100	325,800	366,800
52	223,600	282,600	326,800	367,900
53	224,300	284,300	327,700	368,800
54	225,400	285,800	328,400	369,400
55	226,100	287,200	329,200	370,200
56	227,100	288,700	330,000	371,000
57	228,000	290,200	330,600	371,800
58	228,900	291,600	331,100	372,600
59	229,700	293,100	331,700	373,400
60	230,600	294,600	332,200	374,200
61	231,600	295,900	332,700	375,100
62	232,600	297,400	332,900	375,800
63	233,500	298,800	333,500	376,500

64	234,400	300,300	334,100	377,200
65	235,300	301,500	334,400	377,500
66	236,300	302,800	334,900	378,100
67	237,500	303,900	335,400	378,700
68	238,700	305,200	335,900	379,400
69	239,700	306,200	336,400	379,800
70	240,800	307,300	336,900	380,500
71	241,900	308,500	337,300	381,100
72	242,900	309,700	337,800	381,700
73	243,700	311,000	338,000	382,100
74	244,800	311,700	338,500	382,700
75	245,900	312,400	339,000	383,300
76	247,000	313,000	339,500	383,900
77	247,900	313,800	339,800	384,300
78	248,900	314,500	340,200	384,800
79	249,900	315,200	340,700	385,300
80	250,900	315,900	341,100	385,900
81	251,900	316,200	341,300	386,400
82	252,600	316,500	341,600	386,800
83	253,600	317,100	342,100	387,200
84	254,600	317,400	342,500	387,600
85	255,400	317,800	342,800	387,800
86	256,200	318,100	343,100	388,000
87	257,100	318,500	343,600	388,300
88	258,000	318,800	344,000	388,600
89	258,700	319,300	344,300	388,800
90	259,500	319,700	344,700	389,100
91	260,300	320,000	345,100	389,400
92	261,100	320,300	345,300	389,600
93	261,800	320,800	345,600	389,800
94	262,500	321,200		
95	263,000	321,400		
96	263,700	321,800		

97	264,400	322,200
98	265,100	322,600
99	265,800	323,000
100	266,500	323,400
101	267,000	323,600
102	267,500	323,900
103	267,900	324,200
104	268,400	324,500
105	268,500	324,900
106	268,800	325,100
107	269,100	325,400
108	269,400	325,800
109	269,800	326,200
110	270,100	326,500
111	270,500	326,900
112	270,800	327,200
113	271,100	327,500
114	271,400	327,900
115	271,700	328,200
116	272,100	328,400
117	272,400	328,500
118	272,700	328,900
119	273,100	329,300
120	273,500	329,700
121	273,700	329,900
122	273,900	
123	274,300	
124	274,600	
125	274,800	
126	275,100	
127	275,500	
128	275,900	
129	276,100	

	130	276,500			
	131	276,900			
	132	277,200			
	133	277,400			
	134	277,700			
	135	278,100			
	136	278,400			
	137	278,600			
	138	278,900			
	139	279,200			
	140	279,500			
	141	279,700			
	142	279,900			
	143	280,100			
	144	280,400			
	145	280,800			
	146	281,000			
	147	281,300			
	148	281,600			
	149	281,900			
	150	282,100			
	151	282,400			
	152	282,600			
	153	282,900			
再任用職員		200,300	239,800	254,100	287,200

備考:この表は、介護福祉士、保育士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の75（特定幹部職員にあつては100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあつては100分の100）」に改め、同条第4項中「、6月に支給する場合には100分の35

(特定管理職員にあつては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5(特定幹部職員にあつては、100分の47.5)」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第40号。以下この条において「平成26年改正条例」という。附則第2条の規定に基づいて支給された給料を含む。))は、改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第2条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

議案第 6 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等の一部を
改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

父島～東京間の定期船が平成 28 年 7 月に新船に切り替わることにより、
料金区分が変更になることに伴い、関係条例を改正する必要があるため。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 東京と父島との間の定期船による旅行の船賃について個室貸切料金を必要とした場合には、前項に規定する旅客運賃のほか個室貸切料金を支給する。

（非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、非常勤職員の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。

- (1) 次号に定める非常勤職員以外の非常勤職員については、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の規定を準用する。

- (2) 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、図書司書、保育士、保育補助員、特別支援教育補助員、調理員、医療事務員、介護福祉士、介護員、介護補助員、税務徴収員及び固定資産評価補助員については、職員の旅費に関する条例（昭和50年条例第19号）中「課長補佐級以下の職務にある者」の規定を準用する。

（農業委員会の委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 農業委員会の委員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員の旅費に関する条例（昭和50年小笠原村条例第19号）中「課長級の職務にある者」の相当額とする。」を「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の規定を準用する。」に改める。

（小笠原村消防団条例の一部改正）

第4条 小笠原村消防団条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

- 第15条第3項を次のように改める。
- 3 前項の規定により支給する旅費の額は、団員の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。
- (1) 団長、副団長及び分団長の職にあるものについては、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の規定を準用する。
 - (2) 前号に定める職以外の団員については、職員の旅費に関する条例（昭和50年条例第19号）中「課長補佐級以下の職務にある者」の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

議案第 7 号

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の改正に伴い、小笠原村消防団条例の該当条文を改正する必要性が生じたため。

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村消防団条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項、第15条の2第2項及び第15条の6第1項」を「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」に改める。

第2条中「称する。」の次に「その管轄区域は小笠原村の区域全域とする。」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 8 号

小笠原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の改正に伴い、関係条文を改正する必要があるため。

小笠原村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）

固定資産評価審査委員会条例（昭和54年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届けなければならない。

第6条第2項のただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを村長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び村長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第4項、及び第11条第1項の規定は、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産台帳に登録された価格に

係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議案第 9 号

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 33 号）の施行に伴い、小笠原村国民健康保険税条例の該当条文を改正する必要性が生じたため。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村国民健康保険税条例（昭和43年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の小笠原村国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の保険税について適用し、平成27年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第10号

小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

1日から3日間限りの乗降自由乗車券を1日限りの乗降自由乗車券に集約し、運賃を低廉化すること等により、村営バス利用を促進するため。

小笠原村営バス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 小笠原村営バス事業に関する条例（平成12年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 村民で節エネルギー対策のための1箇月に限る定期乗車券は1人につき2,000円とする。

第8条第4項第5号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 村民で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(5) 村民で東京都療育手帳（愛の手帳）の交付を受けた者
別表第2中「7.8キロメートル」を「8.4キロメートル」に、「10.2キロメートル」を「10.8キロメートル」に、「14.2キロメートル」を「14.8キロメートル」に改める。

第2条 小笠原村営バス事業に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号中「700円」を「500円」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年7月1日から施行する。

議案第11号

小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例の一部を改正する条例(案)

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

自然環境等の保護を行う必要がある地域を、キャンプの禁止地域の指定要件に追加するため。

小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例の一部を改正する条例(案)

小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、当分の間」を削り、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

（6）自然環境等の保護が必要と認められる地域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

母島村民会館の指定管理者の指定について（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

母島村民会館にかかる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第14号）第6条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるため。

母島村民会館の指定管理者について（案）

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
母島村民会館
東京都小笠原村母島字元地
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
東京都小笠原村父島字奥村
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

母島村民会館の指定管理者の指定について

母島村民会館の指定管理者を指定するため、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。

記

- 1 選定を行った施設
名 称 母島村民会館
所在地 小笠原村母島字元地

- 2 選定した候補者
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
代表者 菊 池 聰 彦

- 3 指定管理者指定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理者候補者選定資料

- 1 選定を行った施設
名 称 母島村民会館
所在地 小笠原村母島字元地

- 2 選定した候補者
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
代表者 菊 池 聰 彦

- 3 指定管理者指定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

- 4 指定管理者選定の経過
 - (1) 募集
ア 公募告示 平成27年11月1日 小笠原村告示第12-2号
イ 周知方法 村民だより11月号
ウ 募集期間 平成27年11月2日から平成27年11月30日まで

 - (2) 候補者の応募状況
1 団体 社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

 - (3) 指定管理者選定委員会の開催
平成28年2月22日
募集要項及び事業計画書についての説明並びに候補者の決定

 - (4) 選定方法
小笠原村指定管理者選定委員会規則及び小笠原村指定管理者選定要領の規定により、応募団体から提出された事業計画書等の書類審査を行い選定した。

(5) 選定結果

社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

審 査 項 目	配点	得点
施設の設置目的に合致した管理運営が行われること	36	27
村民の平等な使用が確保されること	36	27
施設の効用が最大限に発揮されること	36	20
サービスの向上が図られること	36	22
管理経費の縮減が図られていること	24	14
継続して適性に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること	36	28.5
個人情報 that 適正に管理されること	12	9
緊急時等に適切に対処できること	24	16
合計	240	163.5

5 事業計画書による施設管理費（予定額）

(1) 平成28年度 8,599,780円

(2) 平成29年度 8,908,624円

(3) 平成30年度 9,105,880円

※金額は消費税込みの金額である

議案第13号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について(案)

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約を変更する必要性が生じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年2月29日総行地収第124号許可）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の定数は5人とし、別表第2に掲げる構成団体（以下この条において「選挙区団体」という。）の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちから同表の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数を選挙する。

第6条第2項中「構成団体の長又は」を削る。

別表第2を次のように改める。

組合議員選挙区及び議員定数

	選挙区	選挙区定数
第1区	福生市 羽村市 あきる野市 阿伎留病院企業団 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 福生病院組合	1
第2区	東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 柳泉園組合 湖南衛生組合 小平・村山・大和衛生組合 多摩六都科学館組合	1
第3区	狛江市 多摩市 稲城市 多摩川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合	1
第4区	瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 瑞穂斎場組合 秋川流域斎場組合	1
第5区	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	1

附 則（平成 年 月 日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

議案第14号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要性が生じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条及び第8条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第5項から第7項までを削る。

附則第8項中「平成26年度分及び平成27年度分」を「平成28年度分及び平成29年度分」に、「平成26年4月1日現在」を「平成28年4月1日現在」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第15号

平成27年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 7 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 4 号)

(別紙)

平成27年度小笠原村
一般会計補正予算
予算 算 総 則

平成27年度小笠原村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 21,128 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,540,153 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 村 税		453,040	9,052	462,092
	1. 村 民 税	273,888	10,696	284,584
	2. 固 定 資 産 税	147,116	△888	146,228
	3. 軽 自 動 車 税	7,036	△756	6,280
2. 地 方 譲 与 税		6,803	△14	6,789
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,147	△210	1,937
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	4,655	196	4,851
3. 利 子 割 交 付 金		3,501	714	4,215
	1. 利 子 割 交 付 金	3,501	714	4,215
4. 配 当 割 交 付 金		7,117	△1,070	6,047
	1. 配 当 割 交 付 金	7,117	△1,070	6,047
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,391	817	5,208
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,391	817	5,208
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		66,113	8,583	74,696
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	66,113	8,583	74,696
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		2,702	585	3,287
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,702	585	3,287
11. 地 方 交 付 税		1,504,772	1,922	1,506,694
	1. 地 方 交 付 税	1,504,772	1,922	1,506,694
15. 国 庫 支 出 金		318,536	33,742	352,278
	1. 国 庫 負 担 金	48,709	1,260	49,969
	2. 国 庫 補 助 金	253,462	37,642	291,104
	3. 国 庫 委 託 金	16,365	△5,160	11,205
16. 都 支 出 金		1,082,014	7,570	1,089,584
	1. 都 負 担 金	31,599	460	32,059
	2. 都 補 助 金	1,005,825	7,168	1,012,993

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	3. 都 委 託 金	44,590	△58	44,532
18. 寄 附 金		1,001	2,981	3,982
	1. 寄 附 金	1,001	2,981	3,982
19. 繰 入 金		327,121	△42,154	284,967
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	7,480	△5,048	2,432
	2. 基 金 繰 入 金	319,641	△37,106	282,535
21. 諸 収 入		94,192	△1,600	92,592
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	1	247	248
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	3,238	△2,008	1,230
	4. 受 託 事 業 収 入	7,055	1,453	8,508
	6. 雑 入	80,180	△1,292	78,888
歳 入 合 計		4,519,025	21,128	4,540,153

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,181,294	7,500	1,188,794
	01. 総 務 管 理 費	1,075,923	12,536	1,088,459
	02. 徴 税 費	35,022	△10,975	24,047
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	56,810	5,096	61,906
	04. 選 挙 費	8,107	843	8,950
03. 民 生 費		684,022	17,732	701,754
	01. 社 会 福 祉 費	458,711	18,303	477,014
	02. 児 童 福 祉 費	222,472	△571	221,901
04. 衛 生 費		987,960	△3,696	984,264
	01. 保 健 衛 生 費	592,860	△3,537	589,323
	02. 清 掃 費	346,554	△159	346,395
05. 農 林 水 産 業 費		301,024	△1,781	299,243
	01. 農 業 費	63,313	△1,781	61,532
07. 土 木 費		186,534	△1,698	184,836
	01. 土 木 管 理 費	9,962	417	10,379
	02. 道 路 橋 り よ う 費	150,958	△3,105	147,853
	05. 公 園 費	17,573	△1,206	16,367
	06. 住 宅 費	1	2,196	2,197
09. 教 育 費		366,339	△4,910	361,429
	02. 小 学 校 費	91,206	△2,240	88,966
	03. 中 学 校 費	66,902	△240	66,662
	04. 社 会 教 育 費	55,264	△788	54,476
	05. 保 健 体 育 費	100,247	△1,642	98,605
12. 諸 支 出 金		106,237	7,981	114,218
	01. 基 金 費	98,164	7,981	106,145

款	項	既 定 額	補 正 額	計
歳 出	合 計	4,519,025	21,128	4,540,153

議案第16号

平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 7 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 3 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
国民健康保険特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 30,582 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 411,612 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4.国庫支出金		82,564	7,479	90,043
	1.国庫負担金	75,811	7,479	83,290
5.療養給付費交付金		3,839	△2,026	1,813
	1.療養給付費交付金	3,839	△2,026	1,813
6.前期高齢者交付金		2	583	585
	1.前期高齢者交付金	2	583	585
7.都支出金		39,702	△109	39,593
	1.都負担金	29,955	△251	29,704
	2.都補助金	9,747	142	9,889
9.共同事業交付金		98,017	4,321	102,338
	1.共同事業交付金	98,017	4,321	102,338
11.繰入金		70,020	20,334	90,354
	1.一般会計繰入金	70,020	20,334	90,354
歳入合計		381,030	30,582	411,612

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		6,887	454	7,341
	01. 総 務 管 理 費	6,817	454	7,271
02. 保 險 給 付 費		172,299	33,046	205,345
	01. 療 養 諸 費	145,763	30,046	175,809
	02. 高 額 療 養 費	19,536	3,000	22,536
04. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		1,006	△1,000	6
	01. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,006	△1,000	6
07. 共 同 事 業 拠 出 金		106,518	△1,918	104,600
	01. 共 同 事 業 拠 出 金	106,518	△1,918	104,600
歳 出	合 計	381,030	30,582	411,612

議案第 17 号

平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 7 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 3 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
簡易水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,010 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 285,404 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		73,242	△4,010	69,232
	1. 繰 入 金	73,242	△4,010	69,232
歳 入 合 計		289,414	△4,010	285,404

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
01. 総務費		125,367	△4,010	121,357
	01. 総務管理費	125,367	△4,010	121,357
歳出	合計	289,414	△4,010	285,404

議案第18号

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 7 年 度 小 笠 原 村

宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
宅地造成事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6,161 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,249 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 事 業 収 入		8,816	△8,357	459
	1. 土 地 売 払 収 入	8,357	△8,357	0
3. 繰 入 金		1	2,196	2,197
	1. 繰 入 金	1	2,196	2,197
歳 入 合 計		9,410	△6,161	3,249

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		4,262	△1,113	3,149
	01. 総 務 管 理 費	4,262	△1,113	3,149
02. 諸 支 出 金		5,048	△5,048	0
	01. 繰 出 金	5,048	△5,048	0
歳 出 合 計		9,410	△6,161	3,249

議案第19号

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画
(平成23年度～平成27年度変更) (案)

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

公共施設の整備計画

(千円)

辺地名	策定年度	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業の対価の予定額	事業内容	
		施設名	事業主体名		特定財源	一般財源			
東京都小笠原村父島辺地	平成23年度 ～ 平成27年度	村道(大村興村属浦地域線)	小笠原村	130,934	81,810	49,124	31,900	改修466m、橋りょう点検・架替	
		教職員住宅	小笠原村	-	-	-	-		
	(今回策定)	昭和54年度 ～ 平成27年度	社会体育施設	小笠原村	-	-	-	-	
			防災無線	小笠原村	-	-	-	-	
			情報通信基盤	小笠原村	-	-	-	-	
			診療所建物	小笠原村	-	-	-	-	
			福祉施設建物	小笠原村	-	-	-	-	
			看護師住宅	小笠原村	-	-	-	-	
			診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	CT装置整備
			集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事
			計		488,317	421,064	67,253	48,900	
			村道(大村興村属浦地域線)	小笠原村	3,390,821	2,278,834	1,111,987	553,600	改修10,500m、その他
			教職員住宅	小笠原村	235,354	142,927	92,427	75,600	9戸
			社会体育施設	小笠原村	210,731	104,700	106,031	65,800	グラウンド、テニスコート3面、ケートボールコート1面、その他
			防災無線	小笠原村	524,840	61,450	463,390	403,000	親島1、拡声子局10、デジタル化整備
情報通信基盤	小笠原村	621,593	274,138	347,455	224,800	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末			
診療所建物	小笠原村	1,598,240	1,185,498	412,742	396,400	用地買収及び造成、建物設計、建設工事			
福祉施設建物	小笠原村	619,581	369,788	249,793	237,000	建物実施設計、用地造成工事、建設工事			
看護師住宅	小笠原村	211,167	103,150	108,017	104,600	用地造成工事、建設工事			
診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	CT装置整備			
集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事			
(全体計画)		7,769,710	4,859,739	2,909,971	2,077,800				
計		16,427	9,856	6,571	0	橋りょう点検・補修			
東京都小笠原村母島辺地	平成23年度 ～ 平成27年度	村道(沖村地域線)	小笠原村	-	-	-	-		
		教職員住宅	小笠原村	-	-	-	-		
	(今回策定)	昭和54年度 ～ 平成27年度	社会体育施設	小笠原村	-	-	-	-	
			防災無線	小笠原村	-	-	-	-	
			情報通信基盤	小笠原村	-	-	-	-	
			診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
			計		107,962	67,444	40,518	33,900	
			村道(沖村地域線)	小笠原村	1,034,382	700,972	333,410	172,100	改修3,302m、その他
			教職員住宅	小笠原村	55,000	36,666	18,334	17,500	2戸
			社会体育施設	小笠原村	424,178	210,733	213,445	184,900	グラウンド、テニスコート2面、その他
			防災無線	小笠原村	141,812	25,756	116,056	92,000	母島1、拡声子局3、デジタル化整備
			情報通信基盤	小笠原村	151,973	72,325	79,648	68,900	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
			診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
			(全体計画)		1,898,880	1,104,040	794,840	569,300	

総合整備計画書

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,026人 : 面積 23.45km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地度数
174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差是正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や住民福祉の向上のため、集会施設の整備、また、医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間 (千円)

区分	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
施設名 村道 (瀬浦地域線・大村奥村地域線)	小笠原村	130,934	81,810	49,124	31,900
診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000
集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0
合計		488,317	421,064	67,253	48,900

総合整備計画書

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 448人 : 面積 19.88km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村母島
- (2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村母島字元地
- (3) 辺地度数 345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。

母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間 (千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
村道(沖村地域線)	小笠原村	16,427	9,856	6,571	0
診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900
合計		107,962	67,444	40,518	33,900

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 新旧対照表(父島辺地)

総合整備計画書(変更後)

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,026人 : 面積 23.45km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村父島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村父島字東町
(3) 辺地度数 174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差は正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や住民福祉の向上のため、集会施設の整備、また、医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間

(千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
村道 (扇浦地域線・大村奥村地域線)	小笠原村	130,934	81,810	49,124	31,900
診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000
集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0
合 計		488,317	421,064	67,253	48,900

総合整備計画書(変更前)

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,039人 : 面積 23.80km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村父島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村父島字東町
(3) 辺地度数 174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差は正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や住民福祉の向上のため、集会施設の整備、また、医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間

(千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
村道 (扇浦地域線・大村奥村地域線)	小笠原村	146,505	86,806	59,699	31,900
診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000
集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0
合 計		503,888	426,060	77,828	48,900

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 新旧対照表(母島辺地)

総合整備計画書(変更後)

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 448人 : 面積 19.88km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村母島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村母島字元地
(3) 辺地地点数 345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備もいまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。

母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間

(千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
村道(沖村地域線)	小笠原村	16,427	9,856	6,571	0
診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900
合 計		107,962	67,444	40,518	33,900

総合整備計画書(変更前)

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 469人 : 面積 20.21km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村母島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村母島字元地
(3) 辺地地点数 345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備もいまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。

母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や医療水準の向上のため、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成23年度から平成27年度まで5年間

(千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
村道(沖村地域線)	小笠原村	0	0	0	0
診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900
合 計		91,535	57,588	33,947	33,900

議案第20号

平成28年度小笠原村一般会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 0 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 予 算

(別紙)

平成28年度小笠原村
一般会計予算
予算総則

平成28年度小笠原村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,050,734千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

平成28年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 村 税		441,217
	1. 村 民 税	263,082
	2. 固 定 資 産 税	145,407
	3. 軽 自 動 車 税	8,728
	4. 村 た ば こ 税	24,000
2. 地 方 譲 与 税		6,572
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,875
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	4,696
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	1
3. 利 子 割 交 付 金		1,583
	1. 利 子 割 交 付 金	1,583
4. 配 当 割 交 付 金		8,692
	1. 配 当 割 交 付 金	8,692
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,142
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,142
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		65,052
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	65,052
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		3,521
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,521
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		129,057
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	81,163
	2. 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	47,894
10. 地 方 特 例 交 付 金		639
	1. 地 方 特 例 交 付 金	639

款	項	金 額
11. 地 方 交 付 税		1,351,646
	1. 地 方 交 付 税	1,351,646
13. 分 担 金 及 負 担 金		5,715
	1. 負 担 金	5,715
14. 使 用 料 及 手 数 料		269,276
	1. 使 用 料	254,260
	2. 手 数 料	15,016
15. 国 庫 支 出 金		310,009
	1. 国 庫 負 担 金	35,291
	2. 国 庫 補 助 金	251,461
	3. 国 庫 委 託 金	23,257
16. 都 支 出 金		900,090
	1. 都 負 担 金	26,453
	2. 都 補 助 金	823,620
	3. 都 委 託 金	50,017
17. 財 産 収 入		41,520
	1. 財 産 運 用 収 入	41,519
	2. 財 産 売 払 収 入	1
18. 寄 附 金		1,701
	1. 寄 附 金	1,701
19. 繰 入 金		329,419
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	4,660
	2. 基 金 繰 入 金	324,759
20. 繰 越 金		7,900
	1. 繰 越 金	7,900
21. 諸 収 入		65,283

款	項	金 額
	1. 延滞金加算金及過料	1
	2. 村 預 金 利 子	106
	3. 貸付金元利収入	2,320
	4. 受託事業収入	7,056
	5. バス事業収入	3,348
	6. 雑 入	52,452
22. 村	債	106,700
	1. 村 債	106,700
歳 入	合 計	4,050,734

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 議 会 費		70,973
	01. 議 会 費	70,973
02. 給 務 費		1,122,956
	01. 給 務 管 理 費	1,049,002
	02. 徴 税 費	23,063
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	42,268
	04. 選 挙 費	6,792
	05. 統 計 調 査 費	616
	06. 監 査 委 員 費	1,215
03. 民 生 費		660,990
	01. 社 会 福 祉 費	444,901
	02. 児 童 福 祉 費	211,618
	03. 国 民 年 金 費	4,471
04. 衛 生 費		983,683
	01. 保 健 衛 生 費	585,124
	02. 清 掃 費	340,742
	03. 上 水 道 費	57,817
05. 農 林 水 産 業 費		52,440
	01. 農 業 費	14,584
	02. 水 産 業 費	37,856
06. 商 工 費		123,465
	01. 商 工 費	123,465
07. 土 木 費		206,486
	01. 土 木 管 理 費	10,443
	02. 道 路 橋 り よ う 費	169,072
	03. 河 川 費	9,551

款	項	金額
	04. 都 市 計 画 費	3,752
	05. 公 園 費	13,667
	06. 住 宅 費	1
08. 消 防 費		10,169
	01. 消 防 費	10,169
09. 教 育 費		274,379
	01. 教 育 総 務 費	52,446
	02. 小 学 校 費	67,497
	03. 中 学 校 費	61,634
	04. 社 会 教 育 費	39,134
	05. 保 健 体 育 費	53,668
11. 公 債 費		463,258
	01. 公 債 費	463,258
12. 諸 支 出 金		71,935
	01. 基 金 費	69,383
	02. 諸 費	2,552
13. 予 備 費		10,000
	01. 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,050,734

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
母島村民会館指定管理料	平成28年度から 平成30年度まで	26,615 千円

第3表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法 証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
1	臨時財政対策債	千円 84,200	
2	道路整備債	22,500	
合 計		106,700	

議案第 2 1 号

平成 2 8 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 1 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成28年度小笠原村
国民健康保険特別会計予算
予 算 総 則

平成28年度小笠原村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 380,960千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		79,198
	1. 国民健康保険税	79,198
2. 一部負担金		2
	1. 一部負担金	2
3. 使用料及手数料		2
	1. 手数料	2
4. 国庫支出金		104,579
	1. 国庫負担金	82,684
	2. 国庫補助金	21,895
5. 療養給付費交付金		4,567
	1. 療養給付費交付金	4,567
6. 前期高齢者交付金		9,301
	1. 前期高齢者交付金	9,301
7. 都支出金		44,429
	1. 都負担金	34,246
	2. 都補助金	10,183
9. 共同事業交付金		92,469
	1. 共同事業交付金	92,469
10. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
11. 繰入金		45,899
	1. 一般会計繰入金	45,899
12. 繰越金		501
	1. 繰越金	501
13. 諸収入		12
	1. 延滞金加算金及過料	5

款	項	金額
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雜 入	5
歳 入	合 計	380,960

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
01. 総務費		5,164
	01. 総務管理費	5,094
	02. 徴税費	70
02. 保険給付費		177,151
	01. 療養諸費	152,549
	02. 高額療養費	17,612
	03. 移送費	51
	04. 出産育児諸費	6,724
	05. 葬祭費	150
	06. 結核・精神医療給付費	65
03. 後期高齢者支援金等		55,037
	01. 後期高齢者支援金等	55,037
04. 前期高齢者納付金等		4
	01. 前期高齢者納付金等	4
05. 老人保健拠出金		4
	01. 老人保健拠出金	4
06. 介護納付金		24,444
	01. 介護納付金	24,444
07. 共同事業拠出金		112,304
	01. 共同事業拠出金	112,304
08. 保健事業費		5,548
	01. 特定健康診査等事業費	5,548
09. 諸支出金		304
	01. 償還金及還付金	303
	02. 繰出金	1
10. 予備費		1,000

款	項	金 額
	01. 予 備 費	1,000
歲 出	合 計	380,960

議案第 22 号

平成 28 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 2 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 28 年度小笠原村
簡易水道事業特別会計予算
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 564,964 千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

(継続費)

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による
継続費の経費の年額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(地方債)

- 第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債
の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」に
よる。

平成 28 年 3 月 8 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及負担金		1
	1. 負担金	1
2. 使用料及手数料		95,711
	1. 使用料	95,575
	2. 手数料	136
3. 国庫支出金		203,085
	1. 国庫補助金	203,085
4. 都支出金		101,542
	1. 都補助金	101,542
5. 財産収入		15
	1. 財産運用収入	15
6. 繰入金		75,257
	1. 繰入金	75,257
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 諸収入		52
	1. 村預金利子	1
	2. 雑入	51
9. 村債		89,300
	1. 村債	89,300
歳入	合計	564,964

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		119,854
	01. 総 務 管 理 費	119,854
02. 建 設 改 良 費		406,170
	01. 建 設 改 良 費	406,170
03. 公 債 費		37,924
	01. 公 債 費	37,924
04. 諸 支 出 金		16
	01. 基 金 費	16
05. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		564,964

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2. 建設改良費	1.建設改良費	清瀬配水池更新	千円 172,121	平成28年度	千円 86,019
				平成29年度	86,102

第3表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	
1	建設改良債	千円 89,300	<p>起債の方法</p> <p>証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。</p> <p>利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> <p>償還の方法</p> <p>政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。</p> <p>その他</p> <p>事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>
合 計		89,300	

議案第 23 号

平成 28 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 3 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成28年度小笠原村
宅地造成事業特別会計予算
予 算 総 則

平成28年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,819千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2. 事業収入		8,816
	1. 土地売却収入	8,357
	2. 土地貸付収入	459
3. 繰入金		1
	1. 繰入金	1
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		1
	2. 雑収入	1
歳入合計		8,819

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		4,065
	01. 総 務 管 理 費	4,065
02. 諸 支 出 金		4,654
	01. 繰 出 金	4,654
03. 予 備 費		100
	01. 予 備 費	100
歳 出 合 計		8,819

議案第 24 号

平成 28 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 4 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

介護保険（保険事業勘定）特別会計予算

(別紙)

平成 2 8 年 度 小 笠 原 村
介護保険 (保険事業勘定) 特別会計予算
予 算 総 則

平成 2 8 年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 58,892 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 8 年 3 月 8 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保 險 料		11,499
	1. 介 護 保 險 料	11,499
2. 使 用 料 及 手 数 料		2
	1. 手 数 料	2
3. 国 庫 支 出 金		10,054
	1. 国 庫 負 担 金	9,809
	2. 国 庫 補 助 金	245
4. 支 払 基 金 交 付 金		14,940
	1. 支 払 基 金 交 付 金	14,940
5. 都 支 出 金		7,339
	1. 都 負 担 金	7,216
	2. 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3. 都 補 助 金	122
6. 財 産 収 入		21
	1. 財 産 運 用 収 入	21
7. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
8. 繰 入 金		14,928
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	14,926
	2. 基 金 繰 入 金	1
	3. 介 護 サービス 事 業 勘 定 繰 入 金	1
9. 繰 越 金		100
	1. 繰 越 金	100
10. 諸 収 入		7
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	3

款	項	金額
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 雜 入	3
11. 村	債	1
	1. 財 政 安 定 化 基 金	1
歲 入	合 計	58,892

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		4,903
	01. 総 務 管 理 費	3,478
	02. 介 護 認 定 審 査 会 費	1,425
02. 保 険 給 付 費		52,386
	01. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	52,386
03. 地 域 支 援 事 業 費		974
	01. 介 護 予 防 事 業 費	974
04. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
05. 基 金 積 立 金		22
	01. 基 金 積 立 金	22
06. 諸 支 出 金		105
	01. 償 還 金 及 還 付 金	103
	02. 繰 出 金	2
07. 公 債 費		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
08. 予 備 費		500
	01. 予 備 費	500
歳 出	合 計	58,892

議案第25号

平成28年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計
予算(案)

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 5 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算

(別紙)

平成 28 年度 小笠原村
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
予 算 総 則

平成 28 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 174,332 千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 28 年 3 月 8 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. サービス収入		33,511
	1. 介護給付費収入	27,076
	2. 予防給付費収入	2,288
	3. 自己負担金収入	4,147
2. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
3. 繰入金		140,817
	1. 一般会計繰入金	140,816
	2. 保険事業勘定繰入金	1
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		2
	1. 村預金利子	1
	2. 雑収入	1
歳入	合計	174,332

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		9,849
	01. 施 設 管 理 費	9,849
02. サ ー ビ ス 事 業 費		163,480
	01. 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 費	163,480
03. 諸 支 出 金		3
	01. 繰 出 金	2
	03. 還 付 金 及 償 還 金	1
04. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		174,332

議案第26号

平成28年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 6 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成28年度小笠原村
下水道事業特別会計予算
予算総則

平成28年度小笠原村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 396,495 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及負担金		1
	1. 負担金	1
2. 使用料及手数料		50,941
	1. 使用料	50,903
	2. 手数料	38
3. 国庫支出金		56,160
	1. 国庫補助金	56,160
6. 繰入金		132,590
	1. 繰入金	132,590
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 諸収入		2
	1. 村預金利子	1
	2. 雑収入	1
9. 村債		156,800
	1. 村債	156,800
歳入合計		396,495

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		219,003
	01. 総 務 管 理 費	219,003
02. 建 設 改 良 費		112,320
	01. 建 設 改 良 費	112,320
04. 公 債 費		64,171
	01. 公 債 費	64,171
05. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
06. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	396,495

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	
1	建設改良債	千円 156,800	<p>起債の方法</p> <p>証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。</p> <p>利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> <p>償還の方法</p> <p>政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。</p> <p>その他</p> <p>事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>
合 計		156,800	

議案第 27 号

平成 28 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 7 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

浄 化 槽 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成28年度小笠原村
浄化槽事業特別会計予算
予 算 総 則

平成28年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,153 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及負担金		1
	1. 負担金	1
2. 使用料及手数料		4,248
	1. 使用料	4,236
	2. 手数料	12
3. 国庫支出金		3,465
	1. 国庫補助金	3,465
4. 都支出金		1
	1. 都補助金	1
5. 繰入金		9,112
	1. 繰入金	9,112
6. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
7. 諸収入		225
	1. 村預金利子	1
	2. 雑収入	224
8. 村債		3,100
	1. 村債	3,100
歳入	合計	20,153

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		8,455
	01. 総 務 管 理 費	8,455
02. 建 設 改 良 費		6,930
	01. 建 設 改 良 費	6,930
03. 公 債 費		3,767
	01. 公 債 費	3,767
04. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
05. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	20,153

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	
1	建設改良債	千円 3,100	起債の方法
			<p>証書借入れにより政府その他より起債する。本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。</p> <p>利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> <p>償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。</p> <p>その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>
合 計		3,100	

議案第 28 号

平成 28 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 8 号議案

平 成 2 8 年 度 小 笠 原 村

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成28年度小笠原村
後期高齢者医療特別会計予算
予 算 総 則

平成28年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,964 千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		8,624
	1. 後期高齢者医療保険料	8,624
2. 繰入金		14,350
	1. 他会計繰入金	14,350
3. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
4. 諸収入		989
	1. 延滞金加算金及過料	2
	2. 償還金及還付加算金	230
	3. 村預金利子	1
	4. 受託事業収入	754
	5. 雑入	2
歳入合計		23,964

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
01. 総務費		3,682
	01. 総務管理費	3,682
02. 広域連合納付金		17,531
	01. 広域連合納付金	17,531
03. 保健事業費		719
	01. 保健事業費	719
04. 保険給付費		300
	01. 葬祭費	300
05. 諸支出金		232
	01. 償還金及還付加算金	230
	02. 繰出金	1
	03. 広域連合返納金	1
06. 予備費		1,500
	01. 予備費	1,500
歳出合計		23,964

議案第 29 号

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画
(平成 24 年度～平成 28 年度) (案)

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

公共施設の整備計画

(千円)

辺地名	策定年度	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち地対策事業の予定額	事業内容
		施設名	事業主体名		特定財源	一般財源		
東京都小笠原村父島辺地	平成24年度 ～ 平成28年度	村道(大村奥村属浦地域線)	小笠原村	62,389	38,113	24,276	7,100	改修325m、橋りょう点検・架替
			診療所備品	33,983	16,983	17,000	0	CT装置整備
	平成28年度 (今回策定)	集会所	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事
			集会所	106,305	0	106,305	106,300	水処理棟改修
	昭和54年度 ～ 平成28年度	村道(大村奥村属浦地域線)	小笠原村	526,077	377,367	148,710	130,400	改修10,690m、その他
			教職員住宅	3,290,551	2,196,112	1,094,439	536,100	9戸
	平成28年度	社会体育施設	小笠原村	235,354	142,927	92,427	75,600	グラウンド、テニスコート3面、コート1面、その他
			小笠原村	210,731	104,700	106,031	65,800	親局1、拡声子局10、デジタル化整備
			小笠原村	524,840	61,450	463,390	403,000	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
			小笠原村	621,593	274,138	347,455	224,800	用地買収及び造成、建物設計、建設工事
			小笠原村	1,598,240	1,185,498	412,742	396,400	建物実設計、用地造成工事、建設工事
			小笠原村	619,581	369,788	249,793	237,000	用地造成工事、建設工事
			小笠原村	211,167	103,150	108,017	104,600	CT装置整備
			小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	建設工事
小笠原村			323,400	322,271	1,129	0	水処理棟改修	
小笠原村			106,305	0	106,305	106,300	水処理棟改修	
(全体計画)	計		7,775,745	4,777,017	2,998,728	2,166,600		
東京都小笠原村母島辺地	平成24年度 ～ 平成28年度	村道(沖村地域線)	小笠原村	30,402	9,856	20,546	0	橋りょう点検・補修・補修設計
			診療所備品	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
	平成28年度 (今回策定)	保育施設	小笠原村	4,946	2,473	2,473	0	用地測量、地質調査
			計	126,883	69,917	56,966	33,900	
	昭和54年度 ～ 平成28年度	村道(沖村地域線)	小笠原村	930,355	603,621	326,734	151,500	改修3,302m、その他
			教職員住宅	55,000	36,666	18,334	17,500	2戸
	平成28年度	社会体育施設	小笠原村	424,178	210,733	213,445	184,900	グラウンド、テニスコート2面、その他
			小笠原村	141,812	25,756	116,056	92,000	母島局1、拡声子局3、デジタル化整備
			小笠原村	151,973	72,325	79,648	68,900	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
			小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
	(全体計画)	保育施設	小笠原村	4,946	2,473	2,473	0	用地測量、地質調査
			計	1,799,799	1,009,162	790,637	548,700	

総合整備計画書

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,036人 : 面積 23.45km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地度数
174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づき各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差是正が急がれているところである。

父島辺地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)整備、し尿処理施設の更新、また、住民福祉の向上のため、集会施設の整備、医療機器の更新等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

区分		平成24年度から平成28年度まで5年間			一般財源のうち 対策事業債の予定額
		事業費	特定財源	一般財源	
施設名	事業主体名				
村道 (扇浦地域線・大村奥村地域線)	小笠原村	62,389	38,113	24,276	7,100
診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000
集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0
し尿処理施設	小笠原村	106,305	0	106,305	106,300
合計	計	526,077	377,367	148,710	130,400

総合整備計画書

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 451人 : 面積 19.88km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村母島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村母島字元地
- (3) 辺地度数
345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。

母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や住民福祉の向上のため、医療機器の更新、保育施設の整備等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

区分		事業費		財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業費の予定額
		事業費	特定財源	特定財源	一般財源	
施設名	事業主体名					
村道(沖村地域線)	小笠原村	30,402		9,856	20,546	0
診療所備品	小笠原村	91,535		57,588	33,947	33,900
保育施設	小笠原村	4,946		2,473	2,473	0
合計		126,883		69,917	56,966	33,900

平成24年度から平成28年度まで5年間

(千円)

同意第1号

小笠原村農業委員会委員の任命の同意について

上記について同意されたい。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、小笠原村農業委員会委員の任命につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村農業委員会委員の任命の同意について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律88号）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり任命する。

記

氏名	住所	備考
早川 保	小笠原村母島字元地 沖村都住32-1	農業者
森本 かおり	小笠原村父島字清瀬 清瀬都住3-201	農業者
藤谷 明憲	小笠原村母島字元地 沖村都住27-1	農業者
濱崎 泰宏	小笠原村母島字元地 沖村都住33-1	農業者
小松 武人	小笠原村母島字元地 沖村第2都住3-202	農業者
稲垣 勇	小笠原村母島字元地	農業者
大澤 彰	小笠原村父島字清瀬 清瀬都住5-402	農協推薦
辻井 麻里子	小笠原村父島字清瀬 清瀬都住1-205	有識者

同意第2号

小笠原村教育委員会委員の任命の同意について

上記について同意されたい。

平成28年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定に基づき、小笠原村教育委員会委員の任命につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）
第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり任命する。

記

氏名	住所	職業
鈴木 直子	小笠原村父島字清瀬 清瀬都住1-501	NPO 法人職員

発議第 1 号

平成 28 年 3 月 18 日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

提出者 小笠原村議会議員

一木 重夫

世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

（提案理由）

小笠原諸島の外来種対策は増大する脅威に追いついていないのが現状である。外来種対策等の充実を図るために、国の世界自然遺産の保全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める必要があるため、本案を提出する。

世界自然遺産の保安全管理にかかる全国的な予算枠の拡大を求める意見書（案）

小笠原諸島は陸産貝類や植物をはじめとした独特の進化を遂げた生物が凝縮されている。生物進化の縮図とも言える点で生態系の世界的な価値が認められ、平成 23 年に世界自然遺産に登録された。登録時に世界遺産委員会は「侵略的外来種対策を継続すること」を国への要請事項として決議している。しかし現在も、ネズミ、グリーンアノール、プラナリア、ツヤオオズアリ等の侵略的外来種が、その価値を破壊する脅威となっているばかりか、その脅威はより一層増大している。国は東京都、小笠原村、NPO 等と連携をして侵略的外来種対策に全力で注力しているが、増大する脅威に追いついていないのが現状である。

我が国は小笠原諸島の他に屋久島、白神山地、知床の 3 つの世界自然遺産を抱えており、ヤクシカ対策、ブナ林保全、エゾシカ対策、植生回復事業等の遺産価値保全のための生態系保全事業が増大している。近年、国では新たな国立公園の指定や拡張を進め、奄美群島・琉球諸島の世界自然遺産登録を目指しており、さらに、自然共生社会を構築し自然資源の保全と活用を図ることは地域活性化を推進する上でも不可欠な取り組みであることから、外来種対策等の生態系保全事業は全国的にもニーズが高まっている。より効率的な方法を構築しながら取り組みを継続的に進める上で予算の安定的確保が重要な課題であり、生態系保全事業の全国的な予算枠の拡大を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 18 日

小笠原村議会議長
池田 望

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣

宛て

一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
清水良一議員	1 扇浦交流センター太陽光発電の活用方針について 2 福祉センター、クリーンセンター、情報センター、診療所等の節エネルギー対策について 3 野山羊について
安藤重行議員	1 社会保険制度に伴う高齢者対策及び生活保護に関する村としての取組み等の方針及び対応について 2 節電について
一木重夫議員	1 本土との格差について 2 特別措置法の改正・延長について
杉田一男議員	1 村長所信について
稲垣 勇議員	1 アクセスについて（海路） 2 外来種対策について

小笠原村議会会議録

平成28年 第1回定例会

平成28年5月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)